

平成20年 第31回定例会

あわらし議会会議録

平成20年6月6日 開会

平成20年6月23日 閉会

あわらし議会

平成20年 第31回あわら市議会臨時会 会議録目次

第 1 号(6月6日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第49号から議案第51号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	9
議案第52号から議案第54号の一括上程・提案理由説明・総括質疑	11
議案第55号から議案第60号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	12
議案第61号から議案第62号の一括上程	
・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	18
議案第63号の上程・提案理由説明・質疑・採決	19
請願第3号の上程・委員会付託	20
陳情第1号から陳情第5号の一括上程・委員会付託	20
あわら市選挙管理委員会委員の選挙	20
あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙	21
散会の宣言	22
署名議員	22

第 2 号(6月12日)

議事日程	23
出席議員	23
欠席議員	23
地方自治法第121条により出席した者	23
事務局職員出席者	24
開議の宣告	25
会議録署名議員の指名	25

一般質問	25
笹原幸信君	25
一般質問	35
篠崎巖君	35
一般質問	39
山口峰雄君	39
一般質問	48
関山博夫君	48
一般質問	52
八木秀雄君	52
一般質問	59
石田則一君	59
一般質問	65
宮崎修君	65
一般質問	78
卯目ひろみ君	78
一般質問	83
大下重一君	83
一般質問	91
山川知一郎君	91
一般質問	99
穴田満雄君	99
一般質問	108
牧田孝男君	108
一般質問	114
北島登君	114

第 3 号 (6 月 2 3 日)

議事日程	125
出席議員	126
欠席議員	126
地方自治法第 121 条により出席した者	126
事務局職員出席者	126
開議の宣告	127
会議録署名議員の指名	127
議案第 5 5 号から議案 6 2 号の委員長報告・質疑・討論・採決	127
請願第 3 号の委員長報告・質疑・討論・採決	139
陳情第 1 号から陳情第 5 号の委員長報告・質疑・討論・採決	142
議案第 6 4 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	144

議案第 6 5 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	146
発議第 3 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	148
各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件	149
閉議の宣言	150
議長閉会挨拶	150
市長閉会挨拶	151
閉会の宣告	156
署名議員	156

第 3 1 回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日
平成 2 0 年 6 月 6 日 (金)
午前 9 時 3 0 分 開議

- 1 . 開会の宣告
- 1 . 市長招集あいさつ
- 1 . 開議の宣告
- 1 . 諸般の報告
- 1 . 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 4 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 4 議案第 5 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第 5 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 0 年度あわら市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 6 議案第 5 2 号 平成 1 9 年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 7 議案第 5 3 号 平成 1 9 年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 8 議案第 5 4 号 平成 1 9 年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第 9 議案第 5 5 号 平成 2 0 年度あわら市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 0 議案第 5 6 号 平成 2 0 年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 1 議案第 5 7 号 平成 2 0 年度あわら市老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 2 議案第 5 8 号 平成 2 0 年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 3 議案第 5 9 号 平成 2 0 年度あわら市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 4 議案第 6 0 号 平成 2 0 年度あわら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

- 日程第 1 5 議案第 6 1 号 あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第 1 6 議案第 6 2 号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 7 議案第 6 3 号 あわら市監査委員の選任について
- 日程第 1 8 請願第 3 号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 日程第 1 9 陳情第 1 号 有害野鳥対策に関する要請
- 日程第 2 0 陳情第 2 号 猪害対策に関する要請
- 日程第 2 1 陳情第 3 号 稲カメムシ防除等害虫絶滅に関する要請
- 日程第 2 2 陳情第 4 号 農業用ビニール等の廃棄物処理に関する要請
- 日程第 2 3 陳情第 5 号 園芸・畜産の活性化と振興に関する要請
- 日程第 2 4 あわら市選挙管理委員会委員の選挙
- 日程第 2 5 あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙

(散 会)

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長（東川継央君） ただ今から、第31回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時33分)

市長招集挨拶

議長（東川継央君） 開会にあたり、市長より招集のご挨拶がございます。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 第31回あわら市議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月に入り、黄金色の首を垂れていた大麦の刈り取りもほぼ終わり、初夏の訪れを感じる季節となりました。議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、先月2日にミャンマーを襲ったサイクロンや、12日に発生した中国の四川大地震では、日を追って明らかになる被害の甚大さに、大自然の力を前にした人間の無力さを改めて痛感いたしております。すでに、発生からほぼ1ヵ月が経とうとしておりますが、今後予測される2次災害、3次災害が何とか最小限で食い止められることを切望するとともに、災害の犠牲となられた皆様のご冥福と、被災地の一日も早い復興をお祈りする次第であります。

あわら市でも、こうした自然災害に備え、災害発生時における初動体制を整備するため、市内の自治会等と協力して、定期的に防災訓練や水防訓練を行っているところです。

あさって8日には、浜坂地区において、大雨の影響による急傾斜地の崩壊や土砂災害を想定した防災訓練を実施いたします。今回の訓練では、国、県、市、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練や災害時要援護者を主体とした住民の避難訓練及び消防団等による避難支援訓練を行うことにより、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図ることを目的としております。

ところで、四川大地震で学校の校舎倒壊による児童の犠牲が相次いだことを受け、全国の公立小中学校施設の耐震化事業を促進させるため、国庫補助率を引き上げる地震防災対策特別措置法改正案が今国会において成立する見込みであります。

内容といたしましては、大規模地震で倒壊する危険性の高い公立小中学校施設の工事費国庫補助率を、耐震補強は現行の2分の1から3分の2に、改築は3分の1から2分の1に引き上げ、地方には耐震診断の実施と診断結果の公表を義務付けるというものであります。

本市におきましては、小学校の耐震補強や改修工事を計画的に進めているところであり、懸案になっている芦原中学校につきましても、耐震診断の速報値が報告されたところであります。最終的な判定結果を待つ必要はありますが、今後、同中学

校の整備方針等について議会と協議し、一日も早く児童・生徒が安全で安心な学校生活を送れるよう努めて参りたいと考えておりますので、議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。

さて、今月14日から22日までの日程で、第23回目の「あわら北潟湖畔花菖蒲まつり」が開催されます。

季節の風物詩として、毎年、大変多くのお客様にご来場いただき、好評を得ているところでありますが、今回も万全の体制でお迎えできるものと考えておりますので、議員各位におかれましてもぜひお運びいただきますようよろしく願いをいたします。

ご案内のとおり、本定例会の提出議案といたしましては、専決処分に関するもの3議案、繰越明許に関するもの3議案、補正予算に関するもの6議案、条例の改正に関するもの2議案、人事に関するもの1議案の計15議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の主旨につきましては、後ほどご説明申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（東川継央君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 事務局長。

局長（圓道信雄君） 諸般の報告をいたします。

平成20年2月29日招集の第29回定例会において、議決されました議案につきましては、2月29日付け及び3月24日付けで、4月20日招集の第30回臨時会において、議決されました議案につきましては、4月21日付けで、それぞれ市長宛に会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました請願につきましては、お手元に配布してあります請願文書表のとおり5月22日に1件を受理いたしております。

又、陳情につきましては、お手元に配付してあります陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案15件、選挙2件であります。
本定例会の説明出席者は、市長以下12名であります。
以上でございます。

行政報告

議長（東川継央君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長（橋本達也君）

各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、政策課所管では、既に先の定例記者会見や広報あわら5月号でもお知らせしたように、私の選挙公約のひとつである「市民感覚で透明な行政運営」の実現に向けて、今年度初めて、各部ごとの重点目標を定めました。

この重点目標は、各部長に対し、それぞれの部における事務事業の洗い出しを通じてその抽出を命じたもので、あわら市にとって重要かつ喫緊に取り組まなければならない課題ばかりです。各部ごとの詳しい内容については、ここでは省略させていただきますが、この重点目標は、市長としてその実現を市民の皆さんにお約束するものですから、各部長には、責任を持って取り組んでもらうこととしています。

また、重点目標の中には、具体的な数値目標を伴うものもございます。これらの進捗状況につきましても、随時ご報告して参りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、市民福祉部関係でございますが、市民生活課所管では、平成19年度のコミュニティバス運行実績について、ご報告いたします。

コミュニティバスの年間利用者数は、44,204人で前年度と比較しますと、2,264人の増、率にして5.4%増となり、一便当り3.8人の利用となっております。

路線別実績につきましては、坪江北部・細呂木東部方面の北ルート1号線は、7,987人で、前年度比1,693人の増、率にして26.9%増となっております。

細呂木・吉崎方面の北ルート2号線は、17,149人で、前年度比1,286人の減、率にして7.0%減となっておりますが、これは、65歳以上の利用が減少したためであります。

浜坂・富津など北潟方面の北ルート3号線は昨年7月に一部路線の延長を行った路線ですが、5,513人で、前年度比866人の増、率にして18.6%増となっております。

観光ルートの北ルート4号線は、2,963人で、前年度比79人の増、率にして2.7%増となっております。

伊井・坪江・劔岳方面の南ルート1号線は、8,940人で、前年度比642人

の増、率にして7.7%の増となっています。

北ルート3号線同様、昨年7月に路線等の一部変更を行った新郷・本荘方面の南ルート2号線は、1,652人で、前年度比270人の増、率にして19.5%増となっています。

次に、あわら市と坂井市を結ぶ広域生活バス路線として、京福バス(株)が運行している芦原温泉線2路線、本荘線、長屋線の計4路線については、県補助金の廃止対象路線となっています。

これらの路線は、交通弱者の足として、また小・中学生や高校生の通学手段として利用されている路線となっています。

このことから、この4路線の取扱いについては、坂井市やその他関係機関との協議を重ねるほか、これまでの実績や地域住民の要望、市のコミュニティバス路線との調整など、市地域公共交通会議で十分検討し、地域住民のニーズに即した運行となるよう努力して参りたいと考えております。

次に、健康長寿課所管ですが、昨年10月着工以来、鋭意進めてまいりました金津雲雀ヶ丘寮の工事も、3月末に完成し、議員各位並びに関係者のご臨席をいただき、4月22日に竣工式を挙行いたしました。

この度、増築しました特別養護老人ホームにつきましては、40名分の増床で、全室個室とし、きめ細やかなユニットケアを実践するものであります。また、ショートステイも今回12名分を増床し、「自宅でない在宅介護」を目指すものです。

今後も職員全員が力を合わせ、従来の介護サービスに加え、増床施設の安定かつ充実した運営の確立に努力してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、教育委員会関係でございますが、文化学習課所管の金津創作の森では、3月9日から3月16日まで「ガラス工房講座生展・スタッフ作品展、第8回ガラス・ワークス2008、再発見ガラスの魅力」を、また、3月20日から3月30日まで「第9回金津創作の森 陶芸教室作品展、板いろいろ」を、それぞれミュージアム-1にて開催いたしました。

受講生やスタッフの作品を、展覧会としてお客様に観覧していただける展示を目指しました。

また、4月19日から5月25日までは「開館10周年記念 第5回森の作家展、10・転・展(てん・てん・てん) あわら市の作家達と」を開催いたしております。

本年は金津創作の森開館10周年の年にあたり、開催する全ての企画展に「開館10周年」と冠することとし、その最初の展覧会となりました。

これまで本展は、入居作家の作品展として隔年での開催をしてきましたが、今回はあわら市在住の作家も交えて総勢18人の近作、新作約70点を展示し、初日の交流会で出展作家相互の交流を図りました。

また、出展作家による作品解説等を実施した結果、入場者数は3,089人となり、市民の皆様の地元作家に対する関心の高さが伺えたところであります。

5月10日、11日は、春恒例の第8回「森のアートフェスタ」を水辺の広場で開催いたしました。

新緑の森を舞台に、アート性の高い手作り工芸品を作る作家を審査で選定したほか、地元福井の作家育成枠を設け、合計142店が出店いたしました。

併せて食のマーケット16店も出店し、大人から子供まで楽しめる、親しみやすい企画といたしました。

両日はシャトルバスを運行するなどした結果、13,559人の大変多くのお客様にご来場いただきました。

なお、金津創作の森が平成11年にグランド・オープンして以来、市民の皆様をはじめ、国内外の皆様のご支援によりまして、5月23日、来館者が100万人に達しましたのであわせてご報告申し上げます。

次に、スポーツ課所管では、去る5月18日に第5回あわら市トリムマラソン大会を開催いたしましたところ、東川議長をはじめ議員各位には開会式にご出席いただき心からお礼申し上げます。

当日は天候に恵まれ、参加者の皆様にも気持ちよく走っていただけたものと思っています。

本年は、昨年より103名多い2,029名の参加申込みがあり、完走者は過去最高の1,911名となり、各部門毎に記録を狙う方や完走を目指す方など様々にご参加を頂いたところです。

特に、今回は福井県警察本部交通機動隊のご協力をいただき、当あわら市出身の女性白バイ隊員を含むお二人の方に10kmコースの先導をお願いいたしました。

また、昨年に引き続き、芦原温泉旅館協同組合女将の会の皆様がゴールしたランナーに、冷たいおしぼりをサービスして大変好評であったとの報告を受けております。関係者の皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

今後も、スポーツと観光・文化等との連携を図り、あわら市の個性を活かしたマラソン大会にして参りたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、8番、向山信博君、9番、坪田正武君の両名を指名します。

会期の決定

議長（東川継央君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月23日までの18日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より6月23日までの18日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第49号から議案第51号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(東川継央君) 日程第3、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて(あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第4、議案第50号、専決処分の承認を求めることについて(あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)

日程第5、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて(平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第1号))

以上の議案3件を一括議題とします。

議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第49号から議案第51号までの「専決処分の承認を求めることについて」の3議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号につきましては、あわら市税条例の一部を改正したものであります。

地方税法の改正により、個人住民税における寄附金税制及び証券税制の改正並びに公的年金からの特別徴収制度の導入等が行われることに伴い、所要の改正を行うことについて、専決処分したものであります。

議案第50号につきましては、あわら市国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。

地方税法の改正により、医療費分の基礎課税額に係る限度額が56万円から47万円に引き下げられたこと、後期高齢者医療制度の創設により、後期高齢者医療支援金分の税率が新たに設定されたこと等に伴い、所要の改正を行うことについて、専決処分したものであります。

議案第51号につきましては、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第1号）で、歳入歳出それぞれ3,041万5千円の追加を専決処分したものであります。これに伴い、補正後の予算総額は、歳入歳出それぞれ3億5,101万5千円となっております。

補正の内容につきましては、平成19年度の歳入不足額を補てんするための繰上充用金3,041万5千円を計上したものであります。

これに伴う歳入といたしまして、過年度分の支払基金交付金441万8千円及び国庫支出金2,599万7千円を計上しております。

以上が専決処分の内容でございます。よろしくご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっております議案第49号から議案第51号までの3議案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第49号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。したがって、議案第49号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第50号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第50号、専決処分の承認を求めることについて（あわら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は、原案のとおり承認することに決定しました。

議長（東川継央君） 議案第51号について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、専決処分の承認を求めることについて（平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第1号））は、原案のとおり承認することに決定しました。

議案第52号から議案第54号の一括上程・提案理由説明・総括質疑

議長（東川継央君） 日程第6、議案第52号、平成19年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第7、議案第53号、平成19年度あわら市金津雲雀ヶ丘寮特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第8、議案第54号、平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

以上の議案3件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第52号「平成19年度あわら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」から議案第54号「平成19年度あわら市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について」までの3議案について、ご報告を申し上げます。

議案第52号につきましては、繰越計算書に記載されておりますとおり、農林水産業費で、経営体育成基盤整備事業負担金 20万5千円、商工費の産業団地整備事業測量設計業務 1,094万円、土木費で、県営急傾斜地事業負担金 230万円、教育費で、小学校施設整備事業 1億7,033万5千円及び幼稚園施設整備事業 260万円の合計 1億8,638万円を平成20年度への繰越額として決定したものであります。

これらの財源といたしましては、国県支出金 9,072万5千円のほか、地方債 7,900万円、その他 80万円及び一般財源 1,585万5千円を計上しております。

議案第53号につきましては、金津雲雀ヶ丘寮特別会計において、指定介護老人福祉施設費の金津雲雀ヶ丘寮増築工事 470万円を平成20年度への繰越額として決定したものであります。

財源は、全額一般財源であります。

議案第54号につきましては、公共下水道事業会計において、資本的支出の建設改良費で、九頭竜川流域下水道事業建設負担金 1,422万7千円を平成20年度への繰越額として決定したものであります。

この財源といたしましては、企業債 1,420万円のほか受益者分担金・負担金 2万7千円を計上しております。

以上3議案について、ご報告いたします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第52号から議案第54号までの3議案は終結いたします。

議案第55号から議案第60号の一括上程・

提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第9、議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第56号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第11、議案第57号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第58号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、日程第13、議案第59号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第60号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）

以上の議案6件を一括議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第55号「平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）」から議案第60号「平成20年度あわら市水道事業会計補正予算（第1号）」までの6議案について、内容の説明を申し上げます。

議案第55号「平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、3億9,947万9千円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ116億7,947万9千円とするものであります。

補正の内容につきましては、当初予算の編成時において国・県補助金の取扱いや額が明確になっていなかったもののほか、新規採択事業に係るもの、公的資金繰上償還に係る経費等を計上いたしたものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では財産管理費で庁舎屋上防水工事及び庁内照明器具取替工事で1,590万円を計上しているほか、賦課徴収費で、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付するため市税過誤納還付金3,000万円を計上いたしております。

民生費では、老人福祉総務費で老人保健特別会計への繰出金492万6千円を計上いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で、競争力のある福井米づくり事業補助金116万円、鳥獣害防止総合対策事業補助金200万円、園芸を取り入れた直播推進事業補助金180万円を計上いたしております。

また、農地費で、番田・田中々排水機場を含む2排水機場において、排水機場適

正化事業による工事等に係る管理経費 1,119万7千円を計上いたしております。

商工費では、商工振興費で商工フェスティバル事業補助金 300万円を、観光費で夏まつり事業補助金 350万円を計上いたしております。

土木費では、都市計画総務費で芦原温泉駅周辺整備に係るまちづくり交付金事業の事業費の確定に伴い、西口駐車場整備や西口アクセス道路等に係る工事費 4,490万円、西口駐車場用地購入費 1億4,900万円を含む総額 1億9,520万円を増額しているほか、公園費においても、まちづくり交付金事業に係る都市公園整備工事 4,922万円を含む 5,400万円を増額しております。

また、住宅総務費で、木造住宅耐震改修促進事業補助金 360万円を新たに計上いたしております。

消防費では、常備消防費で消防団員の防火衣等の整備に係る嶺北消防組合負担金 168万1千円を増額しているほか、災害対策費で自主防災組織に対する防災資機材等整備事業補助金 25万円を新たに計上いたしております。

教育費では、学校給食費で金津中学校給食室屋根塗装工事 110万円を計上いたしております。

公債費では、財政融資資金等の公的資金補償金免除繰上償還に係る経費 5,801万9千円を計上いたしております。

一方、歳入につきましては、まちづくり交付金事業費の額の確定に伴う国庫補助金 3,000万円の追加、農林事業及び土木事業の実施並びに市税過誤納還付金計上等に伴う県支出金 1,426万8千円の追加のほか、南部土地区画整理基金繰入金 3,240万円、前年度繰越金 7,451万5千円、まちづくり交付金事業に係る土木債 1億7,930万円及び公的資金繰上償還に係る借換債 5,790万円が主なものとなっております。

議案第56号「平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」につきましては、8,164万3千円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ30億7,364万3千円とするものであります。

補正の内容につきましては、保険給付費の退職被保険者等療養給付費で、退職被保険者等療養給付費負担金 6,500万円を計上しているほか、老人保健医療費拠出金 917万2千円等を計上いたしております。これに伴う歳入につきましては、退職者医療交付金 7,250万円及びその他繰越金 914万3千円を計上しております。

議案第57号「平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)」につきましては、6,085万9千円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億1,187万4千円とするものであります。

補正の内容につきましては、診療報酬明細書の再審査に伴い、本年3月診療以前の精算分として医療給付費 5,580万円、医療費支給費 500万円等を計上いたしております。これに伴う歳入につきましては、支払基金交付金 3,131万3千円、国庫支出金 1,969万6千円、県支出金 492万4千円及び一般会計からの繰入金 492万6千円を計上しております。

議案第58号「平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1

号)」につきましては、672万2千円を追加補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,172万2千円とするものであります。

補正の内容につきましては、公債費で、財政融資資金等の公的資金補償金免除繰上償還に係る経費672万2千円を計上いたしております。

これに伴う歳入につきましては、一般会計繰入金32万2千円及び公的資金借換債640万円を計上しております。

議案第59号「平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)」につきましては、資本的支出の企業債償還金で、財政融資資金等の公的資金補償金免除繰上償還に係る経費11億2,141万6千円を計上いたしております。

これに伴う収入につきましては、公的資金借換債11億2,100万円等を計上しております。

議案第60号「平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)」につきましても前議案同様、資本的支出の企業債償還金で、財政融資資金等の公的資金補償金免除繰上償還に係る経費5億9,529万1千円を計上いたしております。

これに伴う収入につきましては、公的資金借換債5億9,500万円等を計上しております。

以上、6議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(東川継央君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 議案第55号一般会計の補正予算について、伺いたいと思いますが、駅周辺整備事業に中の一貫でまちづくり交付金事業、西口駐車場の整備等が計上されておりますが、新幹線が来るという前提でそもそも、計画を立てられたというふうに思いますが、現在、まだ、新幹線がいつ来るか確定をしていない、しかも、来るとしても芦原温泉駅に停車するのかどうかというのは、さらに、はっきりしない、という状況だと思えます。そういう中で、すでに、東口の駐車場は、完成をして供用が開始されておりますが、見ておりますと毎日、2、3台からせいぜい多くて10台くらいというような状況で一般の市民から非常に無駄ではないか、という批判が起こっております。こういう中で、さらに西口広場、西口の駐車場を整備をするというのは、ますます、市民から見ると不要な無駄な投資ではないか、という批判がでるといふふうに思えます。私は、100%これが無駄というふうには考えませんが、非常に財政運営が厳しい中で今の時期にあえて、どうしてもこれをやらなければならないということではないのではないかと、そういう点では、これを見直しをしてですね、先送りをするとかという必要があると思えますがそういう点について、市長の見解を伺いたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部理事 田中房一君。

土木部理事(田中房一君) このまちづくり交付金事業で実施しているわけですが、この事業はですね、平成19年、20年、21年の3カ年で行っております。その内容はですね、旧金津市街地を対象に新幹線の現役併設を見据え、定住環

境の向上を図りながら駅周辺のまちづくりを進めるという目的で行っております。事業費は、6億5千万。今回、国の今年度の補助金が確定したことに伴い補正したものでございます。

その事業内容といたしましては、西口アクセス道路、西口駐車場、東口駐車場、それと旭・山室線の消雪工事、クレヨンランドの公園整備、それと下新橋歩道橋の修繕、あと住吉街区公園、新用街区公園、新街区公園の整備が入っております。これを3ヵ年で行うということで、実施している事業の今年度の確定したことに伴う補正でございます。また、新幹線につきましては、県内の実施認可がまだ出ておりません。ただですね、県民あるいは、あわら市民は、本当に強く早期着工、完成を望んでおります。今回、駅前で行っている中身につきましては、工事実施認可が出たあとですね、JRと協議に入るわけですが、その時に、駅舎の位置、形、あるいは、駅前広場、これらを実施するために早期にやっておかなければならない、必要、基本的なものでございます。また、あわら市としても早期に望んでいるということで駅前を長期的なビジョンでやっていくということは、熱意を示す上においても、必要であると考えております。ご理解賜りますようよろしくお願い致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) 新幹線建設に対する熱意を示す上でも必要だ、という答えですが、私は、従来から新幹線が芦原温泉に停車をしてもあわら市にとっては、プラスになるとは考えられないと、地元負担、一切無しでですね、建設をするのであれば、それは、それで結構ですけれども地元負担をしてまで建設を促進する必要はないのではないか、いうふうに思っております。この、新幹線誘致に熱意を示す為に必要だということですが最終的にですね、「来ない」ということになった場合は、まったく無駄ということになりかねない、というふうに思います。そういう点では、この事業の実施をですね、もう少し、状況を見て先送りするなりそういうことが是非、必要だというふうに思いますので、重ねて再検討をお願いをしておきたいと思っております。

それから、同じく補正で木造住宅の耐震改修促進事業6個分の補助が計上されておりますが、この補助は、どういう基準で行われるのか、できれば、ご説明をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) ただいまの、山川議員の質問でございますけれども、住宅の耐震化につきましては、以前にですね、住民を対象に住宅の耐震診断また、耐震補強計画というのをしております。その行った方にですね、耐震補強工事を実施するかというアンケートを取ったわけでございますが、その内、6戸分につきましては、実施したい、ということでございましてので、今回、予算計上をさせていただきました。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君。

4番(山川知一郎君) その耐震工事の事業費がどれだけであっても1戸当り60万ということですか。ちょっと、お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) ただいまのご質問でございますが、実は、60万円は、限度ですと補助するというので、事業費は一応、90万円以上の事業で最高60万、2/3程度補助しますという内容でございます。最低、1人は、30万円以上の出費は必要ということでございます。

議長(東川継央君) 他に質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今程、山川議員のまちづくりですかね、それに関連するかもわかりませんが、一般会計補正予算の12ページ、ちょっとお願いします。この12ページで土木費関係でやね、公有財産の購入、これに関しまして1億4,900万を計上してあると、これ、こんなに大きな金額を何でやろうと、私、思いまして、産業建設常任委員会の委員会資料ですね、この中で、産業建設常任委員会の資料の6ページを見ましたら、いろいろ書いてありました。いろいろ書いてありまして、この中で私、旧金津町がやったことを今さら云々言うつもりはありません。ただ、自分が理解しにくいから、これ今、質疑をしてみたいな、ということでございます。その中で、この旧日本たばこ産業株式会社ですか、今のJTですね、これが持っていたものが現在は、あわら市の所有になっていると、あわら市の所有になった経緯はというと、売買契約が平成14年の12月29日に売買契約が済んでいると、そうしますと、私、素人考えで考えてみますと売買契約という言葉を使ってある以上は、おそらく、金銭のやり取りも済んでいると、こういう理解をするんですが、これ、土木部長、どういうふうに説明していただけますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 土木部長、山口志代治君。

土木部長(山口志代治君) ただいまの、穴田議員のご質問でございますが、ご指摘のとおり平成14年12月29日に売買契約が一応、成立してございます。しかし、この契約につきましては、一応、その当時の金津町ですね、土地開発基金と申しますか、それを財源として、買い支えた、ということでございます。そういう中で、今回、買い換えになるわけでございますが、いわゆる、合併特例債を適用できないか、ということで財政当局といろいろ詰めをやってわけございますが、いわゆる、土地開発基金で購入した、ということと、今回、公共事業の用地に切り替えるという条件が満たされたということで合併特例債の適用を受けるということで何らかの見返りも何%かありますので、良質な財源に切り替えたということで今回、予算計上させていただきました。確かに、名前はですね、市長の名前は変わることはございません。やはり、普通財産から行政財産に切り替わった、という形になるうかと思えます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) 今、土木部長の説明ですけどね、今、冒頭に私、言いましたようにすでに、金銭のやり取りも済んでいると、ですけども、今回、こういうやね、計上したのは、あくまでも、合併特例債を使わんが為にやね、こういう計上をしたんだと、私は、そういう捕らえ方をしたんですけども、そうしますと、これ、経理上、どういう扱いにこれからしていくつもりですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君。

財政部長(長谷川賢治君) 穴田議員のご質問にお答えいたします。今、先程、土木部長の方からお答えしましたように今回の土地購入費の計上につきましては、従来ですとですね、先行した将来の公共用地に使うためにも、土地先行取得債という事業とそれから、福井県とかが持っております、県の開発公社、土地開発公社ですね、というものにつきましては、事業を實際やる場合においてですね、起債の対象になるということなんですが、今回の事業につきましても、国庫補助対象の事業にはなりません、地方債の起債対象になるということで、それは、基金というものが先程言いました土地先行取得債それから土地開発公社と同じようなものの扱いをするということで今回するわけでございます。そして、今回、事業の対象になりますのは、実は、私ども、この西口駐車場の整備につきましては、平成27年度に当初、予定しておったわけなんです、今回、まちづくり交付金が3,000万円増額になった、ということで今回、今年度、実施をするということになりましたので急遽ですね、この事業財源として有利な合併特例債を使いたい、ということで今回、上げさせてもらったわけでございます。今後ですね、そういうことをすることによりまして、1億4,900万円の95%を起債で賄うわけなんです、その後、交付税として70%があるということで実質ですね、30%で土地が購入できたという形になるのかな、と言う具合に考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君。

16番(穴田満雄君) この件に関しましては、私、わからん点、多々ありますけれども、後ほど所管の委員会でやっていただくことといたしまして、これ、私、ひとつだけ、注文つけときます。と言いますのは、1億4,900万円、1億5,000万円からの事業やるにあたってね、いきなり、全協で説明して、そして、後は補正で処理してしまうんだとこういうやり方は、私、いかなもんかなと、冒頭に言いましたように所詮、あわら市のもんになっているんだから、それでいいんじゃないかとそういう考えを持っているかもわかりませんが、こういうやり方をされると市民が納得しませんよ。それは、旧金津町の町民の方にしてもやね、そういうことを覚えていけばいいですけども、やっぱり、忘れてる人の方がほとんどだと思いますからこういうことは、絶対しないように忠告だけしておきます。

それから、もう一点、これは、臨時職員の賃金に関してですけども、今度の一般会計の補正を見てやりますと3ヶ所にわたってその臨時職員の賃金を計上してあります。私もサラリーマンをやったから国鉄にいてサラリーマンをやりますから、俗にこういうやつは、過年度処理と私は、そういう言葉を使ったんですけどもその臨時職員を3人を再度、新年度入ってから雇用するということは、あわら市が今まで進めてきた要因、合理化ですね、職員も少なくするということしわ寄せが新年度に入って出てきたのかどうか。あるいは、もっと他に理由があるのかどうか。これについて、ちょっと説明方お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君。

総務部長(神尾秋雄君) ただ今、穴田議員のご質問にお答えをいたします。あわら市がこれまで進めてきた人員削減ですね、行革の影響がこういう形が出てきたのかということにつきましては、性格としては、そういうものではございません。人事配

置につきましてはですね、当初予算編成時に人事配置計画を持ちながらそれに基づきまして人件費を計上するわけでございますが、今回の補正につきましては、その編成後ですね、急な自己都合退職者が1名出たということでございます。それから、育休中の職員が復帰するという想定と申しますか、そういう計画を立てておったわけですが、それが、延長が2名でたということで都合3名、人員配置計画から見込みが狂ったということでございます。そういった中で、急遽、臨時職員の募集を3名行いまして現在、3課に配置をしているところでございます。そういった関係の予算の補正でございますのでよろしくお願いいたします。

議長(東川継央君) 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 質疑なしと認めます。

議長(東川継央君) ただいま議題となっております議案第55号から議案第60号までの6議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議長(東川継央君) 暫時休憩します。なお、10時45分に再開ということにいたします。

(午前10時34分)

議長(東川継央君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時47分)

議案第61号から議案第62号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長(東川継央君) 日程第15、議案第61号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、日程第16、議案第62号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について

以上の議案2件を一括議題とします。

議長(東川継央君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました議案第61号「あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第62号「あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について」について提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号につきましては、戸籍法が改正されたことに伴い、あわら市手数料条例の別表において引用している戸籍法の規定が変更されたことによる所要の改正を行うものであります。

議案第62号につきましては、市が管理している都市公園等において指定管理者の導入を図るための所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(東川継央君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています議案第61号、議案第62号につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第63号の上程・提案理由説明・質疑・採決

議長（東川継央君） 議長 日程第17、議案第63号、あわら市監査委員の選任についてを議題とします。

議長（東川継央君） 本案について提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第63号「あわら市監査委員の選任について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号につきましては、現監査委員の上坂朋宏氏が平成20年6月22日で任期満了となるため、その後任にあわら市菅野第28号6番地 高橋憲治氏を選任することについて、議会の同意をお願いするものであります。

高橋氏は、40年以上の長きに亘り各税務署に勤務された後、平成19年8月から税理士を開業されております。

人格、識見ともに監査委員に適任であると思われまますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております議案第63号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしましたことと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） 議長 これより、議案第63号を採決にします。
本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第63号、あわら市監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

請願第3号の上程・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第18、請願第3号、後期高齢者医療制度に関する請願を議題とします。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています請願第3号は、教育厚生常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、この請願は教育厚生常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

陳情第1号から陳情第5号の一括上程・委員会付託

議長（東川継央君） 日程第19、陳情第1号、有害野鳥対策に関する要請

日程第20、陳情第2号、猪害対策に関する要請

日程第21、陳情第3号、稲カメムシ防除等害虫絶滅に関する要請

日程第22、陳情第4号、農業用ビニール等の廃棄物処理に関する要請

日程第23、陳情第5号、園芸・畜産の活性化と振興に関する要請

以上の陳情5件を一括議題とします。

議長（東川継央君） ただいま議題となっています陳情第1号から陳情第5号までの陳情5件は、産業建設常任委員会に付託し、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号から陳情第5号までの陳情55件は、産業建設常任委員会に付託して、審査することに決定しました。

あわら市選挙管理委員会委員の選挙

議長（東川継央君） 日程第24、あわら市選挙監理委員会委員の選挙を行います。

あらかじめご了承願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

議長（東川継央君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

議長（東川継央君） お諮りします。

議長（東川継央君） 指名方法については、議長において指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

あわら市選挙管理委員会委員には、中嶋茂昭君、笹原修武君、吉江眞雄君、長谷川巧君。以上の方を指名します。

議長（東川継央君） お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を、あわら市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました

中嶋茂昭君、笹原修武君、吉江眞雄君、長谷川巧君。

以上の方があわら市選挙管理委員会委員に当選されました。

あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙

議長（東川継央君） 日程第25、あわら市選挙管理委員会委員補充員の選挙を行います。

あらかじめご了承願いたいと存じますが、被選挙人は4名であります。

議長（東川継央君） お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法により行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦とすることに決定しました。

議長（東川継央君） お諮りします。

指名方法については、議長において指名したいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

あわら市選挙管理委員会委員補充員には、次の方を指名します。

第1順位 児玉康夫君、第2順位 砂谷 紘君、

第3順位 相茶郁代君、第4順位 川崎利雄君。

以上の方を指名します。

議長（東川継央君） お諮りします。

ただいま議長が指名しました4名の方を、あわら市選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました

第1順位 児玉康夫君、第2順位 砂谷 紘君、

第3順位 相茶郁代君、第4順位 川崎利雄君。

以上の方が順序のとおりあわら市選挙管理委員会委員補充員に当選されました。

散会の宣言

議長（東川継央君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、6月12日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

地方自治法123条の規定により署名する

平成20年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成20年度 第31回あわら市議会 定例会

平成20年6月12日(木)
午前9時30分

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員(20名)

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	9番	坪田正武
10番	篠崎巖	11番	石田則一
12番	丸谷浩二	13番	牧田孝男
14番	卯目ひろみ	15番	宮崎修
16番	穴田満雄	17番	山川豊
18番	海老田州夫	19番	見澤孝保
20番	東川継央	22番	杉田剛

欠席議員(1名)

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	教育長	寺井靖高
総務部長	神尾秋雄	財政部長	長谷川賢治
市民福祉部長	川島清一	経済産業部長	坪田清孝
土木部長	山口志代治	教育部長	出店学
会計管理者	山口博行	市民福祉部理事	長谷川忠典
市民福祉部理事	摩垣浄心	芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文
土木部理事	田中房一		

事務局職員出席者

事務局長 圓道信雄
書記 中辻雅浩

事務局長補佐 中林敬雄

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、20名であります。

向山信博 君は北陸新幹線建設促進大会および平成20年度北陸新幹線建設促進同盟会総会出席のため欠席の届けが出ております。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、北島副市長も同大会及び総会出席の為、欠席の届けが出ております。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午前9時30分）

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、坪田正武君、10番、篠崎 巖君の両名を指名します。

一般質問

議長（東川継央君） 日程第2、これより一般質問を行います。

笹原幸信君

議長（東川継央君） 一般質問は通告順に従い、2番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 通告順に従い市政会 笹原です。一般質問をさせていただきます。今回は3問通告をしてございます。よろしく願いをいたします。まず、最初に嶺北金津消防署建替えについて質問をいたします。5月8日、定例記者会見において市の本年度の重点目標を発表されました。市長が公約に掲げられた市民感覚で透明な行政運営の実現に向けて、部毎に早急に取り組む課題を挙げられています。

その中で、総務部では安全で安心な町づくりの推進を目標に掲げておられますが、その中で消防署建設計画において、嶺北消防金津署の老朽化に伴い、嶺北芦原消防署との統合計画を含めて改築の基本方針を決定しますとなっております。また新聞報道によれば、金津消防署と芦原消防署との統合を視野に入れながら改築の基本方針を検討するとの記事が掲載されておりますが、統合ということに関しては住民感情を考慮して方針を決定して頂きたいと強く思っております。

嶺北消防組合は、1本部5署1救急分署体制で市民の生命身体財産の保全に日夜活動をされております。当市においては、芦原署、金津署の2署と1救急分署が設置されており職員が分散化していることから、救急隊や救助隊の専任化など、より高度な消防行政は困難であるということについては、私は嶺北消防議会議員をしておりますので、そのことはよく承知をしております。

芦原署、金津署の履歴および現状をみますと、芦原署は昭和61年築で嶺北消防管内では1番新しく敷地面積も約3,700㎡で最大であります。車庫面積も435㎡と広く梯子車をはじめ10台の車両を擁しております。

一方金津署は昭和48年築で管内では3番目に古く、老朽化も進み維持管理に要する経費が増大しているところであります。そのうえ、敷地面積も2,000㎡弱であり芦原署の約半分であります。救助訓練の実施可能な面積は560㎡とこれも芦原署の半分であります。車庫においても非常に狭く車両も小型車が7台となっております。

新市建設計画においては、新市消防庁舎建設事業となっており、この文面からは統合庁舎建設なのかなと推察されますが、芦原署については敷地、建物等なんら問題はなく、私としては、金津署の建替えをおこない、現在の2署体制を維持できないのかをお伺いをいたします。

また、長期財政計画の合併特例債の今後の予定で嶺北消防組合負担金8億4,500万円となっておりますが、その内容をお知らせください。以上、答弁をお願いします。また、総務委員会の資料と私が嶺北消防本部より取り寄せました資料が同じでございましたので、委員会資料と質問の内容がダブっているところもございません。お許しいただきたいと思っております。以上、よろしくお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

嶺北消防組合の消防署建設計画については、同組合と構成市である坂井市及びあわら市が、その整備方針等について協議を行っているところであります。

ご承知のとおり、あわら市には、金津消防署、芦原消防署及び救急分所の2署1救急分所がございます。

金津消防署は昭和48年の建築で、昭和56年の新耐震基準以前の建物であり、施設の老朽化が著しく、防災拠点としての安全性にも問題がございます。また、敷地や建物が狭隘であることから、移転建替を検討する時期に来ているところであります。

一方、芦原消防署については、昭和61年建築で、5消防署の中でも最も新しく、敷地、建物ともある程度の広さが確保されております。

議員ご指摘のとおり、あわら市においては、職員が分散していることから、救急隊や救助隊の専任化など、より高度な消防行政の遂行に支障が生じている等の問題がございます。

しかしながら、旧芦原地区においては、芦原大火を経験しているほか、県内随一のあわら温泉を抱えていることから、夜間人口の増加や高層建築物も多いことなどの特殊事情があります。

このことから、住民の皆様の感情を考え合わせますと、現在の2署体制を維持できないものかと考えているところであります。

なお、長期財政計画における嶺北消防組合負担金のうち合併特例債8億4,570万円の内訳につきましては、あわら消防署建設事業負担金に6億4,650万円、嶺北消防本部庁舎建設事業負担金に1億3,990万円及び高機能消防指令センター整備事業負担金に5,930万円を充当する計画となっております。

このうち、あわら消防署建設事業は、新市建設計画で新市消防署庁舎建設事業となっておりますが、これは、合併以前から嶺北消防組合の強い要望により、統合消防署庁舎という前提で事業費を積算しているものであります。

いずれにいたしましても、あわら市における消防署の整備方針については、財政状況を考慮し、合併特例債を有効活用することを念頭に、議会の皆様と十分相談のうえ、嶺北消防本部及び坂井市とも協議を重ねて参りたいと考えております。

今後とも、市民の皆様の安全で安心なまちづくりを推進するため、なるべく早い時期に方針を定めたいと考えておりますので、議員各位のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) ただいま、答弁をいただきましたけれども、市長の答弁の中でですね、新市建設計画については、統合消防庁舎をつくると、そういうことで、計画をされていたということですが、答弁の中で旧芦原町の大火とか、それから夜の人口が増えるということで、そういう事態を鑑み現在の2署体制を維持できないものかと、確か、考えておられると、そういうふうにご答弁されました。この答弁ですとですね、金津署を改築して、芦原署はそのまま残すと解釈すれば良いのかどうかをお伺いをしたいと思います。

また、先程、合併特例債のところ嶺北消防署の本部庁舎建設事業負担金に1億4,000万円弱の合併特例債の予定を持っているんですが、私も消防組合の議員をしているんですが、その話は今、現在は、出ておりませんし、昨日、消防組合の事務局の方へ問い合わせをいたしましたところ現在、広域消防の話が進んでいるということなので一応、予定はしているんですが、今のところ保留になっていると、そういう回答を得ていますので、その点についてもお伺いしたいとそういうふうに思います。よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 先程の庁舎の建設事業費ですけども、あくまでも計画ですけども、これは、新市建設計画のなかでの話でありまして、その積算の前提としては、

統合庁舎を前提にしての積算であったということでありまして、新設計画は、あくまでも新市消防署庁舎建設事業ということですので、合併特例債の対象、云々のことについてなんら問題はないと思っております。

それから、2点目の今のご質問ですが、もし、2署体制ということになれば、金津署の方を改築建替え、芦原署の方は、そのままということかというお尋ねですけども、現状を考えますとやはり、そのような形になるのではないかというふうに思っております。ちょっと何か、中学校問題と似てまいりましたけれども、そういう形になるかというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 市長が中学校問題と似てきた言われますが、逆ですね、中学校とは、中学校は2校存続が統合ということでまた、2校に戻ったということになりますけれども、今回、これは、統合庁舎を建てるということで、新市計画が組まれているんですが、私としては、2署を残してほしいと、私も、ちょっと逆なんですけど。

市民の生命身体財産を守るということは、これは、行政のトップとして大変な責任を負っているわけなんで、その点をやっぱり、重視していただいてですね、何とか残していただきたいなと、どうしても、本部へ聞きますと、本部の構想としては、4消防署というんですかね、そういうような構想も持っておるとは、言われてるんです。確かに経費もかかるということで聞いてはおりますが、市長、先程、言われましたように芦原は大火を経験していますので非常に今までも、消防の充実にしましては、お金を使ってきていると思います。また、旧金津におかれましては、工場がたくさんございますんで、そういう面に対処するためにも、やっていただきたいなと、そういうふうに思います。それと、市民の生命身体財産に係ることなんで、できるだけ、早くお願いをしたいなと、そういうふうに思いますので、もし、早く結論を出してタイムスケジュールがある程度、所管の方でわかっているのであれば、お教えいただきたいなと、そんなふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 議員ご指摘のとおりでありまして、やはり、自治体の行政に課せられた一番、根本的な責務というのは、やっぱり、市民の安全、安心を守ることだろうと思います。もっとも、行政の中核的な指名だと思っておりますので、そのことをやはり、重点にですね、判断をしていかなければならないと思っておりますのでいろいろと合理化だとかもろもろの問題も今は、ありますけれどもやはり、市民の安全というところを重点に考えますと、先程、申し上げたように現段階では、できれば、何とか2署体制を維持できないかと考えているところであります。それから、そのためには、なるべく早く、事務を進めるべきであろうというご質問ですが、何とか年度内には、方針を決定をしてまいりたいというふうに思っております。そ

れから、先程、一つご質問で、答弁ちょっと忘れましたが嶺北消防本部の庁舎建設の負担金につきまして、約1億4,000万円ほど見積もっているというお話でありますけども、これは、嶺北消防組合の方では、ちょっと、まだ、未定ですし、検討中だろうと思えますけれども、これは、あくまでも、あわら市としての長期財政計画の中で一応、それを見込んであるということですので、財政計画は、以前にもお話ししましたけれどもなるべく高めの数値を見込んでおくということでもありますので、その辺は、ひとつご理解いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 年度内に方針を決定されて事業に移ると、そういうふう市長、回答いただきましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

街路樹の剪定についてということで質問をさせていただきます。

第5回あわら市トリムマラソンが18日開催をされ、過去最多の1,911人のランナーが雲一つない青空の下、まばゆいばかりの日差しを浴びてあわら警察署前の新緑美しい並木道を快走する写真が新聞に掲載されていました。

新聞の写真を見れば新緑すばらしい並木道で、トリムマラソンのメインストリートとなっておりますが、その場所からもう少し芦原よりになりますと、並木道がきれいに剪定され涼しげではありますが、輝く新緑には程遠い状態になっていました。

私は、トリムマラソンの3日後の21日、産業建設常任委員会の管内視察で現場を通りその状況を目の当りにいたしました。

3月定例会の産業建設常任委員会において、委員より街路樹の虫食いが激しいが敵期防除が行われていないのではないのかとの質問に対し敵期防除は、行っているが15mの高木のため防除剤が届かず駆除できない部分があり、その結果、被害がひろがっているとのことでありました。今回は、上部を剪定し防除することで今後も景観に配慮するとの回答がありました。所管課としては、そのとおり職務を遂行されたところですが、県内外からたくさんの方々がマラソンに参加され、走りながら景色を見られるのですから、マラソンが終わった後に剪定されたほうが良かったのではないのかなと、そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

ランナーの方からお聞きしましたが、あの緑美しい並木道へたどり着くと「ほっとします」「癒されます」ということを聞いております。

このイベントは緑の市をアピールする絶好の機会であるのですから、その点をもう少し考慮し細かな配慮をしていただけたらなと思えますがいかがでしょうか。

また、各部署でいろんな事業をされると思いますが、関係のある部署間で連携をとられているとは思いますがこの点はいかがでしょう。以上よろしく願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

土木部長(山口千代治君) それでは、笹原議員のご質問にお答えをさせていただきます。議員ご指摘のですね、市道芦原金津線の街路樹でございますが、この道路には、267本のアメリカフウが両側に植えられており、JR芦原温泉駅方面から芦原温泉街を結ぶあわら市のシンボル景観軸となっております。

この街路樹につきましては以前から、歩道を歩く方や自転車で通行する方、水田を耕作されている方、観光バス等の大型車両を運転される方々から苦情が寄せられておりました。

その内容でございますが、街路樹についての害虫が通行人に落ちて皮膚障害を起したり水田に落ちて迷惑している、また、街路樹の枝が車両に接触し通行に支障をきたしている、電線や電話線に触れ危険であるなどというものでした。

このような苦情を受け、平成17年の8月から9月にかけて街路樹の剪定を行いました。このときは、街路樹の高さを低くすることより、全体的に枝ぶりをカットしたり、4mほどの高さまで枝打ちを行い害虫駆除の作業をしやすいようにしたり、通行人や大型車両の通行に支障とならないことを主とした剪定でございました。

平成18年のアメリカシロヒトリの大発生でございますが、4月下旬であったということから、担当課としては、これに対応すべく、3月の産業建設常任委員会の当初予算審議におきまして剪定等について説明をさせていただいたところでございます。

その内容といたしましては、駆除作業がしやすいように、そして、電線等に触れないように、高いもので約15mに達するものもございましたので、樹高を地上8mの高さで切り揃えております。

さらに、駆除剤がいきわたるよう枝ぶりを大幅に剪定したことにより、管理上、安全面での一応の成果は得られたものと考えております。

また、トリムマラソンを所管しますスポーツ課との連携でございますが、それぞれの事業の重要性を認識する中で協議を行っております。

その結果、新緑をアピールしたイベントでもありますので、あわら警察署から宮王交差点までの約350mにつきましては、わずかな距離ではございますけれども、ランナーの方々の疲れが少しでも癒されるよう、大会が終了するまで残しておこうということで剪定作業を一時中断する配慮もさせていただいたところでございます。

冒頭に申し上げましたように、この道路はJR芦原温泉駅方面から芦原温泉街を結ぶあわら市のシンボル景観軸になっていることから、今後も、景観に配慮した剪定作業の実施時期や方法についても検討して参りたいと考えておりますので、今後ともご理解の程よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 2番、笹原幸信君。

2番(笹原幸信君) 今、山口部長の答弁をいただきました。内容がはっきりわかり

ました。剪定作業も一時、中断されて配慮されているということ、また、今後も景観に配慮した剪定作業をする、それから、スポーツ課とも連携をとってやっておられるということで、そういうことで今後とも、ひとつ、いろんな事業を行う時に横の連絡を取って執行していただきたいとそういうふうに思います。再質問はございません。以上でございます。最後になりますが庁内禁煙について質問をさせていただきます。5月31日は世界保健機関（WHO）が提唱する世界禁煙デーでありました。今年のスローガンは「タバコの害から若者を守ろうです。」が私は、若者は勿論、タバコのすわない人々をタバコの害から守ろうと言いたいのであります。他人のタバコの煙を吸い込む受動喫煙でのタバコの害を何とかして欲しいと思っております。

県内では禁煙率は男性の4割に上り喫煙は嗜好ではなく病気であると医師の方は断定されております。毎年11万人の人が喫煙で志望しているということであり、禁煙の影響は万人が認識しているのにも拘らず、食の安全には最大限の注意を払っているのに対して、多くの有害物質を含むタバコについては、さほど気にかけておらず喫煙を趣味、嗜好ととらえているようですが、受動喫煙にされされている周りの迷惑を考えていただきたいと思っております。

私は、市長がタバコを吸われておられるため去る4月21日に6月議会で禁煙について一般質問をしますと口頭でお知らせを致しました。

まず、市長は、タバコを吸われますが喫煙については、どのように考えておられますかをお尋ねします。

タバコを吸わない者にとって、周りでタバコを吸われるということは苦痛以外のなにものでもありません。

日本人の3分の2は喫煙を趣味、嗜好と考えているが実際は全身性の病気であり、ニコチン依存症は難治性の依存症であると医師の方が言われています。

県では、庁舎内全面禁煙の10月導入に向けて段階的なスケジュールを決めたそうでありまして。タバコを吸う職員に禁煙セミナーを開いたり、共済組合診療所で相談や指導を実施しているとのことですが当市はどう対処されているのかお伺いをします。また、世界禁煙デーから1週間庁舎内禁煙を実施したとのことですが、一週間と中途半端なことをいわず継続していただきたいと思っております。一週間の効果はどうであったのかをお聞きしたいと思っております。

また原則庁内禁煙とはなっていますが、何箇所かタバコの吸えるところがありますが今後どうされますかをお伺いをいたします。

庁舎内完全禁煙にすれば受動禁煙が無くなり、非喫煙者の健康が守られますが如何でしょうか。

喫煙者が減れば将来、国民健康保険に加入した際、医療費の削減につながると思っておりますが如何でしょうか。

最後に市のバスも当然、禁煙にするべきだと思います。狭い空間で煙がモウモウでは、堪えられないところがございます。以上、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

受動喫煙については、平成15年の5月に健康増進法が施行され、官公庁など多数の者が利用する施設の管理者には、これを防止するために必要な措置を講ずるよう義務づけられたところであり、旧町時代から事務室での喫煙を禁止し、指定場所のみで喫煙をする、いわゆる分煙による対策を講じてきたところであります。

新市となってからも、両庁舎の出入り口に灰皿を設置するなどの措置を、引き続き講じてまいりましたが、庁舎の統合に合わせ、昨年5月からは、これをさらに推進し、喫煙場所を1階と2階のそれぞれ1カ所としたところであります。

しかしながら、県や県内各市町では、さらにこれを進め、施設内全面禁煙への取り組みをみせているところであり、本市においても、2階の喫煙場所を廃止するとともに、研修バスを含む公用車内での全面禁煙なども、今後、検討をして参りたいと考えております。

また、世界禁煙デーに因んで庁内禁煙を実施した効果はどうであったかとのことですが、何分、1週間のことですので、目に見えるような効果があったとは申し上げられませんが、禁煙に対する職員の意識付けにはなったのではないかと考えております。

なお、私自身がタバコを吸いますので市長としては、この件について、どうするかというご質問がございました。これは、あくまでも、私の個人的なことですので、ここで答えするのはどうかと思いますが、一応、庁舎内の禁煙とは分けてですね、せっかくのお尋ねですから、申し上げさせていただきます。

笹原議員から今度、禁煙についての質問をされると言われましてから、何とか本日まで禁煙ができないものかと何度か努力をいたしました。残念ながらまだ、成功いたしておりません。これは、嗜好ではなくて病気だというご指摘でございまして病気ならば、なおさら、これは直さなければいけないと思っておりますが、なかなか、難しいというのが正直なところでございます。ただ、いずれにいたしましても、他人に迷惑をかけるようなことだけは、これはしてはいけないというふうに思っておりますし、私もそのように心がけてまいりたいと思っております。私も、今までに何度となく禁煙に努力いたしましたが、全て失敗いたしておりまして、病気の重さを実感しております。ただ、ヘミングウェイでしたか、「禁煙ほど簡単なものはない。人生で何百回でも禁煙ができる。」というような言葉もございますが、さほど難しいのかなというふうに思っております。

タバコを吸う、吸わないは、これは、個人の問題ですので、なるべく、これは、吸わないにこしたことはないと思っておりますし繰り返し申し上げますけれども、他人に迷惑をかけるような喫煙だけは、これはもう、規制云々、以前のモラルの問題としてお互いがやっぱり、気を付けていかなければならないのかな、というふうに思っているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

市長（橋本達也君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） 市長も何回も禁煙されて、なかなか、成功しないということで、4月に市長にお話して、止められたかなと私も期待していたわけなんですけども、全協のときに、3階の喫煙場所で吸っておられるのを見まして、「まだ、ダメやな」とそんなふうに思った次第でございます。

確か、私も4年前、止めたんですけど、私が言われたのが、それ以前にも「体に悪いガンになる、ガンになるものを吸っているというのは、あなたは、なんて、意志が強いんですか。」とそう言われたこともありますね。「ガンになるのがわかっていてタバコを吸うんですか。」とそういうふうに言われた覚えもでございます。答弁のなかでですね。公用車の内の全面禁煙を含め、今後、検討をしたいとの回答がございましたが、大体、役所の言葉で「検討をします。」「善処します。」というのは、なかなかそれ以上、進まないというそういうニュアンスがあるみたいでございますので、もう少し、何か一步踏み込んだ回答をお願いしたいなと思います。そんなふうに思います。また、それから、1週間禁煙、1週間ではとても、お茶を濁すと言いますか。庁内で1週間禁煙、ある程度、長いこと2週間、3週間、1ヶ月とそういう長い間の禁煙であればある程度の効果は出るんでなかろうかと、1週間では、ほとんど、効果は出ないと思いますね。止めても、また、1週間たてば、吸うようになれば、ですから、県も何か時間を決めて、1週間禁煙をしている。また、時間を決めて、1箇所か2箇所で2時間ほど、吸うとか、午前中、昼、そういうふうにして少しずつ、狭めていくといいますかね、厳しくしていくような方法が良いんじゃないのかな、とそういうふうに思うわけであります。また、市長が吸われるということは、部下も楽に吸うわけですから。私らもサラリーマンをしてました。社長が吸えば、会議であっても、灰皿、出てきますしね。やっぱり、一緒に吸いますけども、社長が吸わなければ、タバコに手が出せんもんですから、やっぱ、率先して市長に体のためもありますし、お勧めしたいな、とそういうふうに思います。後、議会事務局で県と県内9市の禁煙の状況を調べていただきました。全部の県、市は、庁舎内の禁煙になってます。全面禁煙については、小浜市、勝山市、それから、福井県が今、実施を計画をしているところであり、けれども、このなかでも、3市がリスト上は禁煙になっているんですが、治外法権があると、そういう場所があるらしいんです。そのなかでも、あわら市が禁煙可が5つ場所があるんです。指定された以外にこういうところも、ある程度、直していかなあかんのではないかと、そういうふうに思いますし、3階につきましては、やっぱ、何かタバコの吸う部屋なんかを別に作っていただきたいなと、特に議員の控え室ですね、他の市もみますとやっぱ、議員の控え室なんかで禁煙となっても吸うのが多いとそういうふうに事務局で調べてもらった資料には出てますんで、できましたら、分煙方式でもしていただきたいなと、そんなふうに思います。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 公用車内での禁煙について検討するというような悪い意味での役所言葉でなくともっと積極的にということですが、確かに狭い車の中で吸うことは、これは、基本的にいけないことだとう思いますので、そのような方向で検討してまいりたいというふうに思っております。

禁煙とは言いながらもそういう場所がやっぱりあるのではないかというお話ですけれども、先程申し上げましたが、この庁舎には、1階に喫煙室がございますので、やはり、当面はですね、全面的な禁煙に向かったの準備としてですね、その場所で1箇所のみでの喫煙というふうに、先ずは、持っていかなければいけないのかなというふうに思っております。そうすれば、完全な、受動喫煙は、これは、防げるようになりますので、そのように持っていきたいというふうに思っております。

それから、世界禁煙デーにちなんでの1週間の禁煙だったわけですがこれもこれは、ひとつの意識付けといえますか、今回の笹原議員のご質問も大きな意識付けなりまして、これから、さらに、禁煙に向かって積極的に、これは、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。

また、いわゆる、3階部分、議会の3階部分についてのお尋ねでしたが、これは、やはり、この本会議を中心とした、議会の施設につきましては、これは、やはり議会、議長の管理化にあるというふうに私は、考えておりますし、それを、いままでも尊重してきたつもりですしこれからも、そうして、行きたいと思っておりますので、この件につきましては、やはり、議会の方でひとつおまとめをいただきたいというふうに思っております。これは、大変、お互いタバコを吸ってるもの、お互いが禁煙に悩んでるわけですが、失礼ながら、議長も愛煙家でございますし、やはり、お互い悩んでいるんじゃないかと思えます。もちろん、笹原議員が所属しておられる市政会の代表の議員は、タバコ組合の組合長もされておりますので、なかなか、話をまとめるのが難しいかと思えますけど、やはり、市長が吸えば、部下も吸いやすいということと同じようにですね、やはり、議員の姿勢もですね、やはり、市民の皆様にも伝わるのかなと思っておりますので、お互いにですね、努力をしてまいりたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） あまり、深くは追求はしないでおきます。市長が言われましたようにですね、タバコを吸われる人は、まずは、他人に迷惑をかけないということが一番大事なのではないのかと、そういうふうに思います。産経新聞に出てましたが、タバコ1箱1,000円時代が来ると、そういうふうな記事が出てました。日本は、1箱だいたい300円ですが、イギリスは1,300円ですね、1箱。フランス、アメリカは、700円代。日本の2倍から3倍の1箱の値段がすると、それに対しての税金もたくさん、かかってくるとういうことになってるようですけれども、できれば、禁煙をしていただきたいし、無理であれば、他人に迷惑をかけないと、そういうような体制と申しますか、やり方でやっていただきたいのと、そう

いうふうに思います。また、議会についても、これは、議会の問題でございますので、市長に対して一般質問するような内容でございませんし市長がおっしゃられたように、やっぱ、議長にもご相談しながらやっていきたいなと、そんなふうに思っております。以上、質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） すいません。第1点目の質問のことで、ちょっと抜けておりましたので、一部補足をさせていただきたいと思います。消防署の件ですけれども、何とか2つの署を残したいと申し上げましたが、その残し方についてはですね、従来そのままということもあればですね、本署と分署に分けるといような選択肢があるかと思っておりますので、その点は、ひとつ、お含みおきをさせていただきたいというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） すいません。私も、ちょっと呼び戻しですけど、署、署でなしに、署、分署ということですね。ということは、ある程度、そこに勤める人間、設備が減るってことで理解すればいいわけですか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） すいません。議長のお許しをいただきまして、特段に答弁させていただきませんが、仮に、本署、分署という分け方をしましてもですね、基本的には、あんまりかわらないと思います。多少の差は、出てくるかもしれません。これはまだ、あくまでも選択肢としてご理解いただきたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 2番、笹原幸信君。

2番（笹原幸信君） はい、わかりました。ありがとうございました。以上で終わります。

篠崎 巖君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、10番、篠崎 巖君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 10番、篠崎 巖君。

10番（篠崎 巖君） 10番、市政会の篠崎 巖でございます。議長のお許しを賜りましたので丘陵地の園芸、営農振興対策について、さっそく質問に入らせていただきます。

初めに、中国四川省の大地震、ミャンマーのサイクロンの自然災害で大変な犠牲者が出ていることで心を痛めておりますし、60年前の福井大地震のときを思い出します。

さて、バイオ燃料開発による穀物価格の上昇、また、温暖化現象も関係すると思

いますが、後進国中心に食糧不足が起こっております。我が国でも、地産地消、自給率の向上等が叫ばれていますが、まずは、農産物を作らなければお話になりません。

私も、一園芸農家の一員として、丘陵地の園芸に関しまして、特に感じていることを質問をさせていただきます。

あわら市ならびに坂井市三国町にまたがる坂井北部丘陵地は昭和44年～61年にかけて17年間かけて、国営総合農用地開発事業により、優良な畑地等約1,000丁が造成され、農業者の経営発展努力と関係機関の連携のもと、産地の活性化と農業経営の安定化を図ってきた結果、今まで、スイカ、メロン、ダイコン、ナシ、柿などの野菜、果樹を中心とした県下随一の園芸産地となっております。

しかしながら、農業従事者の高齢化、現在65歳以上が50%越えていると思えます。また、担い手の減少により、遊休農地、未利用農地が年々増加、作付け率65%、休耕地、遊休地が35%となっております。これに伴い園芸農産物の産出額が大幅に減少してきている。

J A花咲ふくい園芸作物販売高は、10年前には、24億円が、昨年は半分の12億円に、あわら市園芸協議会取扱い高では、12億円が6億を切っております。これも10年前の半分に落ち込んでおります。

特に、スイカ、ダイコンを中心とした重量野菜の減少が目立っております。

また、生産資材の高騰、運賃等の約2、3割の値上がり、また、販売面でも、流通状況に変化が生じてきて、消費動向の変化で、生産環境が悪化し、生産者は危機状況で、私はこの2年がヤマ場と思われまます。

こうした状況を踏まえ、時代の変化に着実に対応し、園芸生産を安定的に発展させるためには、具体的な対策を明確にし、生産構造の改革を進め、多様化する消費、流通に対応した多彩な販売戦略の構築等により、坂井北部丘陵地のブランドイメージを確立、向上させなければなりません。

対策といたしまして、ひとつ、1年中使えるハウスの導入、これは、安定的に年中生産できるハウス。2つ目としまして、総合選果場施設の導入、現在、元の3町にまたがって5箇所選果場を1箇所にして、資材や流通コストの低減を図る等を取り組んでいかなければなりません。先日には、農政連から園芸・畜産の活性化と振興に関する要請書を出させていただきました。また、J Aからは、2月に対抗しハウス導入、総合選果場施設等の要請をまた、一昨日も国会本会議を傍聴に行かせていただきましたが、その時、農林省の方へも笹原議員も同行いたしました。園芸の活性化と振興に関する要請を行ってまいりました。丘陵地園芸活性化振興に対しまして国、地方自治体の行政支援が必要と思えますが、市長はどのようにお考えかお伺いをし、私の一般質問とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 篠崎議員のご質問にお答えをいたします。

近年、大地震やサイクロンによる災害、あるいは、干ばつ等による飢餓に苦しむ国々など、世界的な食料不足が問題化しています。

一方では、地球温暖化防止に向けたCO₂削減が叫ばれる中、化石燃料からバイオ燃料へと転換する取り組みがなされており、しかし、その原料となる穀物増産の影響を受け、小麦等の相場が高騰するなど、大きな矛盾を抱えながら、食料問題は、世界的に深刻な課題となっていることは、議員ご指摘のとおりであります。

さらには、中国製冷凍ギョウザやBSE問題、遺伝子組替大豆など、食の安全に対する不安感が増大する中、国においては食料自給率の向上を、福井県では地産地消を推進する取り組みが行われており、先の県議会2月定例会では、議員発議による「地産地消推進条例」が可決されるなど、食の安全に対する関心が、急速に高まりを見せております。

さて、福井県の食料基地とまでいわれた坂井北部丘陵地の畑作農業であります、議員ご指摘のとおり、農業従事者の高齢化や遊休農地の拡大は、市としても深刻な課題として捉えております。特に、遊休農地対策については、平成17年度から、南部平坦地区の認定農業者の手を借りたソバの作付けにより、少しずつではありますが、その解消に努めておりますし、18年度からは、国の交付金事業を活用した畑作再生事業による遊休地の解消に取り組んでおります。

また、担い手の確保につきましては、JAの柿生産部会を核に、干し柿などの加工を取り入れた企業的経営体の取り組みを実践しておりますが、現時点では、地域の起爆剤とは成り得ていないところであります。

一方、19年度から始まりました「品目横断的経営安定対策」や「農地・水・環境保全向上対策」への対応が急務となり、水田農業における集落営農や担い手育成を進めてまいりましたが、このことにつきましては、市としても、十分な取り組みが出来たものと思っております。

今後は、農業施策の中心を丘陵地の果樹や畜産を含めた畑作農業にシフトし、遊休農地の解消をはじめ、企業的経営体の育成、そして、学校給食や温泉旅館とタイアップした地産地消の推進など、丘陵地の抱える課題を解消すべく、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

このような中、去る6月2日には、JA花咲ふくいから「園芸・畜産の活性化と振興に関する要請」を受けたところであります。これは、議員のご質問にもありましたが、周年作への転換を図るための耐候性ハウスの導入と選果施設の統合や光センサー選果による品質向上などへの取り組み、また、畜産においては、飼料や資材費等の高騰に対する経営対策など、園芸と畜産の振興について、行政の支援を求める内容となっております。

これらの必要性につきましても、十分に理解をいたしておりますので、今後とも、県やJAと協議を重ねながら、可能な限り、要請に沿った対応をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 10番、篠崎 巖君

10番（篠崎 巖君） 再質問をさせていただきます。集落がなくなるという限界集落について、ひとつお伺いをいたします。ただ今の丘陵地の園芸算出額が大幅に減少している大きな要因は、高齢化が大きな原因と思われまます。深刻な課題と捉えているということですが、そこで、あわら市の限界集落について、どのような状況かまた、集落維持の支援対策についてお考えをお伺いをいたします。ちなみに、131あるあわら市行政区別の65歳以上の比率は、現在、25%で4人に1人が65歳以上ということですが、10年後の65歳以上予測では、31.6%、約3人に1人が65歳という予測がされております。そういうことで、ひとつ限界集落について今、説明した旨お伺いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 経済産業部長 坪田清孝君

経済産業部長（坪田清孝君） 篠崎議員の質問にお答えをいたします。議員ご指摘のとおりですね、限界集落とは、高知大学の野名名誉教授が唱えたものでございますが、65歳の住民が50%以上を占めておりまして、冠婚葬祭や社会的共同生活の維持が出来ない集落を指すものであります。去る2月ですね、国の予算委員会においても、限界集落についての質問がございまして、その際ですね、福田総理の答弁には、「不便でもそこに住みたい人がいる。地域住民の意向は大事にする気持ちで対応したい」とのことでありました。そこにですね、住むために、住むための営み、特にですね、農林水産業などにおきましては、業として営めるだけの条件整備というものが不可欠と思われまます。

現時点において、幸い、あわら市内では限界集落に該当する集落は、みあたりません。ただですね、10年後を考えまますと、少々ですね、不安な集落がいくつか見受けられるという状況でございます。

特にですね、農村集落よりも市街地において、核家族化による空洞化が進み50歳を越える行政区が出てくるという具合なことが考えられております。このために、街内での地域活性化のために企業による雇用の創設、それから、新たなですね、地域コミュニティの育成などが、対策を講じていく必要があるかと考えております。

なお、農村部においては、すでに農村集落の活性化と秩序の維持の観点から、国の品目横断的経営安定対策と併せ、集落営農の推進や農地・水・環境向上対策の取り組みをもって農村集落の再生を図って参りました。その内容については、今ほど市長の答弁でも申し上げましたが、十分な成果があげられたものと思っております。

いずれにいたしましてもですね、農村水産業の進展や継続こそが地域の活性を促して、ひいては環境の保全につながるものと考えております。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 私の方から念のためですね、お答えしたいと思いますけど、今ほど、篠崎議員が10年後高齢化率の数字を出されましたが、これは、担当の方で出した予測でありますけども、これは、決して統計学的に出した数字ではございませんので、あくまでも、当方で予測をした出生率だとか、生存率などを予測した数字でありますので、その辺は、ひとつ押えをよろしくお願ひしたいと思います。

10番（篠崎 巖君） 以上を持ちまして質問を終ります。

山口峰雄君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、5番、山口峰雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 5番、山口峰雄君

5番（山口峰雄君） それでは、ご指名がいただきましたんで一般質問をさせていただきます。題目は、「金津創作の森の今後について」と「職員の採用について」この2点について一般質問をさせていただきます。

今年7月にグランドオープンして金津創作の森は、10周年を迎えます。ふるさと創生事業が契機となり当時の金津町のCI戦略として「文化、芸術の発信基地」としてあわら市のイメージアップ、「創作活動を中心とした交流による地域住民意識の活性化」、「将来に誇れる本物の文化遺産の形成」以上の3つのコンセプトを立てて、合併後もあわら温泉とのタイアップをはじめ、特にイメージアップとしては県内のマスコミの他に全国的にも大きく取り上げられており、大きな成果が出てきているものとして、私も評価を致しておる次第であります。特に地元の一人として非常に自慢な施設が近くにあることを非常にありがたいと思っております。

先日、当初の計画よりも早く100万人の来館者を達成して、日本には、あまり例のない里山として、森全体が美術感としての機能を有しており、特色ある整備も年々着々と進んで来ております。森の中には毎年著名な作家が公開制作した作品が点在して、一方、森の中には著名な作家の指導のもとにガラス、陶芸等の体験ができる施設があります。体験者は合わせて19年度には6,276人になっております。特に若い人たちにも魅力ある施設として認知されてきております。入居作家の中には、大学の教授や講師として活躍されているなど私たちも知らないところであわら市のイメージアップに大きな貢献をされているようであります。

第3のコンセプトとして、あと50年もすれば、森の木々が成長して重厚な環境になり本物の文化遺産になると期待しております。

そこで、市長は、就任され1年が過ぎて、また財団の理事長としても1年になるわけですが、3つのコンセプトによる運営の結果、その達成度はどうか。当初のコンセプトでよかったのか。この点を交えて創作の森についての率直な思い、また、今後の運営についてどのような気持ちで望まれるのかをお尋ねいたします。

また、経費がかかりすぎるという批判がありますが、これについてもどのように思いですか。お尋ねいたします。まず、第1回目終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 山口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の「理事長としての率直な思いと今後の運営について」であります。金津創作の森は、平成11年7月に地元各区のご協力をいただきグランドオープンし、本年、開館10周年を迎えております。

当初は、里山に立地するということで集客が心配されたと聞いておりますが、3年目に10万人を超え、以後、毎年10万人を超えるご利用があり、本年5月に100万人に達しております。

ご承知のとおり、展覧会鑑賞、陶芸やガラス等の体験、結婚式、教育機関や福祉施設の遠足等に利用されているほか、あわら温泉やその他近隣の温泉旅館との提携を強化しており、創作活動による人の交流も盛んに行われるようになってきております。

一方で、一流の現代アート作家に公開制作をお願いし、作家の期待に真摯に応えるという姿勢で臨んで参った結果、現代アートの作家に「是非、金津創作の森で制作を行いたい」と言っていただけるようになり、十分あわら市のイメージアップに貢献しているものと思っております。

なお、ご指摘の、あわら市の創作の森事業に対する補助金と委託料を合わせた額は6,622万3千円で、平成19年度の財団歳入決算構成比では55.9%となっております。あわら市一般会計当初予算に占める割合としては0.61%となっておりますが、近隣市の約0.63%と比較して、必ずしも負担が大きいというご指摘にはあたらぬというふうに思っております。

また、「コンセプトの達成度」は、県内マスコミの取り上げ方を見る限り、かなり高いものと感じております。

さらには、コンセプトが「これでよかったのか」ということでありますが、現代アートを紹介するという点や、小中高の児童・生徒を対象に陶芸やガラス等の体験をしていただいていることから、住民意識の活性化も十分果たしており、今後も現在のコンセプトを堅持して参る所存であります。

なお、「今後の方針」につきましては、市民の皆様の心を癒し、潤いを感じていただける企画を提供し、誇りを感じていただける事業を展開して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 先程、質問したかなと、重複するかもしれませんが、財団の18年度の収支報告書を調べてみますと管理委託料として2,677万円、運営補助金3,305万円、このうち事業のための運営補助金500万円。そこで、500万円の補助金をもとで市以外からの寄付、補助金を加えると4,546万円の収入になります。それにより4,423万円の事業をし、そして、残金が123万出しております、これを基金に積み立てております。

経営面から見てもこのようにすばらしい事業はないと思います。市以外からの寄付、補助金の明細を明らかにして、この点についての感想をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

市長(橋本達也君) 「寄附・補助金の明細」についてでございますが、平成17年度には42万円、それから、18年度には123万円の利益を上げており、健全な経営状況であると考えております。

また、自主・共催企画の展覧会やイベントに対する寄附金は、平成18年度では102万円で、取引先や友の会企業など、延べ112社からご協賛をいただいております。

一方、補助金につきましては、財団法人地域創造、財団法人U F J 信託文化財団及び福井県から合計590万円をいただいております。この創作の森の運営につきましては、なかなか経費のかかる事業でありますけれども、あわら市の一般会計に与える影響を極力減らしながらいろいろなご寄付等、ご協賛等をいただきながら努力をしていると、この点では、私は、評価されて良い状況じゃないかなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君

5番、山口峰雄君 今、市長の答弁にもありましたように、とにかく、500万円をもとでにこのようなでっかい事業をやっていると、こういうことは、他のイベントにはないと思います。他のイベントは、それを使い込んでしまうと、それだけの予算でやるということが通常行われているんじゃないかと、このように思います。そういった意味で他の地域創造とかいろいろな財団からも今までも補助金をもらっていると思います。こういったことは、なかなかできるもんじゃないしそれ自体がイメージアップ、従って、あわら市のイメージアップに役立っていると思います。それで、次の質問をさせていただきます。

今年度末でこの創作の森財団が指定管理者として認定した期限が切れるかという具合にと思いますが、今後さらに魅力ある運営と経営的なことを考えて、一般公募する考えはあるかどうか一般公募してもっとノウハウのある立派な管理者を選ぶということを考えるのもひとつの手だと思いますがこの点についてお伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 「指定管理者の一般公募」ということについてのお尋ねでございますが、金津創作の森においては、平成16年3月に指定管理者制度に移行いたしまして、金津創作の森財団が施設の管理と事業の運営を行っており、今年度で協定期間が終了いたします。

なお、金津創作の森財団は、当施設の管理、運営を目的に設立をしたものであります。つまり、この運営を目的にあえて作った財団ということでありまして、従いまして、今しばらくは当財団を指定管理者として指定する予定であります。しかし、将来的には、やはり安定性、効率性、経済性、あるいは、専門性や公益性など考慮しながら、一般公募も検討していく必要があるというふうに考えております。

これにつきましては、庁内でもかなり、いろんな議論をいたしました。今、申し上げましたように財団そのものがすでに設立をされておりますので、このところをやはり考えないわけにはいかないというふうに思っております。私の思いといたしましては、再度、特命指定をいたしたいというふうに思っておりますが、その後はですね、場合によっては、あまり長い期間に及ばない指定になるかもしれません。これは、裏を返せば、将来、一般公募をしたとしても当財団が他社に負けないう

に他の一般企業に負けられないように短期間で精一杯努力をしてもらいたいとそんな思いもあって今、そのように考えているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) ただ今の指定管理者は、とりあえずは、今度も創作の森の財団にしたいというご答弁をいただきましたけれど、最近、大きい企業でも、余裕のあるところは、文化事業に意欲を見せていると、そういうこともありますし、そうすれば、やはり、そういうところの方がもっと良いのがあるじゃないか、という気がしましてそういう質問をさせていただきました。また、将来的には、その方面も考えていくというご答弁なのでまた、よろしく願いいたします。

次に、教育部長にお伺いいたします。5月の広報で「金津創作の森の情報発信と市民の皆さまに親しまれる展覧会の開催と利用しやすい工房運営を行い、昨年度より5,000人の来場者増を目指します。」という重点目標を掲げられております。具体的にどのような方法を考えているのか、5,000人というのは、今程、100万人にプラス5,000人というのか、毎年10万人近く来館するんですけど何をもって5,000人かということとか、そういった意味で具体的なその方法をお伺いします。

また、指定管理者制度により創作の森財団に管理運営をまかせていると思いますが、この部長方針は指定管理者制度の趣旨にそわないように、ちょっと思いますけれど、その点について説明をお願いします。先程、市長のご答弁にもありましたように、指定管理者制度にというのは、管理を任された人が一生懸命やって、よそのところにも負けなくてやっていくんだから、やはり、自主性を重んずるべきでないかとそして、結果を見て判断するというのがそういう具合に私は思いますけれど、その辺を勘案してひとつご意見をお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君。

教育部長(出店 学君) 山口議員の4点目「重点目標と指定管理者制度」のご質問につきまして、お答えをさせていただきます。

従来から実施して参りました、金津高校の2年生全員を対象としましたクラフトセミナーに加えまして、新たに、あわら市内の小中学校を対象としました体験を実施し、来館者増につなげる計画をしております。

さらに、JR芦原温泉駅構内に掲示板やスタンドを設置させていただき、より多くの皆様に金津創作の森をアピールできるように、準備を進めているところでございます。

この他、温泉旅館とタイアップし、体験をご利用いただいた場合には、料金を1割引とする取り組みを平成19年度から開始しているところでございます。

一方、旅館や旅行代理店が予約しやすいようホームページに予約状況が解るカレンダーを設けサービス向上を図っているほか、あわら市のケーブルテレビの積極的

な利用も開始しており、市民の皆様は常に事業内容を知っていただくことにも力を入れていただいております。

なお、5,000人という数値目標でございますが、やはり、毎年10万人前後の方がお見えになっていただいております。少し高い目標でございますが、それに向けしっかりと色々な事業展開をしてみたいというふうに考えております。

次に、指定管理者制度の趣旨につきましては、今程、市長もお答えをしておられ、経費の削減を図りつつ、市民の皆様に対してより良質なサービスを提供するために、民間事業者を公募し指定することであり、運営主体は、あくまで指定管理者であるとそういうふうに理解をしております。

当然、創作の森財団の理事会あるいは評議員会が、こうした目標設定をすべきであり、本来、部長方針として広報に掲載するのは適当でないのかも知れません。

しかしながら、金津創作の森はあわら市の施設でありまして、管理を任せているとは言え、あくまであわら市の事業を行っているとの認識に立って部長方針とさせていただきます。

今後も、財団の理事会をはじめとする意思決定機関の自主性を尊重しつつ、財団とあわら市とが一体となって効果を上げて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 部長のご答弁いただいたなかにはですね、温泉とのタイアップとかということも出てきましたけれど、これについて、ちょっと、私も温泉とただ、創作の森がタイアップするだけじゃなくて温泉とJ Aとか飛行機ですね、そういうものとの東京から例えば、割安キップであわら温泉へ行き創作の森で体験をしてやるというようなツアーをやられるといいんじゃないかと、例えば、我々、東京へ行く時は、東京のホテルとJ A、航空機、小松から行って格安で泊まれる。そういうことがありますので、ただやはり、そういう東京とか大都市から来てもらわないと値打ちがないのでそういった意味で旅行のJ A等とのタイアップもさらにすすめていただければ、いいんじゃないかとこういうご提案を申し上げまして、もうひとつ、今の創作の森に関して、もう一つ、市長のちょっと見解を伺いたいと思っております。

一つ、こういうような意見があるんですね。貧乏なあわら市にちょっと贅沢な施設だよというあれがあります。私らは、その思いますと、自分の家で考えて見ても庭を作ったり、欄間をいれたり、そうしたりするってことは、ある程度、ちょっと、余裕が出てくるとするのかもしれないけれど、ある程度、やっぱり、周りをかまったりそういったその芸術っていうですかね、そういうものにある程度、関心を持ってそういうものに接していくようになると潤いが出てきて、また、非常に生活が楽しくなるとそういったことがありまして、やはり、贅沢なのか贅沢でないのかちょっとその辺の見解が知りたいわけですね。贅沢でなくて、明日、食う米がなければ

当然中学校の改修やらそういったものができるはずもないし、とりあえず雨露凌げれば良いという具合な政策しかできないと思いますので、少し余裕があれば、こういったものを持つのは、非常にさらに、あわら市が発展する前向きで人に来てもらって発展するには、非常に良い施設だと思うんです。それで、例えば、今、団塊の世代でいっぱいお金を持った都会のリタイア組がいますけれど、そういう人たちは、やっぱり、あわら市の創作の森あたりは、非常に関心があるという具合に私は、思っているんで、そういったことで最後に、贅沢なんか、このくらいは僕は、持って良いと思いますけれど、市長がどう考えてるか、最後、ちょっとお伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 財政状況がどこの自治体も同じですけど、厳しいなかにあつてこういう施設は、少し贅沢ではないかというご意見もあると思いますが、これについてどうかというお尋ねですが、それは、その前に今、山口議員自身がお指摘になったようにいろいろなJRだとか航空会社だとかあるいは、その他、旅行会社等とも連携しながらよそからお客さんをお呼び込む手立てを立てるべきではないかというご提案と私は、ついに考えてもいいのではないのかなとそれがひとつの回答でもあるのではないのかなというふう感じたところであります。そのことについて、今、感じておりますのは、10年間やってきたわけですが、現代アートが中心であります。従って、なかなかその一般の方、一般の市民にちょっと、難しいと言いますか、理解しがたい面があるということも言われておりますが、私も確かに私自身なかなか、理解できないようなことも正直ありますけれども、やはりこれは、鑑賞力といいますか、それに、起因するのかなというふうにお思います。先だつてのイベントの時にも羽入館長がおっしゃっていたかと思いますが、やはり、度々、芸術に触れることによって、やはり、審美眼といいますか、鑑賞力が増してくるのだと、まず、来てもらうことが大事だというようなお話がありまして、私も、なるほど、そうだなというふうに思っております。これはですね、やはり、他の県外からの美術館だとか、あるいは、県内も含めたマスコミの方々からの評価、大変、高いものがありますので、逆にいえば、そういうところに、私達の市民のレベルがですね、到達するような手立てをやはり、これからも、講じていかなければならないのかなというふう実は、思っております。ただしですね、この10年間でちょっと私がこれから力を入れるべきだなと思っておりますのは、従来からおられる、入居作家の方々です。入居作家のおられるスペースをもう少し市民の方々、あるいは、市外かのお客さまが来られるような、もう少し賑わいを持たせてもいいのではないのかなと、そのことについて、入居作家の方々にもご協力をいただいて、できれば、あそこの入居作家の作品をですね、買っていただくというような取り組みを今後していくことも大事なかなというふうに思っております。入居作家のおられるスペースとそれから、ミュージアムの方とこれは、少し、2つの核をですね、作る必要があ

るのではないのかなというふうに感じております。それから、一番、根本的なお話だと思えますけども、こういう文化だとか芸術というのは、確かにイタリアも昔もそうだったんだろうと思えますけど、パトロンがいるからやはり、発展していくんだろうと思えます。あわら市が今そのパトロンと足りえるかどうかということかと思えますけども、先程、申し上げましたように他市の状況と比べますと必ずしもあわら市が突出をしているというわけでもないようですので、やはり、この程度の財政負担であるならば、やはり、すばらしい文化の拠点として全国に誇れる施設としてさらに、発展させていくのがもっとも好ましいのではないのかなというふうに感じているところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君

5番(山口峰雄君) 市長の答弁いただきまして、この施設というのはですね、現代アートが中心といいますか、現代アートが主にやってきてはおりますけれど、昨年なんかもキティーちゃんの話もありましたし、必ずしも現代アート凝り固まっているというんですか、そういうことじゃないと思えます。それで、とにかく県外の人が結構多いところがあわら市民の方は、少ないと、そういったことで非常にある程度文句が出るというんですか、かと思えますけれど。やはり、これは、東京タワーがあると東京の人は登らないのと一緒に近くにあるとなかなか行きづらいと、行くこともあると思えます。そういった意味でどんどんみんなあわら市の方に来てもらって現代アートとか創作の森を理解するように市としても働きかけて欲しいとそういう具合に思えます。また、こういうところに先程申しました、団塊の世代の人が移住してくるようになり、また来てもらえるといいなと思ひましてそういった政策も考えてみたらどうかと、そういう具合に思えます。それでは、一応、創作の森につきましては、このぐらいにしまして、次は、職員の採用について、ちょっと質問いたしたいと思ひます。

今年度から久しぶりに職員の採用が開始されました。しばらく採用がなかったことで、職員の年齢構成に歪が生じるのではないのかと心配しておりました。

今年7名採用された訳ですが、土木系1人、事務系6人と情報系0、情報系がないようです。

最近、ほとんどの業務がコンピュータ化されています。コンピュータ関連の予算も膨大になってきていると思ひます。

福井坂井地区広域市町村圏事務組合が電算処理のほとんどを請負っているということで必要ないという意見もあるかと思ひます。それを利用している立場の市側に専門知識を持っているものが必要ではないのでしょうか。市の業務にもコンピュータにも精通している職員の養成が急務じゃないかという具合に思ひます。また、お金をだしている事務組合の仕事の専門的な面からのチェックも必要だと思ひます。また、あわら市独自の施策のためのコンピュータの利用もあるかと思ひます。以上の理由から情報系の職員の採用、これは、やはり必要ではないかと思ひます。

この点について、市の考えをお伺いしたい。それから、次に地元の金津高校の卒業生の採用があったかどうか。中高一貫を進めていたりして金津高校の支援に努力しているわけですがあわら市としては、やはり、金津高校のいろんな面での支援は当然のことだと思います。その一貫で、金津高校の支援の更なる一つとして金津高校卒業生の優先採用枠を設ける考えはないか。そうすれば、金津高校に優秀な生徒がより多く集まるようになるのではないかと思います。そうすれば、高校の再編とかがってという話も出てくるときにも有利な面が出てくるじゃないかと思います。

農業分野では、先程も地産地消が叫ばれておりますが、人材育成の分野でも地産地消が重要だと思います。

県の職員採用枠にも福井高専の卒業生はある程度、枠があると聞いております。県内の学校の先生方の出身もやはり、福井大学の教育課程の卒業生が多いように思いますし教員採用でも有利だと言われてきております。

今年度採用された職員の出身は福井市1人、旧金津3人、旧芦原3人と聞いておりますが全て大学卒だそうです。

今年度は、バランスしているように思います。市の全域にわたってキメの細かい行政サービスを提供するためにある程度、地域に配慮した採用を考えることが必要でないかと、地域の面からもそういう具合に思います。

採用試験の結果だけでなく、地域、高卒、大卒、事務系、技術系、新卒か過年度卒か、など各方面からのバランスが必要でないかと思います。

最後に今回の質問をする上で新人に対する情報が何もないということに気が付きました。

希望をもって入ってきているのだから、新人の紹介を広報などで取り上げるのもいいのではないかと思います。JAの職員の場合は、写真入りで新人の紹介をしております。本人も希望を持って入ってきたのでそういうことをすれば非常にうれしいのではないかと、そう思いましてこのことについて、ご質問させていただきます。よろしく願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長(橋本達也君)

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

国においては、行政分野へのIT、いわゆる情報通信技術の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的とする電子政府の構築が進められております。

これは、地方自治体においても同様であり、本市においては、これまでに、住基ネットワークといった全国規模のものから、戸籍システム、庁内ネットワークといったローカルなものまで、様々なシステムの導入を図ってまいりました。

この結果、議員ご指摘のように、情報部門の業務は、広範囲化、高度化することとなり、ますます、その専門性が高くなっているところであります。

しかしながら、情報通信技術の専門性とその変化の早さにかんがみ、業務システムの構築やメンテナンス等に当たっては、多くの自治体で、専門職を採用するのではなく、民間の専門家の活用や委託といった形での対応となっております。

また、人事管理の面から申し上げますと、本市のような小規模自治体においては、少ない職員を効率的に配置するため、多くの部署を定期的に異動させるキャリアアップを図っていく必要があります。

専門職を配置するメリットを否定するものではありませんが、現時点では、特定の部署に、職員を固定するデメリットの方が大きいのではと判断いたしております。

以上のようなことから、本市においては、今のところ、情報部門における専門職の採用は考えておりませんのでご理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、金津高校の卒業生の採用はあったのか、優先採用枠を設ける考えはないかとのことでありますが、同校を卒業し進学をした後、採用をされた職員は、今年度に限らず多数おります。

また、特定の学校に限った採用枠というものはいかなものかなと考えておりますが、「高校生枠」については、今後、上級試験の実施などとともに検討をいたしたいと考えております。

次に、地域に配慮した採用をとのことでございますが、このことにつきましては、採用にあたっての公平性の観点から、実施は困難であると考えております。

最後に、新採用職員の紹介を広報などではどうかのご質問ですが、確かにJAなどでは、写真入りで紹介をしているようでございます。これは、JAの業務上の必要性によるものではないかと考えられます。

しかしながら、市においては、広報の性格上、職員個人の記事を掲載することに多少の疑問があるほか、自治体レベルでは、人事異動関連で氏名の掲載はあるもののそれ以上の取り扱いをしているところはあまりないのが実情でありますので、ご理解をいただきますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 5番、山口峰雄君。

5番(山口峰雄君) 市長のご答弁で技術系は無理だということをおっしゃっていましたが、これから使う、発注する側もそういう知識というのはないとなかなか相手に牛耳られるといいますが、土木系なんかは、必ず、土木技術者がいて、いろいろ試算をしてですね、設計して、設計価格を出して、という具合になってるんで、情報系なんかも確かに、技術者を固定するという弊害があることは、あるかと思えますけれど、どこの部署に行ってもコンピュータがない部署はないと思います。コンピュータを使ってない部署というのは、恐らくないと思います。そういった意味で、その部署へ行けば行ったなかでコンピュータの利用というのはありますから、逆にいいますとそういう技術を持っている人が業務にも通じるとそうなる就非常なコンピュータ利用の仕方が進むじゃないかという具合に申し上げましてまた、そういった面でお考え直しをしていただければなと思ひまして私の質問は、終

わりたいと思います。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、11時20分に再開いたします。
（午前11時10分）

関山博夫君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、7番、関山博夫君の一般質問を許可します。

7番（関山博夫君） 7番、関山でございます。通告順に従い一般質問させていただきます。私の通告は一覧にございますが、もう一度、確認させていただきます。数日前6月1日でございますが、市街の学童通学路である道路上の街路灯が倒壊したわけでございます。公道の構築物の危険に対して格段の配慮、緊急かつ迅速な対応が必要と思われるがどうかという質問でございます。質問は、そういうことでございますが、ちょっと前段でお話させていただきたいと思いますが、今回におかれては、6月15日までということでございますけれども、非常に悲惨な事故が国内で現された、これが、福井の方でも関連がある、ナイフを福井で販売した、そのナイフでいわゆる秋葉原ですね、日本全国が一番繁華街であるこの秋葉原での事件というのは一つの象徴的な流れではないかなと、今、私達の身の回りは、非常に大きな問題を抱えている。フリター問題、あるいは、ニート問題を含めですね、青少年のいろんな育成にあるいは、我々のこれからの日本を託していく若者達のなかで非常に大きな混乱があるのかな、ということも交わされております。今回、国会においては、また、福田総理の問責決議案が参議員に可決されたりいろんなことでの捻じれがあるわけでございますが、私達このあわら市においては、それらも全く影響のないことではないかなですね、この地方都市であるあわら市のなかでひとつひとつの丁寧な混乱の収拾、あるいは、改善というものを果たしていかなければならないということを改めて一言申し添えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、私の一般質問をさせていただきます。先日、先程、申しました6月1日でございますが、「あわら温泉の街路灯が、自動車の接触により倒壊いたしました。」とお聞きしました。それに対しまして、私は、非常に驚いたわけでございます。街路灯というのは、すなわち鉄骨であります。車が接触して倒れるということについてどういうことなのか、ちょっと、びっくりしたわけでございますが、接触するというのは、追突と言いますか、コツンと当たったわけですが、そこで、その街路灯が倒れてしまう。どういうことなんだろうということの後で現場を確認させていただきましたら、根元から要するに崩壊しているということでございます。それだけですね、いわゆる、その構築物が脆いといいますが、そういう状況であります。鉄骨作りであり、よほどの車両の損傷事故があったのかなと車も大破したのかなと思っていたらそうではないということでもあります。

現場は、児童通学路にもなっている道路でありましたが、幸いにも、通行人や付

近の建物に全く損害が無く、いわゆる、道路に面して倒れたわけでございます。管理をしている観光協会の私も理事を務めているわけでございますけれども通行人や付近の建物に全く被害が無かったということについては、本当に不幸中の幸いであったなとそのように感じております。

今回は、自動車の接触が倒壊の最終原因となりましたが、温泉街の街路灯は設置後、長い年月が経過していることから、著しい老朽化が進んでおり、自動車の接触のみならず、台風や豪雨などの自然災害による倒壊も危惧されているそのような状況であると私は認識いたしております。国内においてはですね、能登地震、そして、新潟地震、近場においては、中国でございますけれども四川大震災というような、ああいう大きな自然災害ではなくてもですね、自動車の接触で倒壊するということについては、どんなもんかなと私はそのように思っております。

このことから、老朽化した街路灯については、観光協会において、現場を把握しながら計画的に毎年2基ずつ更新をしているということでございますが、その程度の整備量では、到底老朽化に追いつけないのが現状であると私はそう思っております。

更新事業に対して、市から費用の2分の1程度の補助金をもらっていますが、残りの2分の1は、観光協会として自主財源の手当てが必要となり、ご案内のとおり現在の観光協会の経済状況からは、さらなる街路灯の更新への自主財源は誠に困難であり、街路灯の維持管理に大変苦慮しているということも聞かれております。

街路灯の老朽化は、温泉街の景観を損なうばかりでなく、市民や観光客の身体や財産にも危険を及ぼしかねず、万が一にも事故が発生するような事態になれば風評被害を含めて、あわら温泉へのダメージは、計りしれない大きなものとなることが予想され、維持管理を預かる私ども、観光協会といたしましても大変、危惧をいたしておるところでございます。

このことから、早急に温泉街の街路灯を一斉に更新し、市民もそして、観光客も安心して歩ける安心安全な街づくりに付則した「安心安全で快適なあわら温泉街」を市が事業主体となって構築するべきであると考えますが、以上、市長の考えをお伺いさせていただきます。よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 関山議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘の温泉街の街路灯については、自動車の接触により倒壊したものでありますが、人や建物に被害が無かったことは、不幸中の幸いだったと考えております。

なお、事故処理についても、街路灯の管理者である観光協会の迅速な対応で、安全確保がなされると共に、倒壊した街路灯の処分やそれに要した費用についても既に処理されていると聞いております。

市といたしましては、従来より公道上の危険な占用構築物については、管理者自

らで撤去していただくか、適正な管理をしていただくよう指導してきたところであります。

さて、あわら温泉街の街路灯については、主に旧芦原町が観光協会の負担を得ながら設置したもので、施設そのものは観光協会の管理物となっており、電気料は地元が負担をしております。

この街路灯は、議員ご指摘のとおり、設置後長年の歳月が経過し老朽化が進んでいることから、管理者である観光協会において、毎年計画的に2基ずつ更新を行っており、市といたしましても、これに係る費用の2分の1を補助いたしております。

しかしながら、毎年2基ずつの更新では老朽化に追いつかず、観光協会でも財政的な面で街路灯の管理に苦慮しているとの実情をこれまでも伺っております。

そこで、温泉街の街路灯の再整備については、温泉街の現状や市全体の街路灯の設置経緯等を考慮するとともに、地区毎に整備方針を検討し、地区との話し合いによっては、現在のような街路灯として再整備するのではなく、防犯灯としての整備に切り替える方策もあると考えております。

いずれにいたしましても、単に街路灯だけを考えるのではなく、基本的には、都市計画の一環として、温泉街の修景整備の中で考えるべきものであります。温泉街全体を、何よりも市民が住んで良しと感じられ、観光客が訪れて楽しいと思うようなまちづくりの観点から総合的に整備すべきであると考えております。

ただ、こうした総合的なまちづくりの整備については、多額の経費が必要であることから、国の助成制度を活用するにしても、財政的に厳しい現状では直ちに取り組むことは困難であります。今後とも観光協会や商工会、旅館組合等の関係団体や地元との協議を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 7番、関山博夫君

7番(関山博夫君) 私は、くどくど申すことはよしておきますので、私の率直な意見ということでお聞き取りいただきたいと思っております。

観光といいますとですね、四川大震災のいわゆる、あそこもですね、非常に大きな観光地なわけですね、観光地というのは、非常にどういいますか、地形的な意味で自然災害の後、忘れた頃にそういう自然の景観というものが現れるようなそういう四川大震災の場所なんか地震の巣であったとそれは以前、中国というものの閉鎖性があって国外には、知らせていない状況のなかで多くの観光客も日本から四川の方へ訪れていた。しかし、災害と言うのは、我々の自為の図るところでないところで災害が発生するということでありまして。この、我々もあわら温泉に長く在住いたしましてこのあわら市は、すなわち、農業と商工業ですね、今一番大事なのはそこでございますが、更に、それをいわゆるサポートするものとして観光という先程、山口議員からも、多くの創作の森のお話をさせていただきましたが、外資といいますが県外から来られる方、もちもん、県内、あるいは、在住の方々も愛されるあわ

ら温泉でございますけれども、多くは、やっぱり、県外、あるいは、国内から来られる観光客の方々のいわゆるご認識でもってやっぱり成り立っているこの観光地でございますのでそれらにつきまして、あわら市の市長様におかれてもですね、そのような、ご認識でひとつ整備方をお願いをしたいということでございます。ちょっと、原稿が書かれておりますので、その原稿に即してお話をさせていただきますが、私、事故をもってですね、国の国会議員の先生方にお話をさせていただきました。そこで、山本拓先生の方からのお話を賜ったわけでございますが、先程、市長は、2分の1をあわら市が負担しているだよと、そして、あわら観光協会は、その2分の1のその分を会員よってなされているとなればですね、国のいわゆる、そういう助成あるいは補助というのものがあるのかということで少し検索させていただきましたところ先生からは、環境庁、今、地球温暖化の問題で環境サミットが洞爺湖であるわけでございますけれども、それらにつきましてでございますでしょうか。あるいは、以前からでございますでしょうか。環境庁が国の2分の1の補助を持ってですね、そういう整備をします。それは、何かといいますと環境庁は、電力をいわゆる削減するものとしてLEDというひとつの電気システムがあるそうでございます。私は、そのちょっと詳しいことは、存じておりませんが、いわゆる、裸電球という熱電源からあるいはその蛍光灯、蛍光灯からLEDというものに進化していく形のなかでそういう電力をですね、できるだけ削減した形での街路システムがあるんですよと、そうなればですね、先程、申されたところの住民は、電気をいわゆる負担している。そうすると電気料金が下がるということになりますと、いわゆる節電しなくてもですね、もちろん、昼夜においてつけるわけじゃありません。夜間において点けそして、日が上がれば要するに電気が消え、というような、いわゆるその観光客だけではない、住民の方々にとって非常に効率的なそういう物があるのではないかと、そして、その2分の1のいわゆる補助というものは、前回でしたかね、前々回でしたか、山口議員からも市長は、非常にアクティブな方であるわけですからあるいは、そのネットワークを持ってらっしゃるわけでございますから、それらの方々にですね、それらの趣旨をご説明いただければ、すなわち、それらへのアクセスというのは、直ちに行くではないかなとそのように感じております。いずれにいたしましても、そのいろんな意味でプラスの部分をですね、積極的に活用されて、そして、私たちの街づくりにですね、安心と安全、そして快適な環境を整備をですね、いち早くその取っていただくように一つそれらをお願いして、私の一点の素心と言いますかそれだけのお話をさせていただきたいと思っておりますので意見として一つ取っていただければ結構かと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。以上、関山でございます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（東川継央君） 休憩します。

（午前 11 時 39 分）

議長（東川継央君） 再開します。

（午前 11 時 39 分）

八木秀雄君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、1 番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1 番、八木秀雄君。

1 番（八木秀雄君） 1 番、八木。それでは、2 つの一般質問をさせていただきます。最初は、芦原中学校の耐震診断結果速報値の概要について市長の答弁をお願いいたします。2 つ目は、市民のための交通安全対策について質問をさせていただきます。

それでは、先般、芦原中学校の耐震結果の速報の概要について、耐震診断結果では建物の耐震ランクは、南校舎 D ランク、北校舎 D ランク、北校舎渡り廊下 E ランク、図書館 A ランク、体育館 E ランク、技術棟 E ランクの様になっていますが D ランクおよび E ランクは、かなり耐震性が劣ると思われま。

補強後 20 年程度は使用すると思いますが、これからの維持管理を考えると、芦原中学校は補強するに値する建物であるかどうか、どの様に考えているかご説明をお願いします。

2 つ目としまして、補強費用の概算が示されています。この費用は耐震補強のみに必要となる費用で、その他にリフレッシュ費用および仮設住宅費用が必要になると思えます。全体工事費として、どの程度、見込んでいるかを説明をお願いします。

3 番目に補強の工事期間は、どの程度、見込んでいるか、説明をお願いします。補強工事期間中の問題点があれば説明をお願いします。

4 番目に耐震補強、改修する場合と新築する場合の工事費の比較をもう一度説明をお願いします。

当初案で新築の場合 30 億円程度との積算結果がありますが少子化を見込んだ施設規模の見直しを行い、校舎面積の適正化、仕上げなどの簡素化。備品などをリサイクル使用するなどしてコスト縮減を図り新築することも考えています。

これより大規模なコストダウンが図れるのではないかとと思われま。再検討をお願いします。工事費の比較をもう一度説明をお願いします。以上です。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 八木議員のご質問にお答えをいたします。

5 月 30 日開催の全員協議会におきましてご説明をさせていただいた「芦原中学校の耐震診断調査の速報値概要」につきましても、あくまでも中間報告で、確定値は、福井県耐震診断等評定委員会の判定後となり、概算費用につきましても、診断結果に基づき、耐震計画を作成したうえで、実施設計により費用が決定されること

になります。

そこで、まず、1点目の「芦原中学校が耐震補強工事をするに値する建物であるか。」とのご質問でございますが、中間報告では、建物は、耐震補強工事により耐震性を確保できるとの報告を受けております。

ただ、今後の維持管理や十分な教育環境を確保することを考慮すると、相当の改修が必要であると考えております。

次に、「改修を含めた全体の整備費」についてのお尋ねですが、現段階では、改修内容を含め、どのように教育環境を整えるかといった、具体的な整備方針を決定しておりません。従いまして、全体の整備費については、議員の皆様には教育的観点や財政的な観点からご協議いただいたうえで、決定したいと考えております。

3点目の「工事期間及び工事期間中の問題点」につきましては、耐震補強工事と大規模改修工事は、同時に施工するのが一般的であり、工事の規模や仮設校舎の建設の有無などにより工事期間が決まります。

なお、工事に伴う問題点としては、工事騒音や教室等の利用制限、生徒の動線の制限などが考えられます。

いずれにいたしましても、学校を運営しながらの工事となりますので、できる限り短期間で、且つ生徒の学校生活に支障とならないような配慮をしなければならないと考えております。

最後に、「コスト縮減をして改築した場合と耐震補強・改修との工事費を比較するとどうなるか」とのご質問ですが、先程も答弁させていただいたように、耐震補強工事・大規模改修につきましては、現段階では、整備方針も決定していないことから、工事費の試算は行っておりません。

また、議員が想定する改築費の算出も非常に困難であると判断しており、現段階では、いずれの工事費も試算することが不可能と考えますので、ご理解をお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君。

1番（八木秀雄君） 市長の答弁をお聞きしますと卒がない答弁で本当に決まっていなくて、そういう答弁を受けるんですけど、耐震評価委員会の査定は、計算法が間違っていないかどうかの査定だけであり学校の全体の整備方針等についての妥協性についての評価は、範囲以外となっています。よって耐震調査の速報値が中間報告で最終的な診断結果ではないとしてもあわら市の基本的な方針が決まるものではないと思われま。実施設計に入る前にあわら市としての中学校整備に対する考え方また、条件整備をする必要があると思いますが、市長の考えを具体的にお聞きをしたいと思います。また、予算の配分で子供の安全及び教育環境の整備を最優先する覚悟があるかどうか。あわら市の学校の返済方法を含め具体的な予算の範囲を示してほしいと思います。補強の実施計画に入る前にいくつかの建設パターンによる建設費と維持管理費の概算や問題点をまとめ比較する検討があるので

はないのかとこのように思います。市長のご答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 現在出ている診断結果はあくまでも中間報告であります。最終的な評定委員会の結果ができるまでが正式なものになりますけれども、この中間報告のA B C D Eとですね、最終的に評定委員会のA B C D Eに差が、違いがあるかないかこれは分かりません。あまりないような、気はいたしますけれども、いずれにしても、その評定結果が正式なものであるということは、まず、ご理解いただきたいと思います。現在の中間報告値を持ってですね、これを議会としての議論の出発点にさせていただいても、これは結構かなと思いますし、これは、理事者としてもそのように考えております。ただ、耐震工事だけであれば、現段階でも、一定の試算が出ておりますので、その金額はおおよそ把握できるかと思えます。ただ、問題は、耐震以外のですね、いわゆる、大規模改修の部分です。もっと分かりやすく申し上げれば、どの程度のグレードの改修を行うかとの辺に行き着くかと思うんですけども、この辺についてですね、議会としての十分なお議論は、まだこれからであります。そのようなお議論を基にして、また、最終的に理事者としての考えを決めていきたいと思っております。従って、現段階において、大規模改修経費がどれくらいになるかという試算は、これは、まったくできないわけでありまして。そこところは、是非、一つご理解いただきたいなというふうに思います。後、もう一点は、子供の安全のために予算配分する最大限の努力するののかというなんかご趣旨だったと思いますが、これは、当然のことでありまして、先程の一般質問でもございましたが、これは、子供だけではなくてですね、市民の安全のためには、最大の配慮をしていかなければならないというふうに思っております。中学校の整備にどのようなパターンがあるのかと、そういうご質問だったように気がしますが、これにつきましてはですね、やはり、議会として前回、芦原中学校については、大規模改修というご決定がございますので、現段階では、その考え方の基で今、検討していくというよりほかないと思っておりますのでこの点も一つご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君。

1番(八木秀雄君) 今、市長が我々、議会に対して十分、協議、検討していただきたいという具合にお答えしていたんですけど、何回も言いますが、やはり十分に検討するには、やはり、市の方からいろんな先程、言いましたようないろんなパターンとかそういうものを出していただかなければ、やはり、僕は、なかなか、議員だけでは、協議するのも難しいんじゃないかと思っております。しっかりとやぱりこういうパターンもあるこういう方法もあると、いろんなものを出して、そして、それが本当に返済していかれるのか、そういうこともやぱり含めてやらなければなりませんので、やはり十分に資料を出していただいて、勿論、市長の、やはり学校に

対する考え方、思いというもの、やはり我々にも聞かせていただきたいし、それやっぱり、協議していきたいと思います。答弁はいりませんので、一つよろしく願いします。

それでは、2番目に交通安全の市の対策と市民の対策について、質問をさせていただきます。前置きにちょっと、私の考えを話しさせていただきたいと思います。昨今、日本全国でこれまで考えられなかった凶悪な犯罪が発生をしています。しかし、今現在、じっくりとあわら市民約32,000人のもっとも身近な危険は何かということを考えてみました。それは、通り魔事件でもありません。殺人事件でもありません。勿論、これらの凶悪な犯罪を防止することは、非常に大事なことでと皆さんも当然のこととと思っています。現実にはボランティアの方々の活発な活動もあると知っております。それじゃ、あわら市民の一番危険、一番不安は、何であるのかということそれは、非常に身近に毎日発生している交通事故であると考えています。不慮の死、つまり突然、家族から友達から姿を消してしまう。非常に悲しいことは、殺人事件ではありませんし、通り魔事件でもなくそれは、交通事故なのです。昨年、1年間、あわら市で交通事故による命を落とした人は、3人、けがをした人は何と136人、その内、重症をおった人は21人も上っております。あわら市約32,000人、小さな幼稚園から80歳で車を運転している人たち、朝「行って来ます。」と玄関を出てから「ただいま」と帰宅するまでの間、このあわら市で生活をしている以上、みんなが等しく交通事故の被害者に会う可能性があるのが交通事故であります。交通事故は、昨日まで、いや、さっきまで朝、元気で「行って来ます。」と笑って出て行った人が突然亡くなることです。本人は基よりその家族まで不幸にするあわら市民の一番の危険、不安であると思います。私は、あわら市民として、今、交通事故の防止をすることが一番の取り組む課題だと思います。

それでは、質問をさせていただきます。市が主体とする市民のための交通安全対策について質問します。あわら市が主体として、市民のための交通安全対策を図ることが、今、必要であると思います。あわら市は、他の地区に比較しても交通関係機関団体の活動がより積極的であると思います。

しかし、あわら市が中心となって横の連携を取ることによって、さらに効果的な交通安全対策を図ることが必要と考えます。そのためには、まず、あわら市が「交通安全対策を積極的に推進します」という宣言をする必要があると思われま

す。行政、自ら交通安全対策を率先しなければならないと思います。交通安全対策がありましたら具体的に答弁を願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

あわら市の交通安全啓発活動は、交通指導員、あわら交通安全協会、交通安全母の会が中心となり、市とあわら警察署との緊密な連携のもと年間をとおして様々な事業を行っております。

議員ご承知のとおり、その活動は多彩で、交通指導員では、年4回行う交通安全県民運動の街頭指導のほか、幼稚園児や小学児童、高齢者を対象とした交通教室、市のイベントでの交通指導等。

あわら交通安全協会では、交通安全県民運動の街頭指導のほか、期間中の分会による安全運転啓発、安全茶屋の開設、地域の危険個所の点検等。

また、交通安全母の会では、交通安全県民運動の街頭指導、飛出し坊やの作成、安全茶屋など安全運転啓発活動を行っております。

その他各種交通安全団体にも、安全対策に協力を得ており、八木議員ご自身が毎朝行われております交通安全活動に対しても、敬意を表しますとともに深く感謝を申し上げます。

なお、夏と秋の交通安全県民運動では、市職員も早朝街頭指導を行っているところであります。

平成19年のあわら警察署管内の交通事故発生状況は、死亡事故こそ3名となり前年の2名から1名増えたものの、人身事故数、負傷者数や物損事故件数は、前年と比較し16%から22%の大幅な減少となっております。

これは、関係団体の皆さんの地道で、献身的な活動が、このような着実な成果となって現れたものと考えております。

しかし、一方で、依然として無謀運転、危険運転や飲酒運転などドライバーとしてのモラルが問われるような事故が後を絶たず、特に、本県を縦断する基幹道路でもあります国道8号は、県内外の車両や大型トラック等が数多く通行し、昨年は2件の死亡事故が発生しております。

このような悲しい事故をなくすには、市民一人ひとりが交通ルールを守り、交通マナーを実践するなど、安全意識の高揚を図ることが重要であり、そのためには、地道で、息の長い啓発活動の実践が何よりも大事であると考えております。

市においても、今以上に関係団体、関係機関との連携を一層密にし、活動しやすい環境づくりに最大限の支援をしていきたいと考えております。

また、市の交通安全対策の一つとして、交通安全に対する市の姿勢をアピールしてはどうかとの議員のご提案についてであります。このようなアピールを効果あるものにするためには、市民や関係団体を巻き込んだ形で、市民と行政が一体となって推進することが重要であり、今後、関係団体の皆さんとも十分協議し、検討して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 1番、八木秀雄君

1番(八木秀雄君) 今、市長の答弁のなかで平成19年度は、前年度に比べて16%から22%の大幅な減少したという答弁を受けてます。これは、各種団体の皆さん、地域の地道な献身的な活動が確実にこのような成果が現れたと、このようにも答弁をします。しかし、私が調べた結果、平成20年度の5月現在、交通事故と思われるものは、19年度よりも56件増えております。このまま行きますと、昨年よ

りも交通事故件数は多くなるのではないかと思います。また、今年の5月現在までに1名の死亡事故がございました。市長もご存知のように8号線の中川で起きました。5月末で交通事故で、今年の20年度の5月末で交通事故でけがをした方は、お聞きしますと74名でほとんどの方があわら市民という具合に聞いております。市長は、横の連携を各種団体と取りながらがんばっていけば、減少するのではないかとこのように思いますが、現実的には、このような数値が出ていると思います。

私は、交通安全協会とかご父兄方の交通安全の各種団体がいくつかあると思いますが、やはり、市長が中心になりましてやっていただければその横の連携もより一層深まるのではないかとこのようにも思います。また、私、個人的な考えでございますけど私が調べた結果ですけど平成7年ですね、平成7年の1月に金津芦原坂井交通事故抑制対策協議会というのが市長が町会議員の時ですかね、作られております。是非、この抑制協議会をあわら市でもう一度、是非、立ち上げていただきたいとこのなかの目的には、このようなことが書いてあります。「本協議会は、交通事故の減少を目指し官民一体となった先制的な総合交通事故抑制対策を講じるために各種交通安全団体間の総合調整を図るとともに市民の交通マナー向上を図る」とそういうことを目的にするということである関係の人たちでこの組織を作っております。是非、ご提案ですけどこれをもう一度復活させていただきたいなとこのように思われます。

もう一点ですけど、1週間前ぐらいですかね、池田町が死亡事故を2,000日、死亡事故が0件だというのが、池田町で1週間前ぐらいに達成したということをお聞きしました。それをよくお聞きしますとやはり、池田町は、県内で交通安全の条例を作っているとそういうようなことも聞きました。我々議員も2年ぐらい前に条例ではございませんけど「飲酒運転を撲滅する」という宣言をしました。やはり、大事な市民を守るため、そして、このあわら市というところは、全国からたくさんの方がドライバーの方、そして、いろいろな方がこの来る街でございますのでやはり、良い思い出を作るためにもやはり、我々市が一丸となってそういうことを市長自ら率先してやっていただいて、尚且つ我々議員に理解を求めて、こういうことを立ち上げようとそういう姿勢を是非、出していただきたいと思っております。そのことについて、市長のご答弁をお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 再度のご質問のなかで今年度はですね、昨年に比べてちょっと事故数が多いというご指摘がありまして、一昨年に比べて昨年が減っているのは、今、いろいろな皆さん方のご努力の結果であって、それで良しと私は申し上げているわけではありませぬので、尚且つ、その力強く進めていかなければならないというように思っております。今程、ご指摘のように今年度が昨年度より多いということであれば、なおさら、その努力をしていかなければならないとうことでございますので、そのように先ず、ご理解いただきというふうに思います。なお、今程、交通

事故の抑止協議会というような組織のご案内ございましたが、私自身この協議会につきましては、よく理解しておりませんがそのような横の各種団体の横の連携を保つということは、これも大事なことかなと思いますので、こういうことも含めながらですね、今後の対応については、考えて参りたいというふうに思っております。それから、今程、池田町では、死亡事故ゼロ2,000日ということですが、それについては、その何らかの条例があるというご案内でした。私は、この条例のことについても存じませんが、一体どのような、条例があってそれによって効果がでているものかどうか等々につきましてもこれも、これから十分調査をし、検討をしていきたいというふうに思っております。私も各種の交通安全事業につきましては、積極的に参加をしておりますし、それから、各種交通安全関係の団体が行っている事業につきましては、市の方からも応分の助成等もしておりますので、そういう意味では、私自身も積極的に交通安全について努力をしているというふうひとつご理解いただきというふうに思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部理事 長谷川忠典君

市民福祉部理事（長谷川忠典君） 今回、初めて答弁させていただきます。よろしくお願ひします。先ほど、八木議員の交通事故抑止対策協議会のことにつきまして説明させていただきます。八木議員、ご承知のとおり平成7年から平成15年まで金津署管内ですね、金津・芦原・坂井交通事故抑止対策協議会というのを設けました。平成16年に芦原と金津が合併しまして、あわら・坂井交通事故抑止協議会という名称に変わりました。その後、平成18年3月に坂井町が坂井市と合併しとことによりまして、警察署の管轄の範囲が変わりまして、平成17年度でこれを解散しております。目的につきましては、八木議員、言ひましてとおりの目的でございますが、一番、この協議会の目的としては、「死亡事故をなくそう」ということとございまして、この協議会が解散しましても警察それから行政、それから、交通安全関係団体、道路管理者が現場で検証しまして、その対策、何故、死亡事故が起きたかというような検証、それから、今後の対策等を協議してそれぞれの、対策を講じているところでございますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 1番、八木秀雄君

1番（八木秀雄君） 私もこの一般質問をする前に調査をした結果ですけど、福井県越前町というところがあるんですね、この越前町は、飲酒運転が県下のワースト1ということで、これは非常に恥ずかしいことだということで、これを何とかワースト1からはずそうということで努力をしたというお話を私、聞きましたので直接、越前町まで行きまして、その担当の方のお話を聞いてまいりました。越前町も先程、言ひましたようにいろんな町の組織がですね、合併によっていろんな組織をしたいということで非常に混乱をしてたわけですけど、やはり、ワースト1を何とか解消しようということで職員というですかね、そこにも安全協とかいろんな会がございまし

て、けどやはり、市が中心となりましてこれを何とか解消したと、そして、これも非常に県警の方から、本部長の方から認められましてやったというようなそういう事例もお聞きしてます。是非、やはり、他の市町村の良いところ、みんながやる気になるというのですかね、そういうカンフル剤は、どういうところにあるかということを知りたいのも僕は、良いのではないかと思いますので、是非、あわら市もお聞きによると坂井市について飲酒運転は、ワースト4に入っているというようなこともちょっと聞いていますので、交通事故も含めまして、抑制も含めまして、是非、あわらというところは、本当に安全で安心して交通事故が少ない、そういう街に先程も言いますけども、市長が先頭になって、そういう意識でやっていただきたいと思います。質問を終わります。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、午後は1時10分、再開をいたします。

（午後12時17分）

議長（東川継央君） 再開します。

（午後1時10分）

石田則一君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、11番、石田則一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 11番、石田則一君

11番（石田則一君） 11番、石田、市政会でございます。私も齢を重ねておりますし、また性質もこんなんで、簡単にお願ひしますので回答の方も簡単でいいですからひとつよろしくお願ひします。

まず、中学校の整備事業についてでございますが、先般、芦原中学校の耐震診断の速報値が公表されました。これにつきまして、議会とも議論を重ねていかなければいけないというような雰囲気がございますけれども、その辺について先ず、市長は、どうお考えになっているのか市長のご意見をひとつお伺ひしたいと思ひますんでよろしくお願ひします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 石田議員のご質問にお答えをいたします。

中学校の整備方針につきましては、先般、2月の市議会臨時会におきまして、芦原中学校の大規模改修及び金津中学校の改修により「2校存続」の決定をいただきました。

この決定を受け、早速、芦原中学校の耐震診断を実施し、校舎2棟はDランク、図書館棟はAランク、屋内運動場及び技術棟はEランクとの判定で、その補強にか

かる概算補強工事費は、4億4,300万円との中間報告を受けております。

議員お尋ねの「今後議論を進めるにあたり市長の考えは」とのご質問であります
が、私は、学校は、生徒にとって「学びの場」であるとともに、1日の3分の1を
過ごす「生活の場」であると認識しております。併せて、「地域の生涯学習の場」、
「地域の防災拠点」として施設整備を進めなければならないと考えております。

具体的には、耐震性の確保はもとより、バリアフリー対策、多様化する教育への
対応、地域に開かれた学校などを創らなければならないと考えております。

このため、議員の皆様とともに、あらゆる角度から検討・協議を行い、整備方針
を決定して参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 11番、石田則一君

11番(石田則一君) ただ今、市長の方から明解なご返答いただきましたけれども、
私は、今ここに立ちましたのは、芦原中学校に関してのご質問をしているんであ
って、芦原中学がEランクが体育館がEランクだと後は、Dランクだということにな
っておりますが、先般の6月の2日ですか、新聞の記者会見によって市長が何か意
見を述べておられます。これは、私ここへ持ってきておりますけれども、体育館が
予想以上に悪かったと体育館は、天井が低く、市教育委員会が建て替えを希望して
いるということもあるというような云々というようなことで出ておりました。これ
は、ただメディアがこういうふうにしたのかどうかはしれませんが、この新聞
記事を読みまして私は、勿論のこと市民の多くの人たちが何かそこに市長は、体
育館を建て替えるというようなニュアンスというんですかフィ-リングというん
か、そういうものが含んでいるんじゃないかというような懸念を多くの人を持ちま
して、私の方へも問い合わせがございました。私は、今言いますのは、先程の同僚
議員の質問にもございましたように、改装についてもお話はテーブルを別にしな
きゃならないと、今は、補強が大事だと、まず補強だと、これを第一にしていかな
きゃならないと、議会でもって議論を進めると言いますけれども、市長は何を議
論するのかというように私も懸念を持ちました。改装については、テーブルを別
にして、また考えるべきで、今は耐震補強、補強を先ず、第一にすることを中心
に考えていただきたいと思っております。余談になるかもしれませんが、今日は、
6月でございます。ちょうど、福井震災の60年の6月でございます。これは、私
みたいな齢を踏んでいるものにしかわからないかもしれませんが4時15分ですか、
「ドーン」という爆弾を落としたような地響きとともに、一瞬にして家は壊れて
しまったと勿論、ここにも建っております、この庁舎、これは、23年頃には、
安本という繊維工業やったんです。これも、勿論、全壊するし、私の家なども全
壊してしましまして、私の家なんかでも6人が下敷きになって2人が死んでお
ります。そうして、この辺、一面全部潰れてしまったんです。これは、この地震
の恐ろしさというのは、体験したのものには、特に感じるというんですか、また、
この学校問題、中学校にいたしましても昭和22年ですか義務教育が発足いたしま
して22年

には、校舎がなく一部、小学校で勉強し2年生から新しい学校をとるので、金津町が今の中央公民館のあそこへ一棟だけ平屋建てのを建てたんです。それが、4月に開校して6月28日には、完全に倒れてしまっていると、こういう痛ましい、現に体験してきて私達は、この地震の恐ろしさというものを本当に身にしみています。だから、今、改装するのに議論を重ねて予算をみるというんじゃなくして、ここに耐震診断が出ております。市長の記者会見の中に予想以上に悪いっていうようなことを言っておられましたが、私は、この速報値を見て予想以上に良かったなと芦原の市民の方々達は、一時はもう明日にでも潰れるとういうような表現をしておられたけれども、これで見ますと、構造耐震指標というのですか、これが0.3が一応、国として認めてるんですね、これは、0.3というのは、芦原のこれによると渡り廊下の一部がX方向ですか、0.23というのがありますが、それ以上は、全部、構造耐震指標を上回っております。だから、当然、先程の同僚の質問に市長もおっしゃいましたが補強改修は可能なんだと、だから、建て替える考えは無いんだろうと私は、思いますけどもここで、市民の皆さんは、この芦原中学校の耐震診断、この結果は、私らだけじゃなくて市民の皆さんも大変、望んでおったんです。いろいろと2年間に渡ってこの問題につきまして、いろいろ議論をされており、また、大変な、エネルギーを使って、我々は、ここに到達したと、初めて耐震診断速報値が出たとこの速報は、次に来る決定とあんまり数字が変わらないというんでこれは、それで良いかと、それで、この診断の結果を見て我々が思っていた以上に良い結果であったとこれが悪いとするならば、芦原小学校にしても東小学校ですか、これらも相当悪い、これとよく似た数字が出ている、それならば、新築するかあるいは、改装にもっと金を賭けなければならない、小学校の方は耐震診断、そのまま経過しておいて、今、芦原中学校にして今度、議会で改装も考えて検討するんだというようなことを言っておられましてけどもこれは、片手落ちではないだろうか、今は、何しろ補強、改装よりも補強を先ず、第一にしてそれから、次のテーブルで改装というものを考えていったらいいんじゃないだろうかというふうに思っております。その辺で市長のご見解をひとつ、率直な、簡単でいいですからひとつお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 答弁は簡単にというようにおっしゃいましたけども少し長くなるかもしれませんがお許しいただきたいと思えます。

先ず、今、石田議員もご指摘になったように長い年月とですね大変なエネルギーを懸けて現在に至ったわけですが、振り返ってみますと結果的にみますとやはり、金津中学校も芦原中学校も耐震診断をしてその科学的なデータを得た上では、どのような整備があるのかということや、議会、理事者が一緒になって行政的あるいは、政治的な価値判断を加えて行くということに至ったのではないのかというように思えます。そういう意味では、いろいろ紆余曲折ありましたが極めて順当な手

続きを全体としては踏んできたのではないかなと、私は、今そういうふうに感じております。そこで、先ず、中間報告を受けての私のコメントが記事になってということでございますけども、正確にお願いをしたいんですが、あの時、私が取材に応じたときには、思ったよりも悪かったとは申し上げておりません。当初、私達が想像していたのは、むしろ校舎の方が悪くてですね、体育館の方が良いのではないのかなと想像をしておりましたがその結果が思っていたのとは、反対になったということでありまして、全体として想定していたよりも判定が悪かったというふうに私は、申し上げておりませんので、そこは、先ず、ご確認をいただきたいと思います。それから、体育館のことにつきましては、従来から教育委員会の方からも体育館そのものとして機能としてですね、不備がちょっとあると天井の高さ等々においてもあると、あるいは、トイレがないというようなこともあって、これは何とかしてきたいという話がこれは、ありましてのでE判定という結果を見ますとですね、これは、体育館については、改築、建て替えということも議論になるのではないかなというふうに私はそのように答えております。新聞の表現と言うのは、なかなか、実際と話した言葉と多少、ニュアンスが違って書かれることがあります。これは、議員が取材に答えられた時もやはり、同じような印象を持っておられるんでないかと思いますが、そここのところは、先ず、きちんとご理解いただきたいというふうに思います。それで、今後の整備の方針についてですけれども、今程の石田議員のご発言をお聞きしますと石田議員は、中学校についても耐震のみで今、済ませるべきではないかとそのように聞こえたわけですけどもこれはですね、ちょっと今までのそれこそ長い年月やエネルギーをかけて議会と理事者が共に得てきた現状までの結果から行きますとちょっと私は、無理があるのではないのかなという気がいたしております。議会が先だって決定をされたのは、芦原中学校は大規模改修であります。尚且つ、その提案理由のなかでは、一部改築も認めるという趣旨の内容でありましたので、むしろ今、私が申し上げたような方向の方がですね、議会のご意志にも沿うのではないかなというふうに思っております。もし、石田議員が今は、早急に耐震のみを行ってまず、安全の確保を図るべきだということになりますとこれは、むしろ、前回の議会の決定と少しずれるのではないかと、場合によっては、新市建設計画も再度直さなければならぬのではないかと、そんな気をするわけです。私は、あくまでも、議会の決定に沿ったその範囲のなかで精一杯のことを子供達のためにしてあげたい。これは、おそらく、議員の多くの皆様方も同じように考えておられるのではないかなというふうに感じております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 11番、石田則一君

11番(石田則一君) 今、市長の答弁がございましたけどもこれは、2月の議会でもって、臨時議会でもって、私、ここに控えを持ってきておりますけども議案第6号新市計画の変更についてに対する修正案というので議案6号新市建設計画の変更についての一部を次のとおり修正するとカッコ1の表のなか芦原中学校改修事業

を芦原中学校大規模改修に事業と改めると大規模改修という改めるということは、私も承知しております。ここに、新築問題が一言、文言が出てきましたけれどもこれは、もし、耐震の結果、一部、部分的に改修しなければならないところは、これは、止むを得んというの、私は、理解しておりました。だから、大規模改修事業というふうに銘打ってありますのでその大改修のなかに改修っていう意味は、私は、含まれていないんじゃないだろうかと部分的な、今、渡り廊下が確か0.23なんですね。これらは、部分的に悪ければ、そこは、壊して改修しても良いと改築しても良いというふうに私達は理解しておりましたが体育館そのもの、校舎そのものを改築するとそれは、私の間違いかもしれませけれども見解に相違があるんじゃないだろうかとというふうに思っております。先ず、何はともあれ、補強というのは、先ず、この耐震の結果は、補強が目的でございます。改修とか改善とかそういうものはその次に出てくる問題であって、先程も申しましたように地震後60年も経っております。この震源地は、丸岡のこの近くの末政だと言われております。もう60年するともうそろそろ忘れる頃に災害はやってくるというふうにもう、私は、今からその備えをしても憂いは残らないんじゃないだろうかとというふうに思っております。どうかその辺を市長と私の見解の相違が多少あるのは、これは、止むを得んとしていろいろと考えてのなかで、先ず、第一に補強の概算要求まで出ているんだから補強金額が全部で44,300万円ですか、こういう大きな金が出ています。先ず、補強を優先的に考えていただきたい。そうして、この問題について、議会と議論を進めていきたいというような新聞記事が出ておりました。だけど私は、もう議会で何を検討するのかと修正案なら別だと、いち早く、9月までに正式な診断結果が出て市会と整備方針の調整をつけたいと、これはもう、私は、改修は別にして先ず、補強を急いでほしいと補強のついでに同じ金額で改修ができるところがあるんならば、別なんですけども、一応は、基本としては補強だと、それは、1日でも早く、急いで欲しいと思います。私は、性質もそうですが、年もいってるしそうしつこく質問はいたしませんけれどもその辺は、ひとつ市長、よろしく願います。今日のこの答弁を市民の多くの人たちも聞いております。確かに私は、関心のない千人の方よりも5人か6人でもいい本当に関心のある人のそれに答えてやっていただきとそういうふう思っております。これで、質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 石田議員が0.3という数字を言われましたけれど、IS値ですけど、それ以下の建物というと非常に少なくなっまいて、他の市町村で行っている耐震につきましてもですね、0.3以上のもの全てを耐震をしております。0.3以下となるとごくごく限られたものでしかございませんので、今のE判定ですねについては、他の自治体もですね、耐震補強工事をやっていくというふうに思います。この0.3でくぎるということは、これは、やはり現実的ではないとこれは、返って危険な校舎を残すというふうに思いますで、この0.3にはこだわ

らないほうがよろしいのではないかと、先ず思います。

それから、今の石田議員のお話ですといつ地震が起きるやもしれない、従ってなるべく早急に耐震をやるべきだとしかしながら、そのためには、改修について議論を始めると時間がかかるから今は、耐震のみをやるべきではないかと、今回の例でいきますと約4億8,000万円程度で済むのだからそれだけでやるべきではないかとそれが、市民の声であるというふうに今、お聞きをしたわけですが、それこそですね、何のためにこれだけ長い期間をかけて議論をしてきたのかと大変、私は、それは、疑問に思います。今までの議論で集約されてきたことを考えれば、耐震診断の結果に基づいて芦原中学校については、改修も含める。しかも、それは、大改修であるというのが議会の決定ですし、我々もそれを了解いたしております。どうように今、石田議員は、芦原中学校についてのみ述べるともおっしゃいましたが、金津中学校でもまったく同じでありまして、金津中学校の校舎は、Cであります。しかしながら、これは、この際、改修も加えようということで金津中学校は、改修工事というふうに議会もお認めになったわけでありまして。ここで、今、石田議員がおっしゃるようなことを議論し始めますとですね、これは、議員個人のお考えとしては、当然かもしれませんが、これは、明らかに議論へ戻してしまふ。返って、時間がかかってしまふのではないかと思います。議会が示された修正案の内容につきましては、それこそ、修正案を出された議会の側にその内容についての見解があるわけでありまして、一般的に修正案をみるかがぎりではですね。芦原中学校についても耐震のみではなくて大規模な改修を行うべき場合によっては、改築もあり得るといふこれは、素直な解釈としては、そう受け止められると思います。私は、大変、失礼ながら石田議員が個人的なお考えが議会全体のお考えだとは、私は到底思えません。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 11番、石田則一君

11番(石田則一君) 今の市長の答弁を聞いて私も私が議会を代表しての意見だなんては思っておりません。あくまでも、私の主観でございます。しかし、この今、全国的に耐震診断がやかましく言われている。これは、何を指すかという補強を早くせよというのが第1の問題だろうと思います。その改修とか、そういうのは、第2の問題であって先ず、目的は、補強が大事だとこれは、0.3にこだわるなと言っておられますけどもこれは、大規模地震の倒壊の危険が大きいという意味で国が構造耐震指標というんですか、これを0.3と決めてます。だから、私も専門的なことはわかりませんが0.3以上の場合は、何か補助率もだいぶ、変わると0.3ならば、3分の1が3分の2になるとか2分の1になるとかって変わらしいんですね。だけど、0.3以上の場合は、また、補助率が変わるというふうにも聞いております。私もこういうことは、ぜんぜん素人でわからんのですよ。聞いてきた話なんですけども、その辺は、0.3にこだわるなと言ってやはり、これは、大いにこだわる必要があるし、私、個人の勿論、意見です。いろいろと見解

の相違もあるかもしれませんが。今後ともまた、市長とも直にお話しして、いろいろとご指導願う点もあるかと存じますけれども一応、私は、今日の質問は、これで終わります。どうもありがとうございました。

宮崎 修君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、15番、宮崎 修君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君

15番（宮崎 修君） 議長のお許しがありましたので、早速、通告のとおり2問にわたって質問をさせていただきます。

まず、防災、減災対策についてでございますけれども、特に危機管理対策について、新潟県では、昨年7月中越沖地震が、また、石川県でも、昨年6月能登半島地震と信越北陸地方での度重なる被災に関係機関においては、厳しい財政のなか、対応、対策が余儀なく厳しい財政の中、必死の努力がなされております。

福井県においても、平成16年7月に福井豪雨において、死者・行方不明5人をはじめ、多大な被害に見まわっております。幸いあわら市におきましては、大きな被害もありませんでした。

また、市民生活において、地震・台風・豪雨など自然災害は、いつ如何なる時に襲ってくるか分かりません。あわら市においても、こうした不測の事態を想定した危機管理対策として、注意・警戒・非常体制時の緊急対応など関係職員の労を多とするものであります。

現在の取り組みについて、改めてお聞かせください。

さて、本格的な梅雨の時季を迎えて、先日は浜坂地区において地域住民と防災関係者が一体となった協働の土砂災害防止訓練が行われております。

併せて「災害に強いまちづくり」の観点から訓練の成果と今後の課題についてお聞かせをください。

さて、近年の地震では、家屋や避難所などの耐震性が指摘をされております。市においても緊急時に地域の避難所となる小中学校の屋内運動場の耐震診断とどのような補強工事をしようとしているのか、現在の進捗状況、また、評定委員会の結果はいつ頃になるのか、併せて今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

2つ目に自主防災組織について、お伺いをいたします。

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救護、住民の避難誘導など市民の安心・安全を確保するための体制づくりの上で欠くことはできません。

現時点での結成状況、今後の見通しについてお知らせください。

3つ目に気象庁は10月から地震の揺れの大きさや到達時間などを事前に知らせる「緊急地震速報」をテレビやラジオを通じて広く一般向けに提供すると仄聞い

たします。

既に、中越沖地震発生時にも、新潟、長野、関東地方の建設工事現場や病院などで、この速報が使われ、揺れの約1分前から約10秒前に情報が提供されたようでございます。

このシステムについて、市はどのように理解されているのか、まずお知らせください。

また、「緊急地震速報」の効果として「自分の身の守り方を知っていれば、数秒前でもあわてずに行動できる。」といわれる反面、あわら市の場合、特に「集客施設内で速報を受けた場合の混乱など、二次災害の可能性がある。」とも聞きます。

日頃の「家具の転倒や備品の落下防止」など、減災の心がけが必要であります、気象庁が指導している「緊急地震速報」を認知したときの場所別心得（行動例）などの周知、啓発が必要と考えられます。

関係機関との連携も含め、市の見解をお聞かせください。

4つ目に「災害時要援護者」の支援対策の取り組みについて災害時に自らの身を守ることが困難である高齢者や障害者等、要援護者を適切に避難させる体制を整備することが、喫緊の課題として自治体に求められています。

平成18年3月政府の中央防災会議において、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」が示され、具体的な避難支援計画の策定を市区町村に要請していますが、計画はどのようになっているのかお伺いをいたします。その中でもし策定されているとすれば、次の8項目について質問をさせていただきたいと思えます。

県の方にこの策定の状況を問い合わせたところ4月1日現在、一応ガイドラインとしてですけれども基本的にどういうふうに取り組んでいくのかという市町はですね、17市町すべてが済んでいるとただ後、具体的な面ではですね、7市町しかできていないということでございました。国としては、具体的な避難支援計画の策定を要請をしているということでございますのでその観点から8点質問をさせていただきます。

1つ目、災害時、要援護者対策について、防災関係部局や福祉関係部局、関係機関等からなる定期的な協議、検討委員会等を設置しているかどうか。

2つ目、平常時から福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチームとして「要援護者支援班」などを設置しているかどうか。

3つ目、避難支援体制の整備を進めていくために、災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているかどうか。災害時要援護者の情報リストについて、防災関係部局で把握しているかどうか。福祉部局では、把握していると思えますけれども、防災関係部局でも把握しているのかどうか。同じく情報リストを活用し災害時要援護者の災害情報伝達訓練を行い、情報伝達体制を整備しているのかどうか。平常時からの要援護者情報の収集、共有の方法としてどのような方法で行うか決めているのかどうか。地域防災計画に災害時要援護者の避難支援について定められているのかどうか。最後に避難支援プランは、策定されているのかどうか。以上、一つ目の質問を終

わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 宮崎議員のご質問にお答えをいたします。

ご承知のとおり、防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上極めて重要な施策であります。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、住民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながるものであります。

本市の危機管理対策については、「あわら市地域防災計画」と、この計画に基づく災害時の配備基準や対応における初期活動体制を確保するための「あわら市職員災害対策初動マニュアル」を定めており、これらに基づいて対応しております。

昨年7月には、合併後初めて、波松地区において総合防災訓練を開催しており、この際にも、このマニュアルに従って行動をしております。

また、先般の浜坂区における土砂災害防止訓練は、国、県、市、防災関係機関及び地域住民が一体となった、情報伝達や災害時要援護者の避難支援の訓練に重点を置いて実施したものであります。

この訓練には、ほぼ全世帯の方に参加をいただき、防災に対する認識をより深め、また、自主防災組織の必要性についてもご理解いただいたものと考えております。今後とも、各関係機関との協力体制を堅持しながら、より一層の防災体制の確立に努めて参りたいと考えております。

次に、災害発生時の拠点避難場所としては、22施設を指定しておりますが、耐震補強が必要と思われるものは、各小中学校体育館の9箇所と芦原社会福祉センターの合計10箇所ございます。

学校施設の耐震補強については、現在、計画的に進めているところでありますが、このうち、6つの小学校体育館については、本年8月中に改修が完了する見込みであります。

なお、芦原社会福祉センターについては、今後、耐震診断を実施の上、指定避難場所の変更等も含めて検討して参りたいと考えております。

ところで、災害発生時の対応は、発災直後の自主活動が、被害を最小限に食い止める重要なポイントになるものであり、地区住民が一致団結して組織的に行動することが何よりも大事であります。

このことから、各自治会等における自主防災組織の育成が不可欠のものであると認識しております。

昨年、全自治会を対象に、自主防災組織に関する実態調査を実施しておりますが、ほとんどの自治会において、組織設立の必要性を感じてはいるものの、現時点における結成数は、数地区にとどまっているのが現状であります。

なお、本市においては、これまで防災資機材等の整備に係る独自の助成制度はあ

りませんでした。今回、新たに補助制度を設けることといたしました。これにより、総務部の重点目標にも掲げている自主防災組織の育成促進を図って参りたいと考えております。

次に、気象庁の緊急地震速報システムについては、昨年10月の運用開始以降、システムの能力に疑問を抱かせるようなケースが相次いでおります。緊急地震速報の実用化は世界初で、画期的なシステムではありますが、今のシステムは、地震の起きる場所やタイプによって有効に機能しない場合もあることが明らかになってきております。

現時点においては、これのみに頼ることなく、あくまでも補助的な機能として位置づけるべきものと考えております。

また、この速報システムに合わせた施設ごとの行動マニュアルについては、今後できるだけ早い時期に策定して参りたいと考えております。

最後に、災害時要援護者支援制度についてのご質問にお答えいたします。

この制度は、災害時における、高齢者や障害者の方などの要援護者の支援体制を確立し、住民が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整えることを目的とするものであります。

昨年5月に、防災関係部局、福祉関係部局、関係機関等の職員で構成するプロジェクト会議を設置し、定期的に検討・協議を重ねて参りました。

このたび、「災害時要援護者支援計画」を策定いたしましたので、近々、区長並びに民生委員児童委員等の皆様と社会福祉協議会に、計画と要援護者登録台帳を配付し、制度の周知を図るとともに、近隣住民による普段からの見守り体制の強化に努めて参りたいと考えております。

この計画には、ご質問の災害時要援護者の範囲、台帳登録希望者の推進や町内会等の近隣住民及び地域支援者の行動マニュアル等についても規定しております。このほか、要援護者の情報については、別途、台帳に登録しております。

今後、この計画に基づき、災害時要援護者の情報伝達訓練を行うとともに、町内会等の回覧を用いて、新たな要援護者の登録を推進するとともに、情報の共有化も図って参りたいと考えております。

今後とも、市民の皆様の安全で安心なまちづくりを推進して参りたいと考えておりますので、議員各位のご理解ご協力をよろしくお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 宮崎議員の最後の方の8点の項目に対するご質問に対しましてお答えをさせていただきます。

先ず、1点目ですね、災害時援護者の対策につきまして防災機関、関係部局や福祉関係部局、関係機関からなる定期的な協議検討委員会を設置しているかのご質問でございます。これにつきましては、今回ですね、要援護者支援計画を策定する段階で、委員会を立ち上げておるわけでございますが、この委員会をですね、今後、

発展的に拡大いたしまして定期的な委員会にしていまいりたいというふう考えているところでございます。

2点目の平常時からですね、福祉関係部局と防災関係部局を中心とした横断的なプロジェクトチーム、要援護者支援班等を設置しているかという点につきましてはですね、現在のところは設置していないという状況でございます。しかし、今後、この防災計画との整合性を図りながら早期にそれを設置していくという方向で検討させていただきたいと思っております。

3点目の災害時に避難を支援する要援護者の範囲を定めているかのご質問でございますがこれは、支援計画のなかで定めているというところでございます。

この支援計画につきましては、本年6月策定ということで出来たてのほやほやということでございますので、また、今後、議会にもお示しをさせていただきますが、この中で定めているところでございます。

4点目のですね、要援護者の情報リストについて防災関係部局で把握をしているのかというご質問でございます。これに関しましては、支援計画を策定段階に防災担当部局もですね加わっております、その内容につきましては、把握をいたしているところでございます。今後、先程、市長の答弁にございましたように、関係者に配布をする予定でございます。

5点目の災害時の要援護者の災害情報伝達訓練を行い情報伝達訓練を整備しているかというご質問でございます。これにつきましては、支援計画を作成したのが本年6月でございますので、最近ではですね、先日、日曜日に行いました浜坂の土砂災害の防災訓練ですね。この中で登録されておられましたリストに基づき、その要援護者の救出というのですか、誘導訓練も実施したというところでございます。

それから、6点目でございますが、平常時からの要援護者情報の収集、共有の方法としてどのような方法で望むのかということでございます。これにつきましては、あわら市の要援護者支援要綱という要綱を定めているわけでございます。この要綱に基づきまして順次対象者は変わってまいりと思っておりますので、順次それを収集しながら情報を共有して参りたいという具合に考えております。

7点目でございますが、地域防災計画に災害時、要援護者の避難支援について定められているかというご質問でございます。これにつきましては、防災計画に定められているところでございますが、防災計画といったような総合的な対策でございますから具体的なマニュアル化といったような状況にまではなっていないということでございます。従いまして、今後はですね、要支援計画に具体的な行動マニュアルも災害発生が予測されるとき災害が発生したときいろんな段階に応じてそのマニュアルが書かれておりますので、これとリンクさせながらですね、今後、整備をして参りたいという具合に考えております。

それから、8点目の避難支援プランは、策定されているかということでございますが、これもですね、要支援計画の中に支援プラン、行動マニュアルが書かれておりますのでそれをいながら今後、対策を講じて参りたいという考えでおりますの

でよろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 防災機能の整備推進についてでございますけれども、小中学校で現在、防災整備、機能の整備がなされている避難所に指定されてる場所ですね、数はどれくらいあるのか、先ず、お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) あわら市における防災拠点避難所でございますけれども、現在22ヶ所指定をさせていただいております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) いや、そういうことではなく、指定されているのは、22ヶ所、その中で防災機能がきちっと整備されているかどうか、されている箇所は何ヶ所あるのかという質問でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 防災機能が完備されているかどうかということにつきまして、いろいろ意味があるかと思ひますけれども、先ずは、建物が安全であること、ということになりますとですね、各小中学校につきましては、耐震補強が必要ということでございます。確か伊井小学校はC判定ということで緊急性はなかったかと思ひますが、その他の学校施設につきましては、耐震補強の必要性があるという具合になっていると思ひます。それからですね、あと、公民館とかですね、その他の施設につきましては、あわらの社会福祉センター、ここが拠点避難所になっているわけですが、昭和56年以前の建物でございます、学校以外ではあわら市社会福祉センターがですね、拠点避難所として耐震性が劣るということでございますから、これもですね、学校の耐震補強が済んだ段階で順次、補強整備をして行く必要があるかと思ひます。その他の建物につきましては、56年以降のですね、建築基準法改正以降の建物でございますので、先ず、その辺は、心配ないかと思ひます。それから、あとですね、その避難所としての体制と申しましと備蓄品でありますとかですね、いろんなトイレの整備とか緊急時におけますですね、そういう体制全てを申されますと出来てるんかとおっしゃいますとそれは、先ず、完璧に出来ているところはないということでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 今、最後のところで少し触れられましたけれども、学校というのは、子供とか生徒のですね、安全、安心が第1に見ていかなければならないということも先程から答弁で言われておりますけれども、それに加えて結局、いわば耐震の

建物をきちんとするということですが、そこは、いざ災害があったときには、今度は避難としてそこに一般の市民の方が来られるということになりますと、このただ避難所に指定はしてあると、そこに、いざ避難してきた場合には、それに対応する、いわば、防犯機能というか、機材というかね、こういうものが何も整備されてないという現状が全国的にも非常に多いということで、今回のこういう小中学校の耐震化整備をされるこの際に、一緒に併せてですね、是非とも防災機能の整備と一緒に取り組んでいくべきやということが国の方でも推進しておりますしまた、補助制度もですね、いろんな多岐にわたってですね、文部科学省だけでなく国交省もあれば、消防庁もあればですね、いろんなとこですね、まちづくり交付金とかですねいろんな課によってもいろいろございますので、きちんといっぺん、どれくらい費用がかかるのか、また、対象になるのか、ならないのか、きちっと精査をして取り組んでいく必要が、せっかく今回この耐震化をするんですから、こんなもんしょっちゅうするもんでありませんので、また、地震この災害もいつ起きてくるかわかりません。是非ともこの機会に併せてですね、いわば、この体育館にトイレとかまた、浄水にプールの水なんかをですね、貯水を飲料水に変える、浄水に変える設備とかですね、また、インフラストップして停電なったときのための発電機とかですね、そういうのもみな補助制度が付いてるわけですから、そういうのをきちっと活用していただいて何とかこの機会にひとつこういう取り組んでいく考えがないのか、あるのか、是非、取り組んでいただきたいと思うんですけども、こういうことについてひとつ見解をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 各拠点避難施設の耐震の状況については、先程、総務部長が申し上げたとおりでございますし、先程来、議論になっておりますけれども、学校、特に学校の体育館の耐震につきましては、I s 値にかかわらずですね、危険だというふうな体育館については、全て、今、避難場所としての必要性もあることから耐震を今、進めているところであります。今、議員ご指摘の問題点は、そういうものが出来上がったとしてもその中のその避難場所となった場合の防災資機材の整備だとか、場合によっては水を浄化する装置なども考えてはどうかという件でございますが、確かにご指摘のとおり、たまたまですけども、今、耐震工事をあちらこちらで進めますので出来れば、それに併せて資機材等の整備も出来ればもっとも良いと思います。私、今、どの程度の資機材を整備しなければならないのか、具体的なことは、ちょっと私、分かりかねますけども一回、その辺もこれを機にですね、計画的に避難拠点についての資機材整備についても計画的にこれから、検討を進めて行きたいというふうに思っております。その時には、今、議員ご指摘のいろいろな国の助成制度にも乗っかりながら進めていければ、よろしいかなと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15 番（宮崎 修君） はい、ありがとうございます。もう一点この災害が起こりますと女性という立場、これは、非常に今までの被災地で問題がいろんな課題がですね、浮上しておりますけどもこのあわら市のいわば、防災マニュアルといえますか、計画にはですね、女性は関わっていたのかどうかお聞きをいたしたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 総務部長、神尾秋雄君

総務部長（神尾秋雄君） あわら市防災計画策定段階ですね、直接、担当したのは総務課の職員でございますから、そういう原稿作成段階に女性は関わっておりません。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15 番、宮崎 修君

15 番（宮崎 修君） 今後ですね、やっぱり、人口の半分は女性ですので、まして、21世紀は、女性の時代とも世紀ともいわれておりますし、とにかく、いろんな特にこの災害時に女性は、どうゆう立場になるのか想像しただけでも分かると思いますけども男性の感覚だけではでね、いろんな弊害があると思いますので、今後、機会があれば、是非、女性を一人でも二人でもひとつ加えていただきたいなと優秀な職員がおられますので、ひとつその辺も併せて要望しておきます。

次に自主防災組織についてでございますけれども、この家屋倒壊、またその自力で脱出できなかった人など非常時この阪神淡路大震災では、このいろんな場面がですねテレビ、マスコミ、報道で告げられておりましたし、また、近くの住民に助けられ、また、公的な機関も同じ災害、被災者でありますし、頼りになるのは、やはり隣近所でございます。とにかくこの、先ず災害時には、先ず、自らが避難をするこれが自助でございますね、次にこの互いに声を掛け合ったりしながら助け合う共助、さらにこの消防とか警察、役所等の公助が後から加わってくるという、こういうことでございますが、先ず自力でこの立ち上がる、自力で生き延びる、そういう中でいわば、いかにこの自力の次にですね、助け合う、声を掛け合う、隣近所の付き合いが、特に都会は、疎遠ですけども、このあわら市の場合にはですね、非常にこのこういう隣近所づきあいとかですね、こういう面は、きちっとしていると思いますので、是非ともひとつこの自主防災組織をですね、きちっと立ち上げていただきたいな、これによってこの教訓としてはですね、石川県の門前町での教訓が非常に鮮明に皆さんも残っておられると思いますので、是非ともこの共助の部分のですね、この自主防災組織のいわば、完成に向けてといえますかね、きちっと手を打っていただきたいなと、これにはですね、この災害時だけでなくいろんな市の行政をいろんな協力して共同でやっていただく場合なんかにもですね、施策を共同でやっていただくためにもこういう組織は非常に有効に働くと思いますので、是非ともこの自主防災組織のいわば体制づくりにですね、市長自らひとつ先頭に立って指揮を執っていただきたいなと、立ち上がればもうしめたもんでございますので是非ともひとつ力を入れて体制づくりをお願いしたいと思いますが、市長のご見解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 確かに、議員ご指摘のとおり自主防災組織というのは、まさにその共助の部分占める大事な組織になろうかと思えます。今、ご指摘のように確かに防災の時だけではなくてその他の行政上のいろいろな問題につきましても大変、有意義な組織になるのではないかと今、ご質問を伺って確かに私もそう思いました。今年度の総務部の重点目標としても掲げておりますけども、認定制度というようなものを設けておりませんので、この辺も今後、考えていかなければいけないのかなというふうに思っております。目標数値にこだわらずですね、それ以上の組織ができるように精一杯、努力をして参りたいと思えます。市長が自ら先頭に立ってということをございました。先程の八木議員の交通安全も先頭に立ってやらないかと思えますし防災組織の立ち上げについても先頭に立ってがんばっていきたく思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 時間がないので先程から各議員も言われておりますように先の中国四川大地震では、学校崩壊で多くの児童、生徒が生き埋めになり死亡された教員、生徒が全犠牲者の1割を越えるという甚大な被害を出しております。くしくも60年前の6月、福井県民にとって忘れられない、いや、忘れてはならないこの福井震災、忘れたらやはり同じ被害が繰り返されるという言われております。日ごろの備えは、必ず減災に繋がると思えます。地震だけではなく風水害等、いつ起こるかわからないこの自然災害への対策、少しも気を緩めることはなくですね、市長も市民の安心安全は最優先課題として取り組んでいくと言われておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思えます。あとの点、質問したい点がありますけれども時間がないので、次、教育の方に移らせていただきたいと思えます。次に読書活動についてお伺いをいたします。

文部科学省が公表された、平成18年度の学校図書館現状調査によると、司書教諭の配置率は、12学級以上の公立学校は、ほぼ100%に達し、全校一斉読書が小学校は93.7%、中学校は、81.2%、読み聞かせなどの実施率、小学校では74.1%、中学校は21.3%のようでございます。

また、学校だけでなく、地域全体で子供の読書活動を推進しようとする状況も非常に見受けられます。

そこでお尋ねをいたします。

一つ目として、あわら市におけるこの司書教諭の配置率、小中学校における読書活動について、現状と課題についてお聞かせをいただきたいと思えます。

2つ目、子供の読書活動を進めるために、昨年度から「新学校図書館整備5ヶ年計画」が施行されております。この計画は、公立の小中学校に対し、2007年度から2011年度までの5年間、総額1千億円の図書整備費を地方交付税により措

置するものであります。本市における図書整備計画について、お示しを下さい。

3つ目、学校図書館が認知されてきた理由の一つに司書教諭が配置されるようになったことに起因します。また、司書教諭は担任との兼務がほとんどである思われますが、あわら市における各学校の司書教諭の活動について、どのように把握されているのか、また、今後の課題についてもお聞かせをいただきたいと思います。

4つ目、以前、新聞に一ヶ月に一冊も本を読まない「不読者」の比率が46%と半数に達しているとの報告がありました。読まない理由としては「忙しいから」が47.4%でトップ。そして、「社会全体の活字離れが問題である。」と思う人の比率は、実に82.7%に達していたそうであります。

活字離れが論議の的になって久しくなり、考える力、思いやりの力、挑戦する力、正邪を見分ける力などの人間力の衰退の病弊が、日本社会の随所に現れることが問題となっております。

新聞に投函されたある識者は、「文字活字は、無量の価値を持つ人類の宝である。ゆえに、文字文化の停滞、すなわち、「読む力」、「書く力」の衰退とは、人間と文明の創造性の衰退にほかならないであろう」と述べています。

「社会全体の活字離れが問題」と思う理由として、「読解力の低下や、表現力の低下、感じ方や考え方が単純化する」などをあげています。

そして、その対策として「家庭内で活字に親しむよう心がける」、「学校現場で活字と親しむ教育に力を入れる」など、家庭と学校を活字離れの軸にするべきであり、との考えが8割を超えたとのことであります。

国は「子供の読書活動の推進に関する法律」の中で、「都道府県、市町村は、子供の読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない」としています。あわら市の考え方をお示しください。

以上よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 宮崎議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「本市における司書教諭の配置率と小中学校における読書活動についての現状と課題について」であります。

全国的に、ビデオゲームの普及などにより、児童生徒の読書時間の減少が言われている中、市内の小中学校では、全ての学校において、始業前に全校一斉の読書活動の時間を設けております。と同時に、読書感想文コンクールやボランティアの方のご協力による図書の読み聞かせなどを実施するなどして、児童生徒が読書に親しむ機会を促進しております。

また、「司書教諭の配置」につきましても、学校図書館法に基づき、「12学級以上の学校には配置されなければならないこと」になっております。

本市の場合、10小学校、2中学校の内、芦原小学校、金津小学校、並びに両中学校を含めた4校が「12学級以上の学校」に該当し、司書教諭の配置をしており

ます。

このほか、12学級未満の学校におきましても、平成19年度は4校、本年度は2校増の計6校に司書教諭を配置し、読書活動の推進と学校図書館の充実を図っております。

次に、2点目の「学校図書館の図書整備計画」について申し上げます。

平成18年度末現在で、市内の小学校には87,621冊、中学校には27,291冊の蔵書があります。

現在、あわら市では、学校図書の整備費として、毎年、小学校で180万円、中学校で130万円の計310万円を予算計上し、新刊の購入を行うとともに、古くなった図書につきましては、順次、廃棄を行っているところであります。

また、本市の地方交付税の基準財政需要額の中には、学校図書費として、平成18年度で360万円、平成19年度は議員ご指摘の「学校図書館整備5カ年計画」により550万円が算入されております。

ご承知のように、地方交付税は、国庫補助金のような特定財源ではなく、あくまで一般財源であり、基準財政需要額は、市全体の標準的な需要額を算出するための数値であります。

本市の場合、平成18年度末現在の各学校の蔵書数と文部科学省が「学校図書標準」として定めている必要蔵書数とを比較すると、市内12校の内10校が基準を上回っており、残りの2校も89.9%と82.4%となっております。

小中を合わせた市全体で見れば、福井県内では17市町のトップの整備率であり、教育委員会といたしましては、一定の水準は確保されていると考えております。

しかしながら、平成19年6月に改正されました学校教育法第21条では、義務教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、必要な国語を正しく理解し使用する基礎的な能力を養うこと」が新たに規定されるなど、学校図書館をより一層活用することが求められており、司書教諭の配置と併せ、今後とも計画的に図書の整備を図ってまいりたいと考えております。

3点目の「司書教諭の活動について」ですが、司書教諭は、先程ご指摘されましたように、担任と兼務のものもございますが、学校教育に必要な資料を収集しその活用を図る、学校図書館を管理・運営することなどがその職務となっており、中学校においては、坂井地区の司書が、年7回の会議を持ち、図書館の運営、図書の購入などについて協議・研修を行っております。

また、小学校においては、定期的な会合はありませんが、各学校の状況に応じた図書の購入を含めた図書館管理を行っております。

このほか、必要に応じて、市立図書館司書による学校訪問を行ったり、資料や図書の貸出しをお願いするなど、市立図書館との連携も図っております。

次に、4点目ですが「あわら市の読書推進計画の策定の取り組みについて」お答えいたします。

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、平成

14年8月には「子どもの読書活動の推進に関する基本計画」が閣議決定されるなど、子どもの読書活動の推進に関し、国を挙げて取り組む方針が示されております。県では、こうした状況を踏まえ、「福井県子どもの読書活動推進計画」を平成15年4月に策定しており、本市では、この策定計画に基づき、各種事業を実施してきたところであります。

なお、本年3月11日に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定しましたので、県においては、「福井県子どもの読書活動推進計画」を本年度中に見直すこととしております。

このため、あわら市としましては、県の計画が示された後、その計画と整合性を図りながら、「市の読書推進計画」を策定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君

15番（宮崎 修君） 図書は、充足率はですね、県内トップであるという答弁でございました。図書というのは、賞味期限というのがあると思いますけども、職員と同じように賞味期限があるんです。古い書物がですね、良いものもあります。良書と言われる古い書物もありますけれども、ある程度の時期がくれば、次々と入れ替わっていく、そういう書物があるわけなんですね。そういう書物は、何百冊、何万冊あってもですね、充足率の足しにはならないわけなんです。学校図書館というのは、子供がその図書館に入って、やはり、そこで調べ学習をするのが一番の目的でございます。ただ、我々の小さい時みたいにですね、結局、図書館に行って学校のおもしろそうな本を借りて帰っていくというだけの図書館ではなくなってきている。その認識があるのか、ないのか、お聞かせをください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育長、寺井靖高君

教育長（寺井靖高君） 議員、ご指摘のとおりでございます。古くても価値のあるもの、また、次から次へと新しく入れてやると、新しい情報を、ということも大切なことは重々承知しております。許される予算の中で最善の方法を尽くして参りたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 15番、宮崎 修君

15番（宮崎 修君） 是非、ひとつ最善の努力をよろしくお願いしたいと思いますが、図書司書ですけれども、司書教諭、今、全国の学校図書館の状況、先進地といわれる学校ではですね、学校図書館が子供達の授業の場になっている。図書館の中で何時間目は、何クラス、何クラスともう割り振りができているんだと、その中で図書とおしてですね、いろんな討論をしたりですね、いろんな調べごとをしたり、もういろいろやっている。そういうことをですね、図書司書の方々に視察に行っていたとかですね、そういう考えはあるか、ないかお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 議員のご指摘されている点につきましては、今後の検討課題というふうにさせていただきます。前向きに検討させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 15番、宮崎 修君

15番(宮崎 修君) 時間がないので最後にこれは、私は、前回、幼児期ですね、赤ちゃんにしっかり本を読んであげた子が大きくなって本を好きになるのは当然でございますので以前の一般質問で取り上げたブックスタート事業、市長は、その時は、同僚でございましたのであれかもわかりませんが、私は、この3ヶ月検診、また、6ヶ月検診等にですね、図書の良書といわれるいい本をですね、司書の方に選んでいただけて初めて絵本に触れるこのブックスタートを運動を是非、ひとつ取り組んでいただきたいということをお願いいたしました。その後、どうなったのかお聞かせ願いますし、最後に提案ですが、市制5周年の節目の年、これまで市全体が中学校建設問題でゆれました。あわら市民は市長を始め教育に大変、大きな関心を持っております。ハード面だけでなくソフト面はもっと関心が高いのではないかと、そこで、市を挙げて「読書」を推進し、平成20年度を例えば「教育立市」元年として、全市民に「読書」を推奨することを打ち出してはどうか。

読書期間は、この秋、約1ヶ月間設定し、約3万1千人の市民が読書を通し、豊かな心を育み、教育を身に付け、未来に希望と夢を持てるまちづくりを目指してはどうでしょうか。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 一応、時間切れということで最後の方は、趣旨がおっしゃることがつかめてるかどうかわかりませんが、まず、1点目のブックスタートについてでございますが、調べましたところ、県内17市町の内8市町で実施中というふうに認識しております。本市につきましても大変素晴らしいことだというふうに私自身は考えております。これは、今、他部局との検討課題となりますが、是非、来年度より実施の方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、本市、独自の読書期間についてでというふうにお取りすればよろしいでしょうか。

年間を通しまして国民的行事として定着した4月23日から5月12日の「こどもの読書週間」や10月27日から11月9日までの「読書週間」だけでなく、「敬老の日読書のすすめ」及び「若い人に贈る読書のすすめ」など、年間を通じて各対象別の読書運動が展開されております。

このことから、本市といたしましては、これらの期間はもちろんのこと、読書普及について、一般の関心と理解を深めるために、年間を通じた読書推進活動を実施していますので、議員ご提案の特別な期間を設けてということは今のところは考え

ておりませんのでご理解をいただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今程の最後のご質問の件ですけれども、例えば、図書数の充実だとか司書の充実ということについてはですね、これは、予算のこともありますし、教育委員会と十分協議を行いながら整備に努めて参りたいと思っておりますが、やはり、一番大事なことは、小さい時から読書に親しむということが前提でなければ、なかなか私は初期の目的は達成しないのではないのかというふうに思っております。今程、ブックスタート事業というご提案ございましたこの件については、別に教育長と打ち合わせは何にもしてなかったですけれども、大変すばらしい事業で来年度から考えたいというような答弁をいたしました。私も大変それは、大賛成でございます。これは、具体的にどうするかは、まだわかりませんが前向きにこれは検討したいと思っております。理想から言えばですね、やはり、親が乳幼児期から絵本なり何なりを読み聞かせるという習慣づけが一番理想的ではないかなというふうに思っております。私、たまに時間があって疲れたときにこの庁舎のとなりの子育て支援センターにちょっと顔を出しますと保育所へ行ってない、小さい子供達が何人かいますと「絵本を読んでちょうだい」って絵本を持ってきます。そこへ座って少し読んであげますと何人かの子供がまわりをぐるぐるとこころ来るんですね、これは、非常に見ていてもかわいいですしやはり、こういうことを子供はやっぱり求めているんだなというのを非常に痛感をいたしておりましたので今程のご提案につきましては、来年度の事業に向けてひとつ十分検討させていただきたいと思っております。

15番(宮崎 修君) ありがとうございます。終わります。

議長(東川継央君) 早く、着席願います。

お願いをいたします。持ち時間内に要領良く、質問を願いたいと思っております。

卯目ひろみ君

議長(東川継央君) 続きまして通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 通告順に従いまして私は、芦原中学校の整備方針についての質問をいたします。

この6月議会で芦原中学校の耐震診断の結果の速報値が公表されています。

芦原の地域に住む私たちにとりましては、芦原中学校のこの整備というのは、長年の「願い」でもありました。その中学校がこの先、近々、いよいよ生まれ変わるのだと思いますと何かこう胸が熱くなる思いがいたします。

でも、感傷にひたってばかりはいられません。これから決めていかなければなら

ないことがきつと、次々と出てくると思いますし、冷静に判断して適切な決断を迫られていくのではないかと思います。

以前、私は芦原中学校の大規模改修の折にですね、是非、この地元で育てられた木材が使えるような工夫をするべきであるというような提案をいたしました。今もやはりそう思っています。

雨漏りに強く、雪、風、そういったものにもビクともしないシンプルで頑丈な、そんな頼りになる建物であれば、そんな設備であればいいなと思っています。

そして、そこは、また「万が一」の災害があった時には、地域の人達が安心して避難できる場所にも変わるわけですから。と言いますのは、耐震補強とですね、また、壁を塗り替えたりですとか、窓枠を取り替えたりするという化粧直しの分というか、今までお話ししたことは、建物自体の整備のことです。私が聞きたいのは、では、その整備というのは、何をもとに決められるのかなということなんですね。

その中でほとんどの時間を毎日過ごす先生や生徒達、そこに住む人達が快適に過ごせる場所ではなくてはならないわけです。それがまた教育方針によっても、それをベースにした、そういった機能が間取り等に反映されていくのではないかと考えております。

そういった方面で、これまでに何か検討されてきたのかどうか。それを是非、今回お聞きしたいと思っています。それから、これからのどのようにその整備を進めていかれるのか、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

それらか、もう一つ何ですが、中学校建設に伴いまして、そのひとつに給食センターの建設もという項目もありました。あわら市内には、あわら地域の小中学校は、給食センター方式です。それから、金津地域の小中学校は、自校式とそれぞれに、二つの違う道をこれまで歩いてきたわけです。物事というのは、必ず両面を持ち合わせているものでしてそれぞれに良し悪しがあると思います。この際に教育長に給食に対する考え方というものをお聞かせいただければ、と思っています。以前ですね、学校での給食も教育の一環であるという方のお話を聞いたことがあります。学校でいただく給食というのは、ただ、単に空腹を満たすというだけではなくて食するという食べるというということを通してその恵みに感謝することに始まって果ては、命の大切さにまで学習しようとするれば、そこから広がっていく世界というのは、計り知れません。ちょっと話は余談になりますが、私が子供の頃は、学校内に給食室がありました。大きなやかんやそこから上がる湯気、それから野菜を切っているおばちゃんのエプロンをしていたのかもしれない。その姿。それから、カレーの臭いですとか、がちゃがちゃとなる鍋の音、そういうのを今もはっきりとなつかしく思い出すことがあります。また、一方、私の子供達の時代ですね、今から30数年前の子供達の時代になりますともう芦原は、すでにセンター方式が取り入れられておりまして、それが当たり前との認識で今日まで過ごしてきました。でも、ある日、金津中学校へ行ったんですね、そうしましたら、そこに給食室がありました。そして、給食が自校式で行われているのを見てそこで働いている方とお話をした先程の

記憶が鮮やかに蘇ってきました。この芦原の場合は、自校式からセンター方式に変わったというのは、その当時のコストの問題ですとか、その他いろいろな理由があったのだと思います。そのどちらがいいのかっていうのは、私の中でも結論というのは、未だに出せないでいます。学校でのお昼ごはんですね、そのお昼ごはんが成長していく子供達にどんな影響を与えているのか、というのは、私よりも教育長のような長いご経験を積まれた方の方がずっと良くわかっていらっしゃると思いますし、経験のない私が言うまでもありませんが今後この給食問題についてもどのように進めていかれるのか見解をお聞きしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

先ず、学校の整備につきまして、1点目でございます。芦原中学校の整備について、教育方針等の関連からというようなご発言でございますが、芦原中学校につきましては、既に、校訓である「自主・正義・友愛」の下に、「進んで学び、正しい判断力と思いやりの心を身につけた生徒の育成」という教育目標を定め、これを受けて、年度ごとの重点目標等を設定しております。

この方針につきましては、これまで芦原中学校が進めてきている教育の基本線であり、今回の整備に当たっては、学校を新設するときのように、新たに教育方針を設定する予定はございませんので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

もちろん、今回の耐震補強及び改修工事に際しましては、この教育方針を柱に、現場の先生方や生徒たちの意見等も伺いながら、最近の教育環境なども十分に考慮した施設整備を行いたいと願っているものでございます。

また、2点目につきまして、給食センターにつきましては、先の12月議会でも議員がご質問されたと思いますが、老朽化が進んでいることから、今後、議員の皆様にもご協議をお願いするとともに、保護者代表や学校給食関係者等から成る給食検討委員会を立ち上げ、その整備を含めた今後の給食のあり方について、検討を進めてまいりたいと考えております。先程、ご指摘されました給食が食育というものの考えにつきましては、私も同感でございますがずっとあわら市が検討課題となっております統合中学校から2校になる、またその中で新築じゃなく、改築じゃなくですね、耐震大改修、また、一部改築がありというようなご決断を伺いますと給食センターも今すぐ新品にせよ、また、自校にせよということは、私の口から申し上げられませんのでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 今の給食センターのことにつきましては、これから立ち上げていくということなんですけれども、例えばこれは、あわら全体のことについてのお話というふうに考えればよろしいのでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 今、現時点では、旧金津町は、自校式、旧芦原町では、センター方式という形で運営されておりますが、それらを同じにするかまた、別々にするかということも含めましての検討をしていただきと想っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) そういった場合ですね、今、新築するにはもちろん費用も掛かりますしそのままで行くということも含めて例えば、民間に委託するですとかそういうことというのは、お考えの中には、ありますか、ないでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) いわゆる、市が運営するのか民間に委託するかというような話でございますが、他市町の事例も参考にしながら本市としましてもどれがいいのかということを検討していただきたいなというふうに願っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) 給食のことについては、まだ、今のところは、そういうことで私も見守っていきたいと思います。ただ、食育、食育って今、言いますけど給食だけが食育とは思っていませんし家庭の中での食育というものもたくさんあるのですが、学校でしかできない食育ですね、それを是非、給食をとおして私は子供達に浸透させていっていただきたいなと思います。勿論、家庭と学校とがお互いが協力しあってやっていくというのが当然だとは思っていますが、そういうところ思いながら、これから進めていっていただきたいと思います。次にちょっと前後しましたが学校の中学校の改築のことなんですが、耐震補強というのと化粧直しの部分というのは、ほとんど一緒だと思うんですね、別々に考えるといってもちょっと難しい面もあるではないかと思うんですが、例えば、今、現在、教室の間取りがたくさんあると思うですけどもそういうものを一つにまとめたりとか、どう言うですか、ただ、補強といってもXとかY字とかそういう補強だけでなくって子供達がもっと過ごしやすい空間をその中に作っていくそういうやり方をしていく、例えば、廊下でしたら狭い廊下でしたらもっとそれを外に出して広くするですとか、中庭の方に出すとかなんかそういうやり方というのがいろいろあると思うんですね、それともうひとつは、以前その木材を使うことに私は、ちょっと使うことがいいなと思っております。と言いますのは、一時期ほとんど鉄筋コンクリートで建てられた時期がありました。今このあわらの学校もほとんど鉄筋コンクリートだと思うですけども、木造に比べますと耐震とか防火とかの面では確かに丈夫であろうと思います。でも、ここ最近、新しい学校が次々と建っているのを見ますとほとんど、どの施設

もふんだんにその木材が使われているんですね、その木材が使われてくるようになったというのは、やはりその人が生きてるといいますか、毎日暮らしているなかでコンクリートよりも木材の触り心地ですとか、材木からもらうその癒しですとかやわらかですとかそういうものがよりベストということに気が付き始めているのではないかなと思うです。このあわら市内には、自然がたくさんありまして、のびのびと育てられている木がたくさん埋まっています。前にも言ったのですが、今、今日ここまでの間でそういう実際に木材を使えるような工夫というのですか、生かすような工夫、検討といいますか、そういうことは一度でも検討されたことはあるでしょうか。お聞きいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) ご質問にお答えいたします。まず、1点目の耐震補強をする段階での関連改修とでも言いますか、こういったことについて、考えているか、ということでございますが、やはり、先程、石田議員のご質問で、やはり、市長がお答えになったとおりでね、やっぱりこれから、その中で議論を深めながらこういった影響の部分につきましても検討していかなければならないというふうに思っております。そういった提案をされた中で廊下の問題とかそういったものが必然的に出てくるのかなというふうに考えているところでございます。それから、2点目のいわゆる木材ですね、これにつきましては、昨年、19年12月もお答えしているのかなというところがありまして、やはり、地産地消の面とか愛郷心とかそういった教育観点からも有意義なものであるというふうに答弁をさせていただいております。また、近頃は、エコスクールということで非常に木材が頻繁に使われているというようなことも答弁書のなかで答えているというふうに伺っておりますので、先般もある市政懇談会に出ましたら、やはり、地元の木材というようなことで要望がございましたし、やはり、どこで何をを使うかというもののいろいろと仕様書とか、指示とか、単価的な問題もありますのでそこらも十分、調査し研究しながら対応していきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 14番、卯目ひろみ君

14番(卯目ひろみ君) なかなか、はっきり決まったことをお話するのでないので答えにくい面もあると思うんですけども、やはり、その中で「自主・正義・友愛」ですか、中学校の方針というのは、私達の頃から私達が中学校に入った頃からずっと今も続いておりまして、その精神というのは、この年になっても、やはり、心にまだ、あります。そのように行動もしたいと思っています。それをずっと続けていただきたいと思います。長い間の子供達の暮らし、私達の暮らし方というのが変わってきまして学校の中でもそれは、同じだろうと思います。ですから、家の改築とか改修は使いやすくするというのと同じように、これまで、教育方針というのは、そのままということなので、それこそ、一日も早く、スピーディーに適切な判

断で、これから整備に対してですね、私らも進めていかななくてはならないと思っております。質問を終わります。ありがとうございます。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、3時5分再開いたします。

（午後2時51分）

大下重一君

議長（東川継央君） 再開いたします。

（午後3時05分）

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、3番、大下重一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 3番、大下重一君

3番（大下重一君） それでは、私の方から企業誘致促進についてご質問をさせていただきます。

来年には、あわら市も合併5周年を迎えるということになりました。当初の財政基盤の確立を最大の目標として進んできたこの合併の功罪と言いますか、効用、デメリット、メリットはどうだったのか、という点を踏まえた上でこれまでの市政の運営を私なりに振り返ってみますと、財政基盤に確立というその趣旨からしてですね、決定的に欠けているモノとして財源確保への政策不足というものを指摘せざるを得ないのではないかというふうに実は思っております。特に企業誘致の促進については確固たる数値目標を掲げて戦略あるいは戦術をもった活動の展開があったとは先ずは、思えないのでないのかと、確かにモーショントラストが柿原地区への進出をしたとか、つい最近では、古屋石塚への産業団地造成など、それなりの取り組みは見えるのですけれども、その根底にですね、果たして企業誘致促進事業としての基本的な方向性、主な誘致対象、はたまた、誘致促進の総合且つ重点的な施策など、いわゆる体系的に組み込まれた基本方針は確立されているのかな。その大きな方針の基で企業誘致促進事業というのは執り行われているかということ疑問に思うわけです。もとより、雇用を促進しですね、定住人口増加には絶大な効果を持つ企業誘致は、このご当地あわら市にとって健全財政を果てしなく求める本市にとってはまさにそれが使命とも言えるというふうに確信をします。

よって私は、企業誘致こそ市政の最重要政策として掲げ、全庁挙げて推進態勢をつくり取り組むべき政策だと考えるわけです。温泉観光再生、それに行財政改革、今、あわら市の実態として見えてくるのがこの大きな2つの柱でなかるうかとおおよそ思うのですが、これであわら市の未来が描けるかということ、とてもそのようには思いづらいと思います。そこで全庁横断的にですね、企業誘致促進のプロジェクトチームを立ち上げるお考えはおありになりませんか。もし、ないとするならあわら市橋本市政における企業誘致のビジョンは如何なるものかお示しをいただきました

い。

先日も今年度の重点目標を発表されましたが、企業誘致の促進については、経済産業部の中心政策のひとつでしかないというようなふうには私にとられなかったんですが、今のあわら市にとってはこの企業誘致というのは、一部署の一政策の中の重点施策であるというようなところのレベルに据え置く政策とは思えないというふうに思うのですが、橋本市政における企業誘致のビジョン、強いても、中でもプロジェクトチームを立ち上げるお考えはないのか、についてご質問いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 大下議員のご質問にお答えいたします。

合併の最大の目的は、議員の言われるとおり財政基盤の確立であり、本市においても、合併したことによる財政面での効果は歳入歳出両面で幾つか上げることができます。

先ず歳入面では、合併市町村に対する国県補助金交付や普通交付税・特別交付税の上乗せ交付、更には、地域振興資金造成や市町村建設計画に基づく建設事業に対する合併特例債の発行などがあります。

一方、歳出面において、本市では、市議会議員等の特別職及び職員の減少による大幅な人件費の削減、庁舎統合による経費削減など、行政改革を強力に推進し、歳出抑制を行ってまいりました。

しかしながら、国の三位一体改革や国勢調査人口の減少により、地方交付税が、合併当初に見込んでいた数値を大幅に下回るなど、厳しい財政運営となっております。

このような中、本市といたしましては、財源の確保と定住人口の増加を図るため、企業誘致を積極的に進めているところでありますが、これまで、明確な数値目標を掲げ、戦略戦術をもって取り組んで来たとは言いがたいものがあります。

ご承知のとおり、最近の企業の動向は、半導体、液晶等関連企業を中心に設備投資が活発化しております。

ところが、立地を希望する企業のニーズが高まる中、受け入れる自治体間での競争が激化することにより、売り手市場の状況となり、その対応が難しいものとなっております。

このような中であって、あわら市においても幾つかの企業からの打診がありますが、地の利を活かした企業誘致や自治体間の競争に打ち勝つためには、議員ご指摘のように全庁挙げての推進体制作りが必要であると認識しているところであります。

いずれにいたしましても、あわら市の経済基盤の安定を図る上でも、商工業の活性化は欠くことのできないもので、既存の企業はもとより、今後とも優良な企業の誘致を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 3番、大下重一君

3番(大下重一君) 大変、前向きなご答弁をいただきました。実はですね、経済産業省が全国の自治体に向けてですね、企業立地に取り組むその事例を募集をして今年の12月に20の市町村の事例を選定をしてその表彰をしたというような情報がありますし、担当部署の方はそれを手にしていらっしゃると思うのですが、実は、その中のいち事例を挙げますと、これは、栃木県の足利市の事例ですね、人口は15万の市ですので、あわら市の5倍ぐらいの規模になるでしょうか。その自治体は実は、このようなスローガンを掲げて取り組んだと、そのスローガンの内容というのは、こういう文句なんです、「職員全員、営業マン、企業誘致大作戦、1万社リストアップ大作戦」こういったことをスローガンに掲げて取り組んだと、細かくあげると、特長としてはですね、当然、市長自らが先頭に立つというようなことですね、トップセールス、それから、係長以上の職員による訪問活動実施と全職員によるPR活動、情報入手には、職員の友人、知人、それに関係団体全てにあたりきるといようなことが書いてありまして、結果としてですね、2団地に23社を誘致し約3年で完売に成功したと、こういうふうな事例が経済産業省が今年の12月にまとめた企業立地に取り組む市町村トップ20の成功例としてあげてあるんです。あえて、この事例をここでご紹介させていただきますのは、実は橋本市政のですね、市政運営の理念として、ここしばらく、市長のお話になる内容、あるいは、打ち出す、地域活性化の政策の中にですね、どうやら市長自身は、このあわら市の今後、再生をですね、全員参加型、または、総合力でまちづくりをやっていきたいというように実は、私は感じているわけなんです、第1点としては、市長は公約に市民感覚で透明な行政運営というのもあげております。市民感覚で透明な行政運営というのは、おのずとまちの様子を情報を内容をですね、市民の分かるレベルで皆が共有して共通認識でものにあたろうというようなことが根底にはあるんだろうと思います。つい最近では、地域活性化に向けてですね、まちづくりの活動を行う団体の支援ということでNPO、もろもろのボランティア団体に300万程の予算を付けてそれでまちの活力になってほしいとか、あるいは、ふるさとあわら地域力コンテストなるものも銘打ってその募集に入っているかと思えます。どうやら、総合力で全員、皆で市民全員でなんとかというような思いがちょっと私は、感じ取れているものですから、であれば、この企業誘致というこの大きな政策にもですね、全員が市の職員は全員もとより市民までも含めて、今、あわら市が再生を図るために何を求めているのかについて、先程言った足利市の事例のごとくメッセージを打ち出しては如何だろうというような思いで、実は、ここでご紹介させてもらいました。市民の皆さんの思いの中にはですね、この5年間、良いか悪いか別にしまして、学校問題がひとつの起爆剤、こういう表現が妥当かどうか分かりませんが住民自治意識というものに新たな気脈を注ぎ込んだような感があります。逆に言えばその分、あの問題で財政難、今後のあわらはどうなるんだろうという思いを等しく皆さんが不安に思わ

れたことも事実のように思います。であれば、その逆であわら市の活力とか財政力をどう作り上げていくのかというようなことについても、大変、市民は関心を持って目あるいは耳を澄ませているように思います。そこで、いろんなこの今日までのいろんな政治的なまちづくりの運営等についてですね、紆余曲折を踏まえる中で一つ足りなかったものを上げるとすれば、このあわら市の今後をどう推進していくかというその軸になる核になるメッセージがでていなような気がしてならないんです。あわら市は、一体何で今後、財政力を付けるのか、活力を持つのかという内なる改革は、先程、いろいろありましたが、市長の方からご答弁もありましたけれども、当然、行財政改革でやるでしょう。しかし、それだけでは、自立というものは手に入らないと思いますので、新たな、財源確保に向けてあわら市は、一丸となって何に向かっていくのかということをもひとつメッセージ力としてほしいような気もするわけです。そこで、この事例、足利市の事例ですね、こういう取り組み方の企業誘致大作戦について橋本新市長の政治理念にあわせて企業誘致ビジョンの中にこのような発想をお持ちいただけるかどうか、もし、ご感想あればいただきたいのですが。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今後の市の特に財政面での核になるような政策についてのメッセージが欠如しているというご指摘をいただきまして、確かにその辺は、市民の皆さんから見ればわかりづらいのかなと、あるいは、薄くしかみえないのかなというような感じを、今、持ちました。そういう中であって、今、足利市ですか、例をご紹介いただきました。なるほどなと思って、今、お聞きしたわけですが、詰る所、市長がトップセールスを行ったり、あるいは、足利市の例のように全職員で企業大作戦ですか、1万社のリストアップをするというような手法、こういういろいろな手法があると思われるんで、そういうことをひとつ全面に出して行ってしまうかというご質問かと思いますが、やり方は、いろいろあるかと思いますが、やはり、今後の財政の基盤というのは、これは、税収増につきると思います。従って、その税収増を図るためには、如何にすべきかということになりますと、ひとつは、現在ある産業がさらに元気を出すということかと思えます。また、多くの市民が定住をするということもそれに繋がろうかと思えます。さらに、それを進めて新たな税収源の確保として企業誘致を行うと、こういうことになるかと思えます。実は、企業誘致につきましては、一生懸命、実は取り組んでおります。これがちょっと、見えづらいということも確かにあります。と申しますのは、今いくつかのそういう企業誘致の話があるわけですが、これは、相手がありまして、これは、交渉ごと等も含まれておりますので、なかなか、事前にですね、オープンにすることは、これは、ちょっとできないという実態があります。そのことは、ひとつご理解いただきたいなと思えます。それから、先程の足利市のお話でも2つの団地ですか、23社、3年間で完売というご紹介ありましたが、ただ、今の状況を見ますと例

えば、市が非常に大きな団地を造成をしてからですね、それから、企業誘致を図るということは、いかなる方法を駆使するにしても非常にこれは、危険な面を持ってあります。これは一つ間違えば、それこそ市の財政破綻に直結する問題ですのでこの辺はやはり、十分気を付けて考えていかなければならないなというふうに思っております。現状を申し上げますと正直、私の印象としては、かなり多くの企業誘致のお話が実はございます。それは中には、話がまとまる確率の高いものから低いものまでいろいろありますけども、今、何とかこれは良いお話だなと形にしたいなと思って努力している話だけでもいくつかございます。ただですね、これは、まったく漠然としたお話ですけどもそれらが今短期期間の間に全て実現をしていくとなりますと企業誘致をするための基盤整備、あるいは企業誘致に係る助成制度、市の助成制度等々を考えますと、これは、市の財政がちょっと着いていけるんだろうかという心配があるぐらいの、今、状況になっております。これを、今、私の考えといたしましては、その辺の市の財政状況を十分検討しながらですね、相手方とですね、十分な協議、あるいは、誘致を行わなければならないというふうに思っております。例えば、話は、少し変わりますけども、一つ企業誘致が出来て、例えば1億円の税収増になったといたしますと、ご存知のようにその内の75%程度は地方交付税に算入されますので実質ですね、25%程の増税に繋がります。今程、申し上げましたようにそれだけの税収増に対して、諸々の基盤整備だとか、先程、申し上げた市の財政支援等を考えますとすぐにそれが財政のプラスに大きな数字がでるかということこれは少し時間がかかります。これは、10年なり、わかりませんがそれ以上に時間がかかるかもしれません。しかしながら、やはり、尚且つ、それでも企業誘致は努力をしなければならないというふうに思っております。従いまして、今、企業誘致がいくつか成功してもですね、それが、市の財政に大きな効果をもたらすまでには、しばらくかかりますので、今、私は仕込みの時代だというふうに思っております。この努力をすることによって財政の許す範囲の中で努力をすることによって10年後、あるいは、それ以上経つかもしれませんが将来のあわら市にとっては、大きな財源確保に繋がってプラスになるだろうというふうに実は思っているのが現状でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 3番、大下重一君

3番(大下重一君) なるほど一つの物事を進める上で企業誘致のことですけれども日の当たる部分と影の部分と当然出てくると思うんですが、企業誘致の本来目指すところは、勿論、税源、財源基盤と同時に雇用促進、いくいくは定住促進という形で、その果たしていく効果というものがあらゆる方面にそのまちの活力になることも大きな要素、従って、先程、市長の答弁でもありましたように三位一体の改革で打ち出したような地方の自立、これを経済産業省あたりも昨年ですか企業促進法等で企業促進誘致の促進法を確か作りまして、地方に何とか自立させようということのその仕込みでいろんな調査を実はやってるかと思うんですが、時間がかかるとい

うお話、なるほど、時間がかかる分、その先を見通して一刻も早くそれなりに方針というものの明確にした上で着々と進んでいただきたい、というような思いがあります。そこで、一方、企業誘致関係は、大いにグレードアップするには、いろんな問題があるんで、今、一気にというわけにはいかないという話がありました。それはそれで、そのような考えの中でお進めいただくとしてですね、実は、先日、現在、あわら市にある大手の企業の方のトップの方がこんなことを言ったんだという話が、実は、私の耳に入りました。どんな話かということをご紹介しますとそのトップの方の友人が、今、事業拡張で企業進出をしたいとそれで、「あわら市ではどうかと、そちらの方に企業進出していっているお宅に意見を聞くのだけでもあわら市というところは企業進出する対象に挙げて良いと思うかね」という話をしたところ、このすでにあわら市に企業誘致としてここで立地して営業しているそのトップの方は、ここは良くないここは考えない方が良くよと最初、入った条件とだいぶ違うというようなことを言ったらしい。実は、これは、私が直接聞いたわけじゃないんですが確固たる人から聞いて耳に入れたことなんです。この言葉で代表されているのは、いわゆるですね、今すでに、金津町時代からですね企業誘致そのものを進めてきてその時にそこそこの企業方、入っていただいた、創業を始めた。その後、来ていただくために努力をしたんだけど、その後、さらに、その企業の方との意見交換とか要望とかですね、そういったことをきっちりと話合う、あるいは、情報交換をする場をもてなかった、それが大きな原因かなというふうに実は思っているんです。ですから、大きな企業誘致大作戦を打つ前にですね、早速、明日からでもお願いしていきたいこととして既存企業訪問による情報交換とか、意見交換をひとつ綿密にやるべきではなからうかとすでに、誘致したいという会社の情報を今、誘致をした会社のトップの方がここはよろしくないよというふうに断っていると話になると実はこれは、もったいないというか、ずさんな、愚かな話だろうと思うんですね、ですから、その辺のところ今一度見直していただいて誘致して現企業が訪問して拡大の計画はないのか、2次進出の計画はないのか、あるいは、関連企業の進出計画はありませんか、要望あるいは、困っている点はありませんか、はたまた、来年度の採用計画は御社の場合どうなってますか、先程から出てるように地産地消じゃありませんがご当地が金津高校があって、情報課、経理課というのもあるわけですからそこからの人材抽出、掘り起こしもお願いできるような話もあろうかと思うんですが、どうも現存している企業との懇話会というものか、情報交換会というのか意見交換会というのが、これが私はしっかり機能していないように思うですね、ですから、ここはひとつ、定例化してですね、年、どうでしょうね、これ、私も検討で申し訳ないんですが、やっぱり、2回、少なくとも3回ぐらいは、そういう場を設けていただくようなことが如何なものかと思えます。勿論、これもですね、先程から何もかも市長のリーダーシップというようなお話なんで、またかというようなお話になるかと思うんですが、やはり、市長自らが企画をして運営をすると前提条件なろうかと思うんですが、その現存の企業との定例の懇話会とか意見交換

会を是非、お持ちいただきたいと思うんですが、これについては、どのように思いになりますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 今程、ちょっとご紹介いただいた話、すでに現在、あわら市内にある企業のトップの方が友人の方に企業進出をするならあわら市はやめるべきだというふうなお話があったというご紹介、これはちょっと大変、悲しい、寂しいお話なんですけども、そういうことが事実だといたしましても一体、どういうことが当初の話と違うというふうに言われたのか、ちょっとそのところは分かりかねますけども、いずれにしても、そういうことがあってはならないなというふうに思います。議員ご指摘のようにそういう話が出てくるのも常日頃の企業の方々との接触、協議が少ないからではないかというご指摘かと思えますけど、なるほど、そういうことは、十分考えなければならないというふうに思います。私も昨年、これは、全てではありませんけども市内の企業をずっとご挨拶を兼ねて回らせていただきまして、トップの方、あるいは、その責任者の方と話をさせていただきました。すべてのところで、今後の企業誘致、それから、その会社の関連はもとよりですね、いろいろ情報のアンテナが高いと思いますのでそういうお話がありましたら、是非、お願いしますということをお願いをしてまわりました。これは、昨年まわりましたんですが、確かに今年もやっぱそういうこともしなければいけないなというふうに思っております。その時にですね、先程の雇用創出の話と関連するんですけども、私が一番、印象に残ったことは、企業進出の話もあるし、実は自分の所の会社自体がさらに設備投資をしたいと思っていると、しかしながら実は、人がなかなか来てがないんだと、現在の社員でも隣の坂井町だとか春江町の人が多くて意外と地元あわら市の人が少ないんだというようなお話を複数のところからお聞きしました。やはりそういうことを考えますと、ただ単に、その企業誘致ということだけではなくてですね、本当にそれが、あわら市の雇用創出に繋がるのかどうかということもこれは、考えなければならないなというふうに非常に印象深く思ったことがありました。

もう一点ですけども、これも市内の非常に優秀な企業のトップとお会いした時にも申し上げたんですけども別に自分のところは、行政の支援を受けなくても独自でがんばるから特段の支援はいらないと、しかし、市長がそう言うだから考えるけども例えば、全国でも誇れるようなですね、乳幼児教育、こういうものひとつ立派な先生でもお呼びしてあわら市内で打ち立ててはどうかとそういう小さい子供達への立派な教育をやってるだということになれば、若い優良な労働力が集まるんではないかとそれが強いては、市内の企業にとっても労働力確保、優秀な労働力確保に繋がるのでむしろそういうことをやるべきではないかのご示唆をいただきまして、大変、感銘を受けて帰ってきたことがございます。そういうことを考えますとやはり、常日頃、企業のトップあるいは、責任者の方と連絡を密にするといいですか、

これは、大変、必要なことだなというように思います。そういう意味では今、議員ご指摘のようにそれぞれの企業の方々等の会合なり連絡会的なものを定例化させてはどうかというようなお話は大変、興味深くありがたく拝聴したところです。これは、一度、私自身もそういう場にできれば参加したいと思いますし、もう少し事務レベルでの会合といえますか、そういう組織もやっぱり考えないといけないのかなと今、感じたところであります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 3番、大下重一君

3番(大下重一君) 先程のある企業の友人の方があわら市は良いところじゃないぞというお話ですね、これは、どこに言った理由があるのかについてはもう少し私は掴んでいるところはあるんですが、それはまた、改めてお耳に入れるということにさせていただくんですけども、実際、企業を訪問されたという、市長自身が企業を市長になられてからお回りになったというお話も聞きました。企業体としましてもこんな話もあったらしいんです。突然、一体なんだろうというふうなところがあつたようにも聞きます。これは、良い意味で取ってもらってなくて何とはなしに不可思議なところをもたれたのかと思うんですけどもだから、今回は企業と話をするにしてもそれなりの今、お話もできましたように事務レベルから始まっているいろんな活動もやられるような工夫は必要かなとも、実は思ってるんですけども、例えば、求人関係につきまして、例えば、金津高校で情報とか経理がありますけれどもその例えば、大学進学しない専門校へ行かないという場合の就職指導、企業紹介のところで金津高校は、あわら市在住の企業のところを、どのようにどれだけ熱を入れて説明しているか、あるいは、そのH&Iにしても金津高校の経理情報があつてそこにどれだけのアプローチをかけているかと、こうなるとそれも戦略、戦術をもってお互い総合連携して行ってあわら市であわら市が効果を生むような総合交流とか総合連携とかここもまだまだ、上から眺めると点でんばらばらになっているような気がいたしますので企業誘致という一言にも、大変大きな地域再生の意味あいが含まれていると思いますので、また、その辺の方も頭に入れながらひとつご努力をお願いしたいと思うんですが、最後にこれも新聞報道でありまして、やれ経済産業省は、その辺を一生懸命やってるらしいんですけど、全国の22自治体が昨年から一年かけての間でみれば、大変、企業誘致戦力を充実をさせて積極的に取り組んできたというような記事があつたんですがご存知のように東国原宮城県知事の話なんですね、これは、4年で100社の誘致を公約をしたと4間で100社を誘致すると年間600件だった企業訪問を1,600件に増やすというようなことを言っているということなんですが、それくらい、自治体間に競争、これは、もう目の前に迫ってきていることだと思いますので、如何に生き残るかよりも先んじて皆、羨む市の構想を持って進むべきだと思いますので、是非、市長には、強いリーダーシップのもとですね、洞察力、判断力、あるいは、タイミング、スピード等総合的なご判断をいただいてあわら市をひとつ企業誘致に向けても着々と準備、ひとつお願いし

たいというふうに思います。以上で質問を終わります。

山川知一郎君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、4番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 3点に渡って質問をいたします。まず、第1に中学校の整備問題でございます。

芦原中学校の耐震診断結果の速報値が出ました。速報値が最終判定と異なることは殆どないとのことであります。一日も早い整備を待ち望んでいる市民の声に応えるためには、この速報値を基に早急に整備計画を決定すべきだと考えております。

先程から、3名の方がこの問題に触れておられますが、私は、今までの議論の経過それから、特に芦原中学校の体育館は、防災の避難場所として重要な役割を果たすというようなことも考えれば、2月臨時議会の決定を踏まえて校舎は、大規模改修、体育館は、改築ということで止むを得ないのではないかとこのように考えます。

将来の改築時の財政運営を考えれば、出来れば今回、校舎も体育館もおもいきって改築した方がよいのではないかとこのようにも思いますが、先程も言いましたように今までの議論、議会の決定を踏まえれば、そういう方向ではないかとこのように思います。この点について、市長は、大体、先程の答弁では、このような考えではないかとこのように伺いましたが、改めて市長と教育長にも見解を伺いと思います。

一応そういうこと前提に今までですね、丸岡南中や福井の至民中学校の建設に当りましては、数年にわたって、どのような学校にするか父母も交えて議論を積み重ねてきたと聞いております。あわら市における中学校整備をめぐる過去2年間の議論は、殆ど財政論議に終始をしまして、最も大事な、どのような学校をつくるかの議論は置き去りにされてきたというふうに思います。

23年3月までに整備を完了するには、あまり時間的余裕はありませんし、改築ではなく改修となれば、そんなに思い切ったことは出来ないかと思えます。いろいろな制約もあると思いますが、少しでもよりよいものにするために、現場の先生方やPTAの要望、意見を聞く機会をぜひ設けるべきというふうに思えます。

金津中の改修についても、同じような機会を設けて是非そういう意見を聞いていただきたいなというふうに思いますが、この点についても教育長の見解を伺いたいと思います。以上、一つ目の質問を終わります。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 山川議員のご質問にお答えをいたします。

今回の耐震診断速報値ではありますけれども、この結果を基に市といたしましては

今後、耐震補強等改修等の方法や時期等について議員各位や教育委員会と協議をさせていただきできるだけ早い時期にその方向性を決定し整備に着手したいと考えております。また、設計の段階では、現場の先生方のご意見や旧芦原町時代を含めてこれまでいただいた保護者の皆様からのご意見等を構造的、予算的に許される範囲内でできるだけ反映してまいりたいと考えております。この点のつきましては、金津中学校の改修に際しても同様の手法に行いたいと考えております。なお、今回、耐震診断を実施した施設の中には、学校体育、社会体育及び避難所等多目的施設としての利用を考慮した場合課題がある施設もありその対応を含めた検討が必要だと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育長、寺井靖高君

教育長(寺井靖高君) 山川議員のご質問でございますが、ただいま市長が答えましたようにまだ、検討段階ということでございますので教育委員会といたしましては、昨年10月に市長宛てに学校整備についての意見書を出したところでございますので、その中で許される範囲でより良い教育環境にしていただければありがたいというふうに願っているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 具体的にですね、私は、23年3月までは、いずれにしてもこの耐震補強工事改修、改修いずれにしてもきちっと完成をするというのは、市長の公約でもあるというふうに思います。

逆算をいたしまして、具体的にですね、タイムスケジュール、いつまでに設計をし見積もりをし、そして入札をするとかそういうものは23年3月までに完了させるということになるとどういうふうになるかということについて、教育長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) 具体的に23年3月というふうなお話であります。先程、八木議員のご質問に対しまして、市長がお答えしているとおり、確か3点目だったと思いますが、工事期間とか工事期間中の問題のご質問の中で触れられているように、やはり時間的な制限の中ということであれば、同時にいわゆる耐震補強工事と大規模改修こういったものは、同時に施工するのが一般的でありというようなご答弁でございました。いずれにしても、これら、工期を決める問題等につきましても多くの問題点、不特定な部分がございますので、やはり今後、慎重に議員の皆様のご意見等も拝借しながらその工期等について、定めていきたいと思っております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 今後、協議をしていくということですが、私が考えるには、少なくとも現時点では、改修ということも決まっていないと9月議会にはどうやってもどういう方向に行くかということとは明確に決める必要があるのではないかとそうしなければ、スケジュール的には、間に合わないのではないかとこのように思います。先程からの3人のご意見を伺っていても、まだ、私の言うような方向で議会全員がまとまっているわけでもないというふうに思いますが、9月議会までにですね、議会の意志も十分聞いていただいて、明確にどういう方向で行くかということを出す、そして、議会としてもきちっと決定をするという必要があるというふうに思いますが、その辺りについては、どのようにお考えか、再度、伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育部長、出店 学君

教育部長（出店 学君） 山川議員さんのそういったお考え、また、市長並びに教育委員会等々の意見、こういったもの十分集約しながらそういったものに対応していきたいというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 芦原中学校に関して言えばですね、具体的な整備の内容はまだ決まっておられませんけども、一般的に言えば、工事期間そのものには、やはり2年間ぐらいは、必要かなと思います。そうしますと、それこそ、逆算すればですね、21年度、22年度の2カ年かけて工事を行うというスケジュールなるかと思えます。そうなりますとそれ以前に議会としての考え方もおまとめいただいてそれを基にして理事者としての考えをお示しをし、議決をいただくという段取りになりますので早ければ早いほどあとのスケジュールが楽になりますのでそういうふうにしていただければありがたいなと思いますが、それも本日の一般質問の中でもですね、議員の中にもいろんなお考えがあるようですので、是非ともこの議会の中でのそういうご議論をしていただいて話を少し前に進めていただければありがたいなと思っております。その結果として9月議会までに関連予算等の議案が出せるようになればですね、これは大変ありがたいといえますか、スケジュール的には間に合うのかなというふうに思っています。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 私は、9月でそういうことを明確に決定をして自主設計を発注しなくては時間的にはですね、だんだん余裕がなくなってくるのではないかとこのように思っております。そういう点では、9月議会待ちにならずにですね、必要であれば全協なり臨時議会等も開いてですね、積極的に議会の意思も集約しながら早期に決定できるように努力をしていただきたというふうに申し上げておきます。

では、2つ目の問題に移りたいと思います。

あわら市と坂井市を結ぶ京福バス4路線に対する県の補助金が廃止をされて、本年9月末では運行停止の予定と聞いておりますが、運行が停止されれば私が住んでおります劔岳地区にとってもますます交通の便が不便となり、過疎化に拍車をかける大問題になります。

市長は、行政報告で、廃止の場合はコミュニティバスを運行するなどしたいとしておりますが、路線バスはいつ廃止になるのか、廃止になった場合のコミュニティバスの運行についてはどのようにするのか、今、CO₂削減の問題等も言われておりますがそういう点から考えると子どもや高齢者など交通弱者だけではなくて毎日の通勤、通学者の利用も増やすということも考えていく必要があるというふうに思いますがそのあたりについての考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) お答えをいたします。

現在、あわら市と坂井市を結ぶ広域生活路線としては、5路線が運行されており、このうち4路線については、県とあわら、坂井両市の補助事業の対象となり、通勤・通学など市民生活の足として運行されております。

いずれの路線においても利用者数は低迷しており、県の広域生活バス路線維持対策事業の補助対象基準に満たない現状にあります。

これまで、これらの路線につきましては、県が定める補助対象基準の例外的な取扱いを受けて運行されてきましたが、昨年2月、県はこの取扱いを平成19年度をもって改め、平成20年度から基準に満たない場合には、補助を打ち切る方針を固めております。

このため、これらの路線の運行継続には、市のより多くの財政負担が避けられない状況となっております。

この広域生活路線のほか、市では、平成17年11月からコミュニティバスを運行しております。平成19年度の実績では、6路線中5路線で乗車人数が増加し、全路線で対前年度比4.4%増となったものの、路線の中には、1便当たりの平均乗車人数が1人に満たない路線があるなど、依然として厳しい運行状況にあります。

このことから、市といたしましては、この広域生活路線を含め、コミュニティバスの路線のあり方や運行形態など、全体的な見直しを早急に進める必要があると考えております。

議員ご質問の劔岳地区を通る路線バスにつきましても、両市間の移動に利用する乗客が比較的少ないこと、運行距離が長く費用負担が大きいことなどを勘案する必要があります。従って、県の補助分も市で負担することにより路線バスを継続させる方法や、現在柵区まで運行しているコミュニティバスの南ルート1号線を延長して代替させる方法など、あらゆる可能性を検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、最も重要なことは利用者のニーズであり、今後も地域

住民の意向を充分くみ取りながら、利便性とコストのバランスのとれた、将来に渡って持続可能な公共交通体系となるよう努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 廃止になった場合は、コミュニティバスで代替措置を取ることですので、その点は安心をいたしますが、ただ、コミュニティバスになった場合、今は、丸岡まで行っているバスがあわら市内だけしか運行できないということになりますと丸岡の方へ行く乗客にとっては非常に不便になるとそういう点では、前々から是非、コミュニティバスが坂井市まで乗り入れられるようにこれは、劔岳を通る路線だけでなく本荘の路線もそうだと思いますが、これについて、早急に坂井市と協議をしていただいて是非、コミュニティバスが坂井市にも乗り入れられるようにしていただきたいなというふうに思います。その点でそこらの協議の状況や見通しはどうかということ、それから、劔岳にとりましては、今、お話ありましたように南1号線ですか、コミュニティバスが梶までは来ております。路線バスとコミュニティバスが同じ路線を走れないということで清滝、後山、東山にはコミュニティバスが来ないと、そういう点では、非常に劔岳の中では、コミュニティバスに乗れば、例えば、笹岡のYONE TU館には乗り換えなしでいけるんだけども後山の方は、梶で乗り換えて行くかですかね、金津まで行って乗り換えるか、いずれにしても不便だというようなこともありまして、コミュニティバスに1本化されるということは、劔岳にとりましても別に悪いことではないというふうに思いますが、ただ、丸岡に行く乗客のことが私は心配になるという問題がございます。それから、もう一つは、中学生がですね、現在は劔岳地区の生徒は、中川までは自転車で行って中川からは路線バスに乗っていくようにと、私に言わせれば非常に中途半端ですね、本当は、学校まで自転車で行ってもいいというふうにしていた方が一番いいのではないかなと私は思ってるんですが、道中の交通事故の危険性とかいうことも考えれば、今の措置も矢も得ないかなと思いますが、ただ、今、中川まで自転車で行くとなりますとあそこで8号線を横切るわけです。あその交差点を横切るのが非常に危険ですね、なんとかあれを横切らなくても良いようになったらいいかと常々思っているわけですがそういうことも考えればやっぱりコミュニティバスを、今度、改訂するのであれば劔岳地区の中学生もコミュニティバスで通学できるというふうにしていただけたらというふうに思っております。そういう点で坂井市との協議の状況、見通し、それから中学生をコミュニティバスで通学させるという点についてどのようにお考えか伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 山川議員の再度の質問でございますが、坂井市等の協議はどうなっているかということにつきましてでございますが、いずれの4路線につきましても坂井市に跨る路線ということで何回か協議を行なっておりますが、

現段階ではあわら市と坂井市が合意に至っておりませんので、なるべく早く解決したいなというふうに考えております。と申しますのは、坂井市が今年の9月を予定しておりますが、コミュニティバスの運行計画があるということでそれらを先に処理したいというような考えを持っているようでございますので、それらを踏まえましてあわら市としても考え方を示しておりますが、まだ合意に達していないというのが現状でございます。それと中学生の生徒が中川まで自転車で行くということでございますが、実は、南ルート1号線、朝7時頃に権世市野々を始発にしまして柵、松龍団地、中川というようなルートのコミュニティバスを運行しております。国道8号線横断が危ないとなれば柵又は、松龍団地のバス停で中学生の方が乗っていただければ中学の授業に間に合う時間帯としておりますのでそれに対応していただきたいなというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) 柵で中学生を乗せるということであればそれで結構かと思いますが、最後にいずれにしてもこのコミュニティバスを運行するにしても是非、地域の住民の意見を十分に聞いていただきたいなと、今、このことについて検討している会議には、劔岳の方は、どなたも入っておられないということでございますし是非、具体策を作るまでにですね、劔岳地区のできれば、実際のお年よりとかですね、そういう方の意見を聞く機会を是非、作っていただいて十分意見を聞いて反映させていただきたいなとそのことをお願いをしておきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします

それでは、3つ目の問題に移ります。3つ目の問題は、職員採用における国籍条項の撤廃についてでございます。

あわら市には現在、中国人172人を始めとして、15ヶ国413人の外国人が住んでおられます。

最近、これら外国人の参政権や公務員採用にあたっての国籍条項撤廃を求める運動が高まっております。先日、あわら市に対しても「在日外国人の参政権を考える会・福井」から、国籍条項の完全撤廃を求める申し入れが行われたと報道されました。報道によれば、県内で外国人の採用を認めない市町は、今年度からは、あわら市だけということであります。

私は、定住外国人も当然のことながら住民であり、納税の義務も負っているわけで、法の下での平等、職業選択の自由等の権利は当然保障されなければならないと考えます。外国人を地方公務員に採用してはならないと言う法律上の規定もありません。

地方でも国際化が進み、今後ますます外国人人口は増えることが予想されますし、全体として人口が減る状況の中では、外国人であっても増えることは好ましいことだというふうに考えます。その為には、外国人住民の意見や要望を積極的に市政に反映させることが必要ですし、災害時や日常的な市民課窓口での外国人への対応、

外国からの観光客の誘致、特に、あわら市が中国紹興市と友好都市であること等を考えれば、外国人を職員として採用することは、イメージ的にも大きなプラスになると考えます。

従来、国も地方も、公務員は公権力を行使し、公の意思形成に参画しうる立場にあり、外国人が公務員になることは国民主権を侵害する恐れがあるから採用できないと言う「当然の法理」なるものを振りかざして、外国人の採用を拒んできました。

しかし、地方公務員の職務はあくまで首長の補助的任務でありまして、独立して公権力を行使することはなく、あるとしても、特別の職務に限られると限定的に考えるのが現在の流れであります。外国人であっても、採用されれば当然のことながら地方公務員法の規定に従って職務を遂行するわけであり、不都合が生じるとは考えられません。

1日も早くこの国籍条項を撤廃をすべきであると考えますがこの点について市長の見解を伺いたいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） お答えをいたします。

国籍条項を撤廃すべきとのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、国においては、「公権力の行使又は公の意思の形成にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という公務員の任用に関する基本原則が示されております。

現在、市においては、職員採用に当たり、この基本原則に基づき、一般事務職についてのみ日本国籍を有することを要件とし、それ以外の職種につきましては要件としておりません。

一般事務職についても、国籍条項の撤廃を進めた自治体が少なからずあることは充分認識をしております。しかしながら、これらの自治体にあっても、公務員の基本原則を踏まえ、採用後の昇任等に制限を加えている団体があることも事実であります。

いずれにいたしましても、この問題につきましては、社会的要請の高まり等もございりますが、今後、公務員の任用に関する基本原則をふまえつつ、県や撤廃をした他の自治体の状況を調査しながら、慎重に判断したいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） この最高裁の判例も出されておりますがその最高裁の判例の中でも裁判官によっては、国籍条項は違憲であるという意見も何人かの裁判官から出されておりますし、この県内の自治体でも実際的にはですね、採用してからの昇任に制限を加えているとか、それから、消防職とか警察官は自治体ではありませんが警察官などは制限するとかいうようなところもありますが、基本的に採用しないと

いうふうになっているのはあわら市だけということで私は全ての部署にわたってこれは撤廃すべきだというふうに思います。というのは、やっぱり納税の義務とそれから参政権とそれから職業選択等の基本的人権というものは裏表の関係だというふうに思いますので、参政権のことは今ちょっとおきまして納税の義務を負っている以上、住民として基本的人権はきちっと保障されるべきであるというふうに思っております。そういう点ではですね、今、完全に全部撤廃とまではいかなくてもですね、せめて、いくつかの制限を設けるにしても基本的にはできれば、来年度の採用から国籍条項を撤廃していただきたいなと、是非、一步前進させていただきたいな、というふうに思いますがその点について再度、市長のお考えを伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 先程も答弁いたしましたように来年度の採用にあたっては他の自治体等の状況も勘案しながら慎重に判断をしていきたいというふうに思っております。ただ、私の今までの考え方を一つ申し上げますと在留外国人いろんな方々おられますけども、私も友人もたくさんおりますし、尊敬している人もたくさんおります。私、個人的には、なんら差別的な思いも全く持っておりません。ただ、個人的なこういう思いと行政の長としての考え方はこれを混同してはならないというふうに思っているということが先ず第1点であります。それとですね、先程、議員がご紹介された最高裁の判例が3、4年前に出されたと思いますけども、これでほぼ判例的には確定したのかなと思いますけども、当然の法理ということは、以前、言われておりましたけど現段階では、その最高裁、大法廷判例が基準になっているというふうに思っております。そこからいきますと地方公務員にあっては、直接公権力の行使だとか、あるいは公の意思決定に携わらないのであればその部分については、昇任も認める、就職も認めるべきであるというふうな判断であろうかと思えます。ただ、実際問題に一旦そのように門戸を開いたのちにですね、昇任だとか、職種によって差をつけるということの方が私はむしろ何か差別に繋がるような気がしてならなかったわけです。国籍条項を決めるということは、これは、行政の長としての政治判断でいいかと思えますが、それはルールはルールとしてそうすることの方が、私はかえって差別的なことにはならないのではないかと考えております。それともう1点ですが、これは議会も理事者も同じだと思いますがやはり地方自治体といえどもですね、やはり自分達の考えなり思いを国の意思形成といえますか反映をさせていこうというのがお互いの考え方ではないかと思えます。だからこそ私達は、時と場合によっては、国の考え方に反対してでもですね、物を申し上げるといふ姿勢が今の自治体には求められているんだろうと思います。私は、国と違って地方自体は国家意思形成何ら関係ないのだから地方自治体における在留外国人の就職を認めるべきだということの論法がですね、どうしても納得がいかない、あるいは、それほど我々自身が地方自体を貶める必要があるのだろうかとその辺が私が今までどうしてもその納得ができなかったことであります。その辺があ

ったものですから今までも国籍条項の撤廃については消極的でありました。議員のご指摘もございませし最近の流れもございませしのでもうしばらく、余り時間はありませしけども来年度の就職に関しては、慎重にこれは、判断をして参りたいというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 今言われた第1点目は採用後、昇任等で差別するのはいかがかとそうであれば、いっそう、全面的にそういうことは止めて採用していただけたらというふうに思います。それから2点目の問題は、現実的には今ほとんどの自治体がそういうことをなくしていったるなかで実際的にですねそういう支障はほとんどないというのが実際だと思いますので先程も言いましたように一面、そういう在日外国人の権利を守るという点も勘案していただいて是非、できるだけ早く撤廃をしていただければと、確か越前市等は正職員かどうか私、はっきりわかりませしが窓口ブラジル人の方もいらっしゃるとか、あわら市に中国人観光客がどんどん来ていただくというようなことを考えればですね、窓口中国人の方がいても非常にイメージアップ上も良いのではないかなとも思いますし、是非、できるだけ早く撤回していただくようお願いをして質問を終わります。

議長（東川継央君） 暫時休憩いたします。なお、再開は30分再開といたします。
（午後4時17分）

議長（東川継央君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後4時30分）

議長（東川継央君） お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により予め延長いたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

穴田満雄君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、16番、穴田満雄君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 16番、穴田満雄君

16番（穴田満雄君） 本題に入る前に何人かの同僚議員からも話が出ましたけれどもミャンマーにおけるサイクロンの被害に遭って亡くなれた方、あるいは中国の四川

省の大地震によって亡くなられた方に心から哀悼の意を表したいと思います。その中で特に、私、印象に思ったのが中国の四川省の大地震じゃなかったかと、と言いますのは、何故、印象に残ったかと言いますと四川省だけですかね、300の学校が倒壊し約6,600人の生徒さん、子供達が亡くなったとこれほどやね、今まで私、60数年間、私も生きてきましたけれども、子供達が、子供達の尊い命が亡くなったと、こういうニュースは、初めてでございます。当あわら市におきましてこれから小学校あるいは中学校の耐震補強、あるいは新幹線開業に伴うまちづくり事業にかなりの歳出削減が回ると、そうなれば、当然、考えられるが、いかにこの歳出を押えていくかと、とういうことじゃないかと思えます。いみじくも、昨年6月に地方自治体の財政健全化法、これが成立しております。そういうことを念頭において私はこれから本題に入っていきたいとこのように思っております。

それでは、皆さんもいまだ記憶に新しいと思えますけれども、一昨年の7月に北海道の夕張市におきまして、夕張市が約630億円の負債を抱え財政破綻をし、それから財政再建団体に指定されております。

このように自治体の財政破綻を未然に防ぐための法律、すなわち自治体財政健全化法が昨年6月15日に成立をしています。

この財政健全化法の特徴といいますとこれも皆さん既にご存知かとは思いますがけれども3つの特徴がございます。まず、1つ目ですけれども一般会計だけでなく、公営企業や公社、第3セクターまで監視対象を拡大しているということ。

それから、2つ目は、単年度のフロー、流れですね。これだけではなく、ストック面にも財政状況の判断指標の導入をしていると。

それから、3つ目ですけれども財政悪化を可能な限り、早い段階で把握して、財政状態の改善に着手するとこういう3つの特徴を持っております。

聞くとおろによりますと、この公表される財政健全化の指標は自治体全体に関わるものが実質赤字比率、それから結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4項目からなっております公営企業に関するものが資金不足率と、このようになっております。

それでは、ここで簡単に4つの項目の意義を申し上げますと実質赤字公債比率は、実質収支が赤字の場合をいまして地方債発行管理の基準値を定めております。連結実質赤字比率は、公営企業に対して必要な繰り出し金を行わず一般会計を黒字にするための操作をすると公営企業や一部事務組合などが出す地方債残高の一般会計負担への影響、あるいは地方公社、第3セクターまで含めた自治体の後年度の債務負担が監視可能となっております。

それから、実質公債費比率は、これは平成17年度から取り入れておりますから、皆さんは、十分に熟知されていると思えますけれども従来の起債制限比率には反映されていなかった特別会計への繰り出し金や一部事務組合への負担金などに含まれる公債費等を対象としていて、自治体の実態をより反映した指標となっております。

また、この財政健全化法は「財政再生」と「早期健全化」の二段階で自治体財政をチェックする4つの指標の数値基準が決められております。

そこで財政部長ですね、財政部長にお尋ねいたします。

この自治体財政健全化法の施行はいつから実施されるのか。

2つ目ですけれども、4つの指標の数値基準はどのようになっているのか。

それから、3つ目ですけれども、自治体、当あわら市への影響はどのような影響が考えられるのか。

この3点について、先ず答弁方お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 穴田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のように、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が出来た背景には、夕張市の財政破綻を契機に、地方公共団体の財政危機が表面化したことが大きな要因としてあり、その目的として、地方公共団体の財政悪化を可能な限り早い段階で把握し、財政改善に着手させることにあります。

そこで、先ずこの法律の施行日についてであります。平成21年4月1日となっております。

ただし、指標の公表については、平成20年4月1日から施行することとなり、具体的には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの指標と、公営企業における資金不足比率を算定するとともに、その公表が義務づけられます。

なお、実質公債費比率については、平成17年度決算から導入されている指標であります。

また、平成21年4月1日からは、先程の4つの指標と公営企業における資金不足比率に対して、それぞれ早期健全化基準と財政再生基準が設定され、基準を上回る地方公共団体には、財政健全化計画や財政再生計画の策定が義務づけられることとなります。

次に、4つの指標の数値基準についてであります。早期健全化基準と財政再生基準の2つがあり、それぞれに対して設定されることとなります。

指標は、大きく、都道府県と市町村に区分されておりますが、ここでは、市町村の指標基準のみ申し上げます。

1つ目の実質赤字比率については、早期健全化基準は、11.25%から15%以上、財政再生基準は、20%以上となります。

2つ目の連結実質赤字比率については、早期健全化基準は、16.25%から20%以上、財政再生基準は、30%以上となります。

ただし、この財政再生基準については、3年間の経過措置が設けられておりました。平成20年度は、40%以上となっております。

3つ目の実質公債費比率については、早期健全化基準は、25%以上、財政再生

基準は、35%以上となっております。

4つ目の将来負担比率については、財政健全化基準のみが設定され、350%以上となっております。

なお、公営企業については、この4つの指標の他に、資金不足比率について財政健全化基準が設定され、20%以上となっております。

最後に、この法律の施行に伴う自治体への影響についてであります。これらの指標については、監査委員の審査に付した後に、議会へ報告し、かつ、公表することとなっております。

また、指標が基準値以上になった場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画あるいは財政再生計画を策定することとなります。

財政健全化計画については、計画に基づく自主的な改善努力による財政健全化が求められ、財政再生計画については、国・県等が関与する確実な再生を求められることとなります。

なお、実質公債費比率を除く3つの指標と公営企業に係る資金不足比率については、平成19年度決算からの新たな比率となっており、現在決算事務を進めていく中で、本市におけるこれらの指標数値が明らかになってくるわけでありです。

いずれにいたしましても、基準数値を上回ることになれば、市政運営に多大な影響を及ぼすことが想定されることから、これらの数値の推移を注意深く検証しながら、更なる健全な財政運営に努めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 今程、財政部長、細部に渡る説明方ありがとうございました。財政部長は十分にわかって私に説明してくれたと思んですけども、余りにも私と目線を比較してやりますと私の目線がぐっと低いもんですから、ちょっと分からない点を再度、質問してみたいと思います。

それで今、財政部長の答弁ですとこの4つ指標ですね、4つの指標は19年度の決算から公表しなさいよと、こういうふうになっていると、こういう話なんですけれども今、19年度の決算と言いますと当あわら市においてもやね、9月議会にその19年度の決算が報告さされるんじゃないかなとこういうふうに考えているんですけども、それでは、当あわら市におきましてこの4つの指標、単年度の計算あるいは複数年度の計算になるか、どちらかは私は分かりませんが、どういう数値になっていくのかと、あるいは、この数値以上に出る項目があるのかどうか、この2点についてちょっと答弁方お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 今年の状況はどうなるかとのことでございますが、先程も申しが上げましたが、現在、決算状況が出ましたので、財政健全化基準に当てはめた場合にどうなるのかということの数値を今、現在出している状況でございます。

ただ、今言えるのは、先程言いました、標準財政規模というのは、これは、それぞれ、財政規模がですね、市町村ごとに異なっておりますので先程言いました、早期健全計画とか財政再生基準の実質赤字比率で言いますと11.25か11.15ということになっておりましたが、これは、あわら市で当てはめますとこの実質赤字比率につきましては、13.8%とそれから連結実質赤字比率につきましては、18.8%、それから財政再生はそのままですね、ということで金額的に申しますと早期健全化基準にある実質赤字比率は、10億9,500万円ということになります。それから、連結でいきますと14億9,200万円と平成19年度のおくまでも決算でいきますと、そういう形になります。それで、現在出ておりますこの実質赤字なんです、一般会計でいきますと決算上は、3億1,500万円の黒字ということで実質3.97%の黒字とそれから連結赤字につきましては、皆さんご存知のように老人保険特別会計が繰り上げ流用ということで3,000万円程、今年度赤字決算になっております。ただ、他の会計はですね、全て黒字でございましてそれをあわせたものでトータルでいきますと、11.34%の黒字決算ということになるかなと思います。この2つについては、完全に基準をクリアーしているとそれから実質公債比率につきましては、平成18年度、16.8%ということで19年度につきましても主に交付税通知のある合併特例債をたくさん利用にしていること、それから、19、20、21と今年の6月議会でも定数を申し上げておりますが、国の財政等融資金の借り換えをやっておりましてそういうなかで更にその起債比率も下がってくると思っておりますので、この3つについては、少なくとも3つについては、完全にクリアーできるだろうと、あとはですね、将来負担比率なんです、これにつきましては、内容がございまして、まず、一般会計関係でいきますと起債残高が128億あります。それが、まず、分子へいきます。その他に債務負担行為、例えばですね、国営で今後、パイプラインをやります。そうすると16億程かかります。そういうものを増やしたり、セントピアの起債12億円とかそれから土地改良の償還金6億8,000万円、それから、この他に出来ますのは、一部組合等に対するやはり起債の分ですね、その分も出来ます。それから、もう一つは、特色なのは、退職手当組合の負担金、要するに職員が現在、あわら市の職員が全部辞めた場合にどれだけその退職金が必要になるのかと、それであわら市がどれだけ負担しなければいけないかというような数字もそれに加わってきます。そういうものを標準財政規模で割った。もちろん、分母、分子ともですね、交付税措置あるものは全て除かれます。それから、あわら市も30何億の基金を持ってありますが、そういうものも分子の方から引かれると、そういうことになりまして、単純に計算しますと、例えば79億円の分母が変わらないとすると、約250億~270億が分子以内であれば、この基準には達するというような状況になるかなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) さすが、財政部長ですね、数字がパラパラ、スラスラ出てくる

と、私、今、財政部長の答弁聞いて思い出しました。と言いますのは、かつて、田中角栄ちゅう総理大臣がいたんですね、彼の答弁は必ず、数字を使ってきたと、私もやね、財政部長は、そんなことはないと思うんですけども、少々、間違っているやね、そういう数字を使われると、「あ～なるほどな」、「なるほどな」と言って納得してしまうと、別に私、悪く言うてるんじゃないですよ。良いことなんですから、おおいにこれからもその数字を使ったやね、我々に説明方お願いしときます。それで、今、答弁の中でやね、4つの指標の中で実質赤字比率、あるいは連結実質赤字比率、あるいは実質公債比率、これは、いずれもやね、その数値基準の以内に収まっていますと、ですから、大丈夫ですよ、こういう答弁じゃなかったかと思えます。それでもって、私は安心はしておりませんが、やっぱり、その基準の数値以内に収まるということは、市長をはじめ、理事者方の皆さんがやね、それなりのやね、やっぱり、きめ細かな仕事をしてもらっていると、これに繋がってんじゃないかと思えます。

ところで、特にあわら市の場合、部長、ちょっと触れたかも分かりませんが、もし、触れてるなら堪忍てください。私、あまり耳が良い方じゃないですから、聞き漏らしていると思えます。あわら市に債務負担行為ちゅうやつがあります。これ、恥ずかしい話なんですけれども、旧芦原町のやね、債務をそのまま今あわら市になってもやね、それなりに肩代りしてもらって、あわら市に肩代りしてもらって払ってもらっていると、この債務負担行為というのは、この4つの指標のなかのどの部分に含まれてくるのかと、と言いますのは、私もやね、これ一般質問するにあたってインターネットでいろいろ引き出して調べてみました。ですけども、悲しいかな、その政府のそういう公表ちゅうのは、あの程度かなと、と言いますのは、こと細かく、私のような素人にやね、ぜんぜん、知らない者に分かりやすく書いてあるかとちゅうとそうじゃないと、ですから、財政部長、今、言いましたようにやね、今、当あわら市の債務負担行為、これは長いやつで10年程のやつもあります。この債務負担行為はやね、この4つの指標のなかのどの部分に含まれてくるのかと、あるいはその数値に関してね、どれくらいの影響を与えてくるのかと、これについてちょっとお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 先程のですね、再質問のなかで一部触れてはおいたんですが、先程申しました、債務負担行為、現在、あわら市が行なっております債務負担行為につきましては、セントピア関係の12億円、それから、土地改良関係の6億8,000万、この2本でございます。これにつきましては、先程も申しましたが、将来負担比率に関わってくるものでございます。今後ですね、先程、当初のなかで国営事業のパイプラインということでありましたが、これにつきましても、国の財政投融资基金を使っておりますので、これにつきましては、現在市町村課と協議のなかでは、市の方で債務負担行為をとってくださいという指導がございます。

ですから、先程、言いましたあわら市の負担金額約16億円、これにつきましては、実質、返済は、28年からだと思んですが、それにつきましても債務負担行為をとってですね、この将来負担比率に入れていくという形になろうかなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) それではね、財政関係は、やっぱり財政部長に聞いた方が良いでしょうね、と言いますのは、去年の10月19日に橋本市長はやね、財政状況見直し、平成3年度までのやね、財政状況見直しを、これ発表しました。そうしますと、その中に私なんかもいくつかやね、こういう大型な事業をばんばかばんばかやるもんかなと、そういう疑問を今でも持っております。正直言いまして、今でも、持っております。そうしますと先程来、話に出てますように2008年、来年度からやね、この財政健全化法が完全に施行された場合にこの財政状況見直しにある各種の大型事業ですね、例えばですよ、例えば、先程、卯目議員から質問に出てましたように、給食センターの建設、あるいは、特に大きいのは新幹線絡み、これは74億程見ておりますから、それから、あと大きいと言いますと、金津中学校の耐震化補強、これが16億4,000万円程見ておりますし、今、各7つの小学校の耐震化補強に13億6,000万ほど見ております。今、それから、一番新しいやつで、今、芦原中学校、これは、あくまでも中間報告といいますけれども、これも恐らくやね、私の創造でいきますと、大体、15億から20億ぐらい見ないとやね、ダメじゃないかなと、そうしますと、この今程、言いましたように、昨年発表されたこの財政状況見直し、平成30年度までの財政状況見直しが今程、部長の話によりますとやね、一番怖いのは、将来の負担比率なんだと、こういう、話じゃなかったかと思うですけども、この将来の負担比率は、この財政状況見直し、昨年発表されました、あの財政状況見直しをそのまま事業をそのまま継続していった場合にこの将来の負担比率ちゅうやつには、支障はあるのかどうか、あるいは事業の見直しがあるのかどうか、これについてちょっとお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) 昨年ですね、10月に発表しました市の財政計画、平成30年度までの財政計画に基づいてですねしますと、これは、一番大きいのは起債を発行した場合です。実質公債比率に一番大きく影響されてきます。その段階で私どもが実質公債比率が将来的にどうなるかということていきますと、これをお示したかもしれませんが、平成18年度が16.8%から平成30年度でいきますと9.78%まで落ちると、10%落ちると、あれだけの事業をやっても落ちると見込んでおります。と言いますのは、先程、申し上げましたが94億近くの合併特例債を使うことによって、分母、分子ともですね、7割の交付税措置の分が差し引かれるということでやっております。今年ですね、いろんな事業をやったなかで、市長も、いつでしたね、申し上げたと思んですが、今年ですね、また11月で

すね、中学校の整備問題もございますし、新幹線の整備問題もございます。そういうものを含めながら財政計画、事業計画をもう一度見直しをかけたいなという具合に思っております。また、その段階です、将来のこういうものが出てくるのかなと思います。ただ、私、今現在の数字だけ見ますと少なくとも4つの指標、今年、平成19年度においてあわら市としてオーバーすることは、先ずないという具合に確信を持っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) それではね、今回の6月議会にあたって、6月補正が出てきました。これは、一般会計で言うてやりますと芦原温泉駅の周辺整備事業、これが、1億7,930万の増額補正と、それから、公的資金の借換債ちゅうことで5,790万出てきております。あるいは特別会計、あるいは事業会計においてもやね、トータルでこれは農業集落配水、あるいは公共下水道事業会計、あるいは水道事業会計でこれらをトータルしてやりますと17億8,000万程やね、17億8,000万ほどの増額補正をして来ていると、そうしますとその財政課の説明で曰く、この公的資金の借り換えをやるちゅうことは、それだけやね、短期間のうちに借金払いをしてしまうと、そうすると、当然、利子やね、元金じゃなしに利子の方も割安になってくるんですよ、と言いますのは、これも議員の皆さんにご存知のようにやね、この公的資金の借換えというやつは、今回のやつは、平成3年以前にやね、5%以上で公的な機関、あるいは、国のそういう金融機関含めてですよ、借り換えたやつを借金したやつを対象にして、今度は公的資金借り換えができるという意味合いのものじゃないかと思うんですけども、そんな中で今程、言いましたようにこの17億8,000万程やね、新たに起債をすると、そうなるとこれは、実質公債比率、あるいは、将来の負担比率分に影響はやね、何がしらの私は、素人考えで影響が出てくるんじゃないかと思んですけども、この点については如何ですか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 財政部長、長谷川賢治君

財政部長(長谷川賢治君) ただ今、穴田議員のおっしゃるとおり、平成19年度におきましてですね、5月の全員協議会のなかでも資料としてお示したように一般会計、それから企業会計とも含めまして、17億8,000万円の借り換えを行いました。これによりまして、2年から最高で12年間の間でですね、起債償還をするということで利子としてはですね、4億2,000万程度のあわら市の負担減になったということで、これは、当然実質公債比率等に将来負担率にも当然その分が影響して下がるということですね、あわら市にとっては特になるということで、これはですね、元々がこの借り換え前に2年から12年で高い高利率で5%高利で買入という計画をもっておりますから、それが、ただ、期間も同じで借り替えをしますので、これは、その分は減るじゃなくて相殺されて利子だけが軽減されるということですから、当然、その実質公債比率、今の元の借り換え前の比率とは、当然、

下がるという結果になろうかなと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 16番、穴田満雄君

16番(穴田満雄君) 私は、今日は13人ですかね、一般質問される方は私は、11番目ですから理事者の皆さんあるいは議員の皆さん、傍聴の皆さんもかなり、おつかれのところもあるんじゃないかと思います。それで、私、これは、答弁は、結構です。と言いますのはやね、冒頭にも言いましたように、やっぱり、これからは、我々、議員、私を含めてですよ、もちろん、私も含めてですけども、議員はそういう細かいチェックをしていくと、監視をしていくとこういうことが大事じゃないかと、ですから今回やね、今、財政部長は、すらすらすらすと数字を交えた答弁をしてくれました。なかなか良く勉強しているなと私、感心しています。ですけども、今、冒頭にも言いましたようにこれインターネットでひっぱり出してきてやりますとまだ、かなりその各項目、費用によってやね、オブラートに包まれた部分があるんじゃないかと、私はこういう受け止め方をしております。ですからやね、財政当局でもやね、こういうやつが当然、はっきり政府の方からそういう視察が来るときあると思います。その時点では、ただ、市長をはじめ理事者側だけがやね、その内容を理解してるんじゃないしに我々、議員にもやね、そういう情報を伝えていただきたいと、これが、あわら市をより良くしていくやね、俗に言います、市長とやね我々、議員は汽車に例えるならばやね、2つの両輪だと、こういうふうな例え方もできますけれども、やっぱり我々は、最終的には、誰の為の行政をやるかと言いますと市民の皆さんを幸せにするための行政をやってくんだと、安全、安心で住めるあわら市を創っていくためには、市長だけがやね、責任持てばいいちゅう問題じゃありません。もちろん、我々議員もやね、その責任の一旦を担っていくとなればこれからは、やっぱりそういうこともやね、お互いが情報交換してもらおうし、もちろん、そちらの方に入る情報の方が早いんじゃないかと思えますから、それだけは一つ念頭においていただきたいと、これは要望として出しときます。今程言いました、とにかく今回は、自治体の財政健全化法、これは、来年から本格的にスタートしていきます。その前にやね、私も少しでもその勉強してみたいなと少しでもどんなもんかなと、こういう自分なりに興味ももったんですから財政部長にその質問をぶつけてみました。ですけども、何回も言います。財政部長、なかなか勉強しております。別にあんたにやね、媚売ろうと、そういう気持ちはございませんけれども理事者の皆さん、皆いっしょなんです。我々は、関係ないんだとそんな気持ちを持ってもらったらやね、住み良いあわら市ができるはずがないんですわ。やっぱりやね、我々、あるいは、一般市民の方から聞かれた場合に別に皆さんはやね、大学の教授でもありませんし博士でもありませんからこと細かくそれに対してやね、教える必要はありません。答弁する必要ありませんけれども、やっぱり市民の皆さんが知りたがってることは、即、答えられるようにしておく、これが皆様に課せられた使命じゃないかと思えます。もちろん、私自身もそういう気持ちを持っております。最後に

はやね、ちょっと老婆心的なものの言い方をしましたけれどもこれをもって私の質問を終わります。

13番 牧田孝男君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 13番、牧田孝男君

13番（牧田孝男君） 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。本題に入る前に一言申し上げます。私は、今日の議員のうちの12番目であります簡潔に質問し、そして、簡潔なお答えをいただければ結構であるというふうに思っております。

先ず、第1番目の点についての質問をさせていただきます。

第1番目、これは、公共建物図面のCAD化というか、CAD保存化ということについてであります。

インターネットというか、パーソナルコンピューター、パソコンというものがこの世に現れてから既にもう10数年、20年以上の歳月が流れております。

この間、家庭でもオフィスでもパソコンがどんどん普及し、当あわら市に於いても合併した時点で既に記録のデータというものが紙から電子ファイルに移行していたというふうに思われます。

何故、電子データの方が良いかといえば、修正が容易である、再利用が容易にできる、そして、紙と違ってデータの劣化が無い等々が上げられるというふうに思っております。それが、電子ファイル化を促進させた理由であるというふうに思っております。それですけれども、そういうことで、今まで促進されてきたし、あるいは、当あわら市においてはもうその体制が完備しているのだらうと思っておりますが、しかし、この電子ファイルってものについては、実は、こういう文字情報のファイルのほかに線情報ファイルというものがあります。線情報というのは、例えば、建物の図面のなかの電子情報、つまりCADのファイルのことを指しているものであります。考えてみれば、このあわら市の場合に、あわら市自身が自分で維持、あるいは管理をしなければならぬ公共の建物がたくさんあります。例えば、この市庁舎とか、それから各公民館であるとか、社協など福祉関連の施設あるいは、中学校、小学校たくさん、たくさんの建物があるわけでありまして。

そして、その図面というのは、現在は、倉庫というか、あるいは、書類棚のなかに大量に保管されているような状態であるというふうに思っております。

しかし、そのような製本化されたペーパーでの保存というのはとっても場所をとります。あるいは、あとで探すのも大変であります。

私、議員になる前、何回かそういうところに職員といっしょに入ったことがあるわけですけれども、何かどこにあるのかよく分からないうちに終わってしまったと

か、あるいは、その図面の部分がどうしても、いくら覗いても探しても見当たらないのもあったとかというようなことでかなり探したり、見つけるまでの時間というのはすごいロスタイムであったなと思っております。

だけれども、そういうデータというものをですね、せめて、その基本となる平面図ぐらいは、CADのデータ図面ということに変換しておけば、先ず場所をとるということはないわけです。フロッピーとかあるいは、本体そのものに保存しておけるわけだし、検索というのも瞬時にできるし、あるいは、現況図というのもその時点で直しておくとか現況図を作成しておけば、要するに実際の状態と図面との間に差がないとか、狂いがないとか、そういう状態を維持することができるわけでありまして。打合せする場合なんかでもその部分だけをコンピューターから出力してプリンターで出力しておけば、打合わせも十分完全な形で出来るような状態になるというふうに思っております。

こういう公共建物の新築とか大改修こういうものについては、当然のことなら専門集団とか、大手の建築設計事務所への委託業務とならざるを得ないと思えますが、しかし、その部分的な改修について、あるいは、部分的な増築設計程度であれば、今のようなCAD化を進めことによって、あるいは、その職員をある程度、養成しオペレーターとしての資格とかそういう技術を習得することによって、委託しなくてもやっていけるような部分がある程度作り出せるのではないかとこのように思っております。

実は、CADとはちょっと違いましたが、午前中の山口議員と市長との間での質問答えのなかで、ある程度ダブって部分を聞いたわけですがそれも含めて市当局としては、私のこういうような質問に対してどういうふうに思いになっているかということをお聞きしたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 総務部長、神尾秋雄君

総務部長(神尾秋雄君) 牧田議員のご質問につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

公共図面のCADデータ化についてのご質問でございますけれども、平成19年の3月の定例議会におきましても同主旨のご質問があったという具合に記憶をいたしております。

議員ご指摘のとおり、施設管理の効率化を図るためには、建物の設計図、現況図、修繕、改修履歴、施工図などを電子ファイル化することによりまして、施設管理の効率化を図るためには有効な手段であると考えております。

しかしながら、電子化されたデータを事務処理に活用しようとする場合には、CADシステムの導入が必要となります。また、仮に小規模な設計事務をですね、職員が行う場合、相当な専門的建築知識を有する職員を育成することも必要となることから、人事面も含めまして、これらの費用対効果を十分に考慮し今後検討して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

ます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 今の神尾総務部長のご返答に対してですが、先ず私は、「まきた」です。「まきだ」ではありませんのでよろしくお願いします。

ちょっと認知症がかかっているのかもわかりません。

先ず、CADシステムの導入ってのが高価だということは、全く違うと思うんです。これは、例えばですね、今、いろんな設計の入札をやっていると思うんですけども、それは紙というかペーパーの図面として出てくるやつっていうのは、例えば設計管理協会でもどこでも「jww」というCADで書いてるのがほとんどだと思います。参考ながら、それは無料のCADであります。インターネットで出ているフリーソフトを利用したCADが今、そういうような大手の設計事務所なんかでも使っている一番の根幹の部分になってますんで、先ず第1にCADシステムの導入が高価であるということは、これは、考えなくても良いというふうに思っております。むしろ、それをある程度使いこなしていくような行政の方に時間が取られる懸念の方はあると思います。しかしながら、私は、思うんですけれども先程も申し上げましたけれども、例えば、その完全な専門化として育てるということではなくてもある程度そういう知識を持っているあるいは、ある程度こなせるというようなことをそういう職員を持つことによって、例えばそういう大手の設計事務所なんか出してくる部分についての不適合な部分とかそういうことについてこの庁舎自身が主体的に返答できる、主体的に指導できるというそういうメリットを僕は評価したいなと思うし、そういう意味でどういうんですかね、その自力のある行政になってほしいというふうに思うものであります。ですから、午前中の山口議員の質問のなかで、そういう専門職を初めから入れるというオールオア・ナッシングのことではなくって今いる人のなかで、ある程度そういう深い知識ではなくても浅い知識を育てるようなことをしてほしいなというふうに思ってますし、そもそもがその芦原町と金津町が合併したということは、単に体が2つ寄せ合ったということではなくって、そのことによって新しいCPUとか、新しい専門職みたいなもの育てていくということが合併することの目的の一つであると思いますし、その効果が出てくるのが、すなわち合併したことの成果とか、現れとか、そういうものではないかなというふうに思っております。前回、僕、平成19年ですかね、質問したときもあらかたそういうような答えをいただいているんでこれ以上質問はしませんが、その金銭的なものっていうのは、そんなに考慮する必要はない。入力するまでにある程度時間がかかるんで、それは、そういうことをきちっと教えてくれる、講師を雇えばいいのではないかなというふうに思っております。どうか、あのこれからあと少しでもこの方向で進んでいくようなご努力をお願いしたいというふうに思っております。

2番目の質問に入ってよろしいんですか。いいんですか。このまま、いいですか。

それじゃ、2番目の質問に移ります。もう4年も5年も前なんですけれども、この芦原町と金津町が合併した当時、つまり松木市長の時代に、あわら市のホームページは掲示板を持っていました。「市民会議室」という名前の掲示板を持っていました。行政というか、市当局がそういう掲示板を開いたというのは、多分、当時福井県内でも初めてであり、あるいは、初めてに近いようなところにいたのではないかなというふうに記憶しております。で、その掲示板の項目というかコンテンツというか、それは、9つに分かれておりました。1つが中学校建設、1つが北陸新幹線、1つがまちづくり、1つが情報化推進、1つが男女共同参画、1つがサークル情報、1つがフリーテーマ、1つがフリートークこの9つに分かれておりました。

あわら市在住のいろんな人からの自由な意見というか思いというか、そういうものがたくさん書き込まれ賛否いろいろあったわけなんですけれども、僕は、それを時々覗きながらなかなか斬新だったなというような印象が残っているわけあります。しかしながら、一昨年ですね、一昨年の頃からこの中学校問題についての書き込みが賛否ともにヒートアップしてきたというそういう履歴があります。つまりすごくこう文言とかそういうものが荒れた状態になってしまったということがあります。その時のホームページを管理していた人の苦悩というものが私自身よくわかるというふうに思っております。そして、結果として昨年の1月9日に市は掲示板「市民会議室」を閉鎖しました。

それから、1年半ぐらい経ったわけなんですけれども、しかし、閉鎖した時の状況とちょっと違ってきているというか、この問題というのも2校存続ということで方向は決定したわけでありまして。つまり、当時とその市全体をめぐる状況というか、環境というか、そういうものは変わってきております。

橋本市長は、先の全員協議会でも「透明性のある行政」を目指すということをおっしゃっていました。これは、「市民会議室」を再開することによって、再開すりゃ耳ざわりの良いことも入ってくると思います。あるいは、悪いことも入ってくると思いますがそれを悩まずにより一層細かく受け取ることのできるそういう環境を築くべきではないかなと思います。そういう意味でこの「市民会議室」の復活を私は期待しているもんでありますが、そういう私の質問に対しての答えをお願いしたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 牧田議員のご質問にお答えをいたします。

ホームページの市民会議室につきましては、平成19年1月に閉鎖し現在に至っております。

閉鎖の理由といたしましては、議員ご指摘のとおり中学校問題のヒートアップにより投稿内容の荒廃が大きな原因でございました。

その後、市民会議室の再開を望む声も出ておりましたが、現行システムでは匿名性の問題や投稿前の内容チェック、管理する職員の負担軽減などの問題が解決でき

ないことから、閉鎖したままの状態となっております。

こうした中、日本広報協会が平成16年度に行った「市区町村広報広聴活動調査」によりますと、「電子会議室または掲示板を開設している」と答えたのは953自治体でありました。

しかし、平成17年度の調査では444自治体となり、合併の影響を受けたこともあったとは思われますが、46.6%の大幅減となっております。

この状況は、ホームページ内の他のコンテンツが増えている中で、「電子会議室または掲示板」を半数近くの自治体が何らかの理由で閉鎖したことが伺えます。

その理由といたしましては、当市と同様な問題があったのではないかと考えております。

なお、県内の自治体の状況としては、17自治体中6自治体で「住民同士の交流」や「行政への意見・提案」の場として「会議室や掲示板」を設置しております。

ただし、設置している全自治体が、議員ご提案のように制限条項を設け、事前登録制または住所・氏名・メールアドレス等を必須としており、投稿者が特定でき、更に内容については掲載しない仕組みとなっております。

そこで、当市の市民会議室の再開につきましては、これら県内や全国の動向等を十分勘案した上で行うべきであると考えます。

また、この市民会議室は、行政と市民との意見交換の場としての役割が大きいことから、再開後は、この目的が果たせるようにするためにも熟慮が必要と考えております。

今年度、ホームページのリニューアルを予定しており、現在、全体構成や掲載内容等について、職員で構成するプロジェクトチームを設置し、検討に入ったところであります。

市民会議室の設置につきましても、このプロジェクトチームで「市民と行政の関わり方」や「市民相互が意見交換をし易い仕組みづくり」と併せて、制限条項等の十分な検討を行い、本年10月には新しいホームページを開設できるよう準備を進めて参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 実は、私も昨日の晩、ちょっとインターネットで福井県内のそれぞれの自治体がそういう部分を開いているかどうかというのをちょっとチェックしてみたんですけども市に限って言えばほとんどなかったとような気がします。ただ、例えば、この坂井市になる前の三国町のなんかに当時掲示板がありました、いろんな意見がそこに書き込まれていたのをビビットに覚えております。基本的には、行政の執行を監視するというか、意見を発信する、あるいは、承認したり、承認しなかったりするというのが議会の役目であり議会が選挙で選ばれている、現在我々21人の議員が基本的には、住民の思いを発信しているということに構図的にはなると思うんです。ただ、我々一人一人というのがそういう市民の声、個別

の声を汲まなく聞いているか、聞けているかというところでは当然ないわけで、そのところで、声にならない声というか、そういう人たちの市民の直接の声が反映させる場合は、やっぱりあって然るべきだというふうに私は思っております。

ちょっと自分自身のことになりますけれども、私も議員になって2年目ぐらいからホームページを立ち上げました。立ち上げたとき、しばらくしてから周囲からやっぱり自分の直接、知っていない人でもそういうところに入ってこれるような、声が入ってこれるような部分を作らなあかんぞ、ということで3年目ぐらいに、確か掲示板を立ち上げたという記憶があります。大変マイナーな掲示板ではありましたが、書き込みもいろいろ入ってきて、自分なりになるほどそうか、あるいは、そうかなとか、いろんなことを考えながら月日は経っていったんですけども、それにこうちょっと異変を感じるようになったのは、やっぱり中学校問題が出てきてからでした。極端に私は頭のとっぺんから足のつま先まで2中存続派だったので、自分の日記の方はそういうことで書き込みがよくありました。しかし、掲示板の管理者としての私自身というのは、そこに入って来る意見が自分にとって反対のものでなんであれそれは、そういう意見の全体を言えば保証しなければならないと、つまりそういう意味で言うと管理者としての私は公正というか中立というかそれを一生懸命守ってきたつもりではありますけれど、やっぱり、どうしても色眼鏡で見られてしまうというか、あるいは、2校派の掲示板やというようなそういう色眼鏡で見られてしまったのは自分にとってはちょっと残念な思いとして残っております。そういう観点からいうとやっぱり市当局が一番公正中立であるわけですから、そういうところできちとした管理の元でやってもらえば、そして、これが10月から再開されるのであれば、それはとっても良い事だろうというふうに思っております。今、出てきた制限条項、例えば、名前を付けるとか、住所を付けるとかということによってそういう過去の弊害であった部分をカットする力にはなると思っています。しかしながら、制限をあんまり強くすると逆に自由に入りづらくなるというようなデメリットも何となくあるような気がしますんでそのところを十分に勘案してもらいながら10月に向かって進んでいってほしいというふうにお願いたします。最後にもう1回お聞きします。10月から始めるんですね。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 先程も申しが上げましたがホームページそのもののリニューアルを準備しておりますので、それが再開が10月でございます。それに併せて先程申し上げたようなことをいろいろ検討した上で市民会議室というんですか、これの開催に向けて努力をしたいというふうに思っております。

牧田議員もホームページを持っておられるし管理者でありますので同じような悩みを持っておられるのではないかなとこういうふうに思います。

ご指摘のように、行政がもつホームページですから、それこそ公正性が保たれなければなりませんので、十分その辺は配慮していきたいと思っております。

特命性があるが故に多くの意見が寄せられるという反面ですね、それがひとつ間違っていると避難抽象になったり、あるいはあらぬ情報が突然掲示されてしまうというようなこともありますのでその辺は十分勘案しながら進めていかなければならないなというふうに思っております。

私も牧田議員のホームページは毎日見させていただいておりますし、なんか癖になるホームページだなと思えますけれども、あわら市のホームページもそういうふうに市民の皆さんから愛されるようになれば大変ありがたいなというふうに思っております。

13番（牧田孝男君） どうもありがとうございました。質問を終わります。

北島 登君

議長（東川継央君） 続きまして通告順に従い、6番、北島 登君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） それでは、6番、市政会、北島 登の一般質問を行います。前段の少しの時間、通学における下新橋の状況についてお話をさせていただきたいと思えます。遡ること3年くらい前になるでしょうか。PTAの役員さんから下新橋の一部にある歩道のラインが消えている。「ラインを引いてほしい。」との要請を受けました。聞くところによりますと、下新橋に入ってところから歩道が切れ、生徒達が広がって歩いてしまうとのことでした。また、過去にあったラインはその状況を目の当たりにしたご父兄の方々が見るに見かねて引いたものだそうです。それから、何度となく担当課に行き、旧金津地区にある5本の橋のうち、確立した歩道もしくは歩道橋がないのは、下新橋だけだ。早急に、確立した歩道橋の整備をしてほしい、との要請をしていますが、地覆部分の強度が弱かったり、橋梁は、まちづくり交付金事業に乗せにくい、ということから難しいとのことだそうです。市道下新橋線は、今回6月補正のまちづくり交付金事業、安全安心歩行エリアにのっており、今議会で認められれば、バリアフリーの歩道整備がなされることとなりますが、下新橋においては現状のままであり、この橋を通学路としている橋南8区230名以上の子供達や交通弱者の人々のためにも下新橋に確立した歩道橋の整備をすべき、と強く求めるものであります。

また、市内全域で、朝夕の生徒児童の登下校時の子供達見守りボランティア活動にご協力いただいております、1日約750人の皆様には、この場をお借りし心より敬意を表し保護者の1人として感謝申し上げます。

それでは、本題に入ります。今回の質問は、1番、芦原庁舎の利活用について、2番、あわら市アスベスト対策について、3番、入札制度についての3質問です。

去る5月28日の新聞2社の報道では、空き庁舎となっている芦原庁舎の利活用は芦原北、芦原南幼稚園の統合に決定すると言わんばかりの内容でしたが、この新

聞記事を読んで市長の率直な感想はどうか。お尋ねいたします。

また、この記事により同日に県からクレームの電話が入ったと聞いているが、内容としてはどのような事であったのかお伺いしたい。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 北島議員のご質問にお答えをいたします。

5月28日付け福井新聞では、前日の27日に開催された総務常任委員会協議会の内容を伝える形で、旧芦原庁舎の利活用方針について報じております。

ただいまのご質問は、この記事が、1階部分の利活用方針は芦原南・北幼稚園の統合園として整備することに決定したとも受け取れるような書き方となっているのではないか、そうであるならばそのことについてどう考えるか、とのお尋ねであるかと思えます。

旧芦原庁舎の利活用方針としては、当日の協議会でも申し上げましたように、1階部分に芦原南・北の両幼稚園を配置することについて、議会や市民の皆さんのご理解がいただけるならば、これを中心に考えさせていただきたいというもので、決定事項としてご説明はしていなかったと思えます。

ご指摘の新聞記事では、「こうした市の整備方針に対し、委員からも目立った反対意見はなかった」と報じられております。

これをもって、読者が「決定事項」と判断するかどうかについては、私は評価する立場にはありませんが、総計予算主義を掲げる地方公共団体にあつて、施策の実施、すなわち本件の旧芦原庁舎の利活用が、改修に係る関連予算が議会で可決されて初めて決定するものであることは、当然のことであります。

先程の山口議員のご質問にもお答えいたしました。新聞記事報道がその場その場のニュアンスと多少異なる表現があることは、これは事実でございます。

なお、本件の場合、総務常任委員会の委員長は、北島議員でございますし、その協議会に傍聴を許したのも北島議員でございます。記者は直接、その取材をとおして記事化したわけでございますので、私から直接そのことについて論評することできないというふうに思っております。むしろこれは、委員長の方が実感を持っておられるのではないかとこのように思っています。

以上、旧芦原庁舎の利活用方針につきましては、先の協議会でも申し上げましたように、1階部分に芦原南・北幼稚園の統合園を配置することでご理解がいただけるのならば、これを中心として、今後さらに追加する施設や機能を検討して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、この新聞記事ののち県の方からクレームがあったというお話は今、私、初めて聞きましたので内容についてはちょっと了解をいたしておりません。もし、担当部長が知っているのであれば答弁をいたさせます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（東川継央君） 市民福祉部長、川島清一君

市民福祉部長(川島清一君) 北島議員のご質問のなかにクレームがあったのではないかというふうなその事実はあるかということでございます。新聞の発行されました記事が掲載されましたその日の午前中でございますが、県の保育所の幼稚園ですか、担当の部署からの問い合わせでいつ決まったのかというような問い合わせでございました。その事につきましては、県としてもどうしてですかというようなことのこちらの問い合わせに対しまして、決まったら早急に、早めにその方針を伝えて欲しいと、県としても、何らかのことについて補助金等が発生するかもしれませんので、というようなことではございますので、今現在、確定したものではないという返答に留めておいた次第でございます。問い合わせがありましたことにつきましては、私どもの部といたしましてはそのようなものでございました。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 今程の市長の答弁のなかで、傍聴をお認めいただいたのは、北島でありということではございますので、もちろん、そうでございます。その協議会の席上で委員の皆さんにお諮りした、あくまでも協議会の場ということもございまして今日の内容に対しては、決定事項は一つもないとそういったことで傍聴を認めたと記憶しております。尚且つ、その席上で新聞記者に対して個人的な主観で物を書かれると、それは、あわら市の今後、先々の動向に大きく影響すると、そういった考え方の書き方だけは止めてくれと、ということもしっかりお伝えしてあった次の日の新聞がこれだったと、ということではございます。

それでは、市長に続きまして、あくまでも、議会がお認めいただけるならばということでの、しつこいようですけど何も決まっていますが再質問をさせていただきたいと思っております。

仮に園児、幼稚園の統合となっても用途地域の関係上、給食の自校方式が不可能となるセンター方式となると思われるのだがそのことについては、市長、どのように考えてられるか、お尋ねしたい。それと、統合幼稚園を核とした複合施設の検討に入った、これはあくまでも、新聞の記事の内容なんですけど、とのことだが複合施設なら多くの人々が入り出す、そのような状況で児童、園児の安全性、セキュリティは保てるのか、また、何を持って統合幼稚園を核とする条件が満たされたと思ったのか、これもあくまでも、新聞の書き方ですから、今、市長のお考えを聞かせてください。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 今、議員いろいろとご質問されましたけども、まだまだ、確定的なといいますかね、コンクリートに固まっているわけではありませんので、それは、先ず、最初にご理解いただいというふうに思います。仮にそういう南北幼稚園

の統合した幼稚園を1階部分に作ると仮定をした場合の給食センターはどうかというような具体的なお尋ねですが、自校式の給食室であるかぎり用途地域、云々の問題は対象にならないというふうに理解をしております。それから、幼稚園を核とした複合施設にした場合のセキュリティーはどうかということですが、そこにつきましても、もしそういうことが実施するとなればですね、当然それは、十分に配慮した施設を作らなければならない。これは、常識的な線かと思えます。具体的にどこをどうするというようなことは、まったく今、考えてはおりません。それから、統合幼稚園を中核とした複合施設は、何故、そのように考えたのかというお尋ねかと思えますけれども、これはですね、いろんな理由がありますけれども、幼稚園だけではなくて、いろんな施設は、あそこに入れるという案は、これは、もう正直、無数と言っていいくらいたくさんあるかとは思いますが。結局、その中でいつも私が議会に対して申し上げておりますように、これを決定する場合の判断基準としては、先ず、政策価値が高いということ、それから、将来に渡っての財政運営上プラスになるであろうというようなこと、この2つを判断基準にしたいというふうに考えております。そういう中で考えますと今、南北幼稚園を統合するのは一番それにふさわしいのではないのかなというのがこの案を一つの案として一つ決定をした理由であります。

元々、芦原町時代から南北両幼稚園は、統合しようという話がかなり前からありました。私自身も議員時代からそのような、議論がありましたけれどもなかなか、それが実現しないまま今日に至ったという経緯があります。それから、両幼稚園は、建物としてもかなり古くなっているということも上げられようかと思えます。

そういうことが主な理由としてこの南北両幼稚園を統合したものをこの中核として据えたいというふうな案になった一つの理由かというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) それではですね、仮にこの幼稚園の統合が進んでいくのならば、5月の広報あわらにも記載されているように市長の選挙公約でございます。市民感覚の透明行政運営ということでございますので、当然のことアンケート調査や説明会を開催するんでしょうね。あえて確認の意味をこめまして質問をさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) もし、そういうふうに話が進めばの話ですけども、これは、当日の委員会の協議会でも、私、同じように申し上げたと思えますが、もしこれが、決定をしたとしてもですね、じゃ、来年度からこれが実施できるかと言えば、先ずできないと思えますし、私自身、すべきじゃないと思っております。これは、保護者の皆さん方の十分なお理解もいただかなければならなりませんし、拙速に進めるような案件ではないというふうに思っております。従いまして、なるべく、十分な

準備期間は取るのは当然だろうと思いますし、その間において市民の皆様、そして保護者の皆様方にご理解いただくべくいろんな説明はしなければならない、これは当然のことだと思っております。それがアンケートになるかどうか、それはわかりませんがそれでもそのように考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) はい、このことにつきましては、委員会でまたしっかり議論させていただきたいと思っております。それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

質問内容は、市内、建物のアスベスト調査、対策、指導状況についてです。石綿、アスベストの粉塵バクロによる、石綿肺や中皮腫、肺がん等の健康被害発症の増加により、これらの法令や法令に基づく規制が平成18年9月1日に改められています。

また、県においても、福井県アスベストによる健康被害に関する条例を平成17年10月11日に施行しております。

当、あわら市は、これらの規制より、いち早く7つの公共施設でアスベストの大気中への飛散防止対策を行っております。

その経過等を踏まえた上でお尋ねをします。

法令改正後、あわら市内の公共施設のアスベスト対策はどのようになっていますか。

また、国が推し進めている環境省・厚生労働省は「アスベストは、すべて撤去」と示しています。あわら市の公共施設において、まだアスベスト除去されていない施設は、何ヶ所あるのか公表してほしい。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事(長谷川忠典君) 北島議員の2点目の質問にお答えさせていただきます。

議員ご承知のとおり、平成17年のアスベストによる健康被害を受けまして、本市におきましても、それぞれの施設で調査し対策を講じております。

アスベストの種類には、白石綿のクリソタイル、直閃石綿のアンソフィライト、茶石綿のアモサイト、透角閃石綿のトレモライト、陽起石綿のアクチノライト、青石綿のクロシドライトの6種類があります。アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの3種類は一般的には分析の対象外とされてきました。

しかし、建築物の吹付け材からクリソタイル等以外のアスベストから検出された事案が明らかになったことから、県の環境対策課は、平成20年の3月5日付けで各市町に、平成20年3月13日付けで福井県旅館ホテル生活衛生同業組合長にアスベスト吹付け材使用建築物の適正管理の周知について通達を発しております。

また、民間施設につきましても、あわら市管内では、三国土木事務所から、情報提供及び追加調査を各所有者に通達しております。

これは、平成19年12月の総務省行政評価局のアスベスト対策に関する調査結果報告書により、不特定多数の人が利用する旅館、ホテル等において、アスベストが使用されている可能性のある吹付け材が使用されているとの認識がなく、アスベスト吹付け材が適切に管理されていなかった事例が報告されており、アスベストによる健康被害の未然防止に万全を期す観点から行っているものであります。

あわら市の公共施設のアスベスト調査・対策につきましては、アスベスト6種類のうち、3種類につきましては平成17年度に調査を行っております。

その結果、アスベストの含有が認められた全ての施設につきましては、平成17年度から18年度にかけて、石綿の吹付け部分を囲い込む等の措置を講じております。

しかし、今回6種類のアスベストの分析が必要になったことから、施設を管理する各所管で再調査を行い、アスベストの含有の有無を確認し、必要な措置を講じて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（東川継央君） 休憩いたします。 （午後5時51分）

議長（東川継央君） 再開いたします。 （午後5時51分）

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 今程、部長の答弁でございますが私、質問状を出していない関係上、こういった部長との食い違い答弁になってしまったのかなということで、少しながら反省はしております。しかしながら、今後、先々、実態調査をやっていくということでございますが、じゃ、今まで何をしていたの、というところに遡ってしまう、ということでございます。法令の改正は18年度の9月1日、県条例は、17年度の10月の11日、その間、市民が身近な公共施設として金津東小学校やそれからあわら市中央公民館、あわら市営住宅馬場第二団地一棟、二棟、あわら市営住宅稲越団地、そしてあわら市営住宅旭団地一棟、二棟、それからあわら市営住宅北金津団地、このような確実に市民が触れるようなところにおいて、露出したアスベストラしきものがあり、除去や対策が講じられていない施設の浮遊調査や点検も行っていないって言っているのといっしょですよ。

県条例では、浮遊調査やら点検は、最低6ヶ月以内に1回以上行なう事となっております。というのは、法令を遵守する立場の皆様が何一つ守ってこられなかったということなんではしょうか。お伺ひいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市民福祉部理事、長谷川忠典君

市民福祉部理事（長谷川忠典君） 再度のご質問でございますが、一応、公共施設関係につきましては、平成17年度当時の調査につきましても監理課で行なっていた関係で、私どもには、ちょっと台帳がございませんので、報告がどうなっているかわかりませんが、報告を最近はそういう報告をしているというふうには聞いております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） 市長は、このことについてどのように感じました。お伺いします。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） 私もこの質問内容、北島議員からの質問内容を見まして初めて実は知ったような次第でございます。先程の理事の方の答弁にもございましたが、皆様、ご記憶のとおり平成17年度、18年度にかけまして一旦、アスベストに対する措置をそれぞれ講じております。その後もまた、諸々の状況によってもう少し厳しくなってきたということかと思えますけども、そのことについての通知がですね、どうもそれぞれの関係課の方にバラバラの来っていたようでした。私、実は、常々国や県から来ている通知、通達については、それぞれの所管課において、今、表に上げなくてはならないというふうに判断すべきものは、直ちにあげるようにというふうな指示をしておりました。

ところが、今回この結果を見ましてまさしくそれが出来ていなかったなということを知って反省をしております。この通知が来たときにどこの課であれ、これは大事なことだと、早急に対応すべきだということで上層部にあげていれば、市全体としてですね、どこの課で担当させるのかというような指示をして、それが対応できたのではないかなというふうに思っております。これは、多いに反省すべきことだというふうに感じております。この規則の改正に対しまして、早急にこれは対処すべきというふうに考えております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登君

6番（北島 登君） この間、先般、4日程前ですかね、金津小学校へ行きました。金津小学校であちらこちら見させていただいたわけなんですけど、その時に金津小学校といえますのは、平成17年度の9月20日ですかね、状態できちっと囲い込みによるアスベストの処理の整備をされているところでございます。

また、遡ること15年くらい前ですかね、給食室にアスベストがあるということを杉田議員が申しておりまして、そのことに対しても囲い込みがなされておりました。あちこち見させていただいたところ階段室の最上階のペントハウスの天井に吹き付けしてあるものが何かあるんですわ。そのことを一度、確認してきてください。と教育部長にお願いをしております。その後のものというのはどういったものだと考えられますか。お伺いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 教育部長、出店 学君

教育部長（出店 学君） ご指摘の件でございますが、先般、私、それぞれの学校に足を運んで確認をしてまいりました。平成17年の7月の時には、機械室放送スタジオと給食室こういったものについての調査があったわけでございます。それなりの処置をしたということでございます。今程、議員がご指摘されました階段室の最上階のペントハウスの天井にどうも石綿材を使った仕上げ材が張られているのではない

か、もしくは、吹き付けられているのではないかというふうに私もこの目視で確認をして参りましたが、これはやはりサンプルを取ってですね、やはり今度は、6つの項目の分析結果、こういったものの結果を最終的に見なくてはならない状況にありますので、今、やはりここで3つのライトですか、追加された、ソフィとかそういったものが含まれているということはちょっとこの場所では断言できませんので、やはり先程、市民福祉部の長谷川理事がおっしゃいましたように今後の調査、追跡調査こういったものも含めてしっかりと対応して参りたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) その間は、放置する、放って置くということですかね。僕は、15年前にね、杉田議員が給食室のアスベストの処理をしたときに、それが明確になっているからしたと思うですよ、それが、そうじゃないかということで17年度も整備したんじゃないかなと思うんですって。ということならば、同じ時期に当然のごとく建ってる建物でございます。尚且つ、昭和45年から平成2年ぐらいまでっていうのは、間違いなくアスベストの含有量が含まれている石綿もしくは含綿、混ぜ物でございます。その状態でじゃ、置いておくということですか。また、それって僕、正直な話、見落しているとしたか思えないんですってね、やっぱり、これ反省すべきところは反省していただいて、やっぱり金津小学校704名の生徒並びにその父兄達、父兄の皆さん達にしっかりやっぱり詫びていただきたいですって。教育長、これ教育長の反省の弁と共に今後の見通し、どれくらいの期間で整備しようと思っているのか。お伺いしたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 教育部長、出店 学君

教育部長(出店 学君) この時点では、速やかにというようなことしか申し上げられませんが、やはり関係各課との連携も図りながらですね、速やかにというようなところで対応したいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 教育長、意見ないんですか。なければいいですけど。次、いきます。

じゃ、ですね、先程、市長に謝っていただいてしつこいようでも申し訳ないんですけど、これ、県からの通達文でございます。日付が3月5日、当初予算には間に合わなくても本来ならば今回の補正予算には、こういった整備というのでも盛ることが出来ると思うんですってね。こういう確認をしてくださいよと、アスベストの使用の遊具が不明であることからその状況調査をし、必要に応じて適切な処置を講じることとしております。その間、何らかの対策っていうのは各課されなかったということですね。そのことに対して市長に再度、結局のところ市庁舎間の

連携が取れていないことがこのような対策を講じてしまったという事を生み、結果として職務怠慢であり反省を促すものでございます。今回の失態に対して反省の弁はいただきましたが、速やかなる今後の見通しのお言葉をいただきたいと思えます。と言いますのは、最終日に修正ができるようでしたら、それも願いたいということです。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 先程もお答えいたしましたけれども、3月でしたか、県からの通知があったときに先ず、課同士の横の連携が先ずなかったということ、それから、それぞれの担当課の方でこの通知がいかほどの重要性を持っているのかという認識ができていなかったとうこと、これは大変まずいことでありますし、その結果としてですね、対応が遅れてきているということについては、大変これは、申し訳なく反省をしているところであります。3月に出てきた通知でありますので、なるべく早くですね、これは、対応しなければならないと思えます。ただ、ここでも先程申し上げましたけれども、平成17年、18年度の間一度対策を講じておりますので、その時に見落したもののなか、あるいは、その時調査した結果、その時点では、対象となっていなかったものなのか、その辺のことをちょっとまだ、わからないと思えます。その辺から先ず調査してかからなければならないというふうに思えます。いずれにせよ早急にですね、これを、予算化をして直ちに対処するようにしたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 先程も言いましたけど金津小学校に関しましては、先ず、間違いなく天井張ったんで、調査をしていません。間違いなくアスベストであろうということで調査結果をして天井を張って囲い込みをしたわけではないんです。だから、その時の考え方では、調査をするお金が出すくらいだったら天井を張ってしまった方がと、どちらにしる囲い込みはしなければいけないのだからということでございました。それからですね、保育所でございます。あくまでも、あわら市の調査でアスベストがないと言われている保育所のところを見に行きました。そうしたところ、間違いなくアスベストであろうというものが煙突に入っております。基本的には、そういった煙突なんかは、ほぼ間違いなくアスベストなんですけど、それは、浮遊するといいましても生活環境のなかで浮遊しているわけじゃないんで、直接、人的な被害はないと思うんです。しかしながら、一度、過去の例を言いますと、阪神淡路大震災ですとか、中越地震によってアスベストが飛散をしたと、そのことに対してその地域の対応がかなり遅れたという指摘がございます。そのことに対し、県は、きちっとした台帳整備を今やっております。このような、ないと言われている所にあるってことだと台帳が整備しきれないと思うんです。再度、細かいところから一度あわら市とし

での施設に対して、施設、面積、位置をデータベースしたアスベスト台帳を作成していただいて、県の市町村課とのその台帳の擦り合わせ、一度やっていただきたいなとこのように思います。

それから、その時にやはり、あくまでも震災が起きたということではなかなか追いつかなかったんでしょうけど、マスク等々なんかも今整備すべきということはこの間の県が発表した新聞にも載っております。そういったこともそういった手当てもしていただけたならとこのように思います。

何か市長、僕は、アスベスト台帳に関してのお答えがありましたら何か答えていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 北島議員からこの一般質問の通告をいただいてから先程申し上げましたけども実態を始めて今、認識をしたというような状況でございます。

担当の者も北島議員につれられて、現場へ直接見に行ったというふうな報告も受けております。なかなか、煙突の中というのは、なかなか専門化でないとわからなかったんだろうと思いますけれども、北島議員は、お仕事の関係上からもそういうことに大変、お詳しいんだなということを改めて知りまして、敬服いたしました次第であります。担当職員も煙突の内側にそれらしきものがあるというふうに確認をしておりますので、そういうところも含めてですね、再度、調査をいたしまして台帳ですか、それについても完備をしていきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 6番、北島 登君

6番(北島 登君) 3つ目の質問をしたいわけではございましたが、時間の都合上、なかなかきびしゅうございますし、今日は、副市長、入札制度検討委員会の委員長がご不在でございますのでこの質問につきましては、次の定例会にでもさせていただきます。

議長(東川継央君) 以上で一般質問を終結いたします。

散会の宣言

議長(東川継央君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日から22日までは休会とし、休会中に付託されました案件について、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、6月23日、再開をいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後6時10分)

地方自治法第123条の規定により署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第31回あわら市議会定例会議事日程

平成20年6月23日(月)

午後1時開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第55号 平成20年度あわら市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 3 議案第56号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 4 議案第57号 平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第58号 平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議案第59号 平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第60号 平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第61号 あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第62号 あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願
- 日程第11 陳情第1号 有害野鳥対策に関する要請
- 日程第12 陳情第2号 猪害対策に関する要請
- 日程第13 陳情第3号 稲カメムシ防除等害虫絶滅に関する要請
- 日程第14 陳情第4号 農業用ビニール等の廃棄物処理に関する要請
- 日程第15 陳情第5号 園芸・畜産の活性化と振興に関する要請
- 日程第16 議案第64号 工事請負契約の締結について
- 日程第17 発議第3号 食料・農業・農村政策に関する意見書
- 日程第18 常任委員会の閉会中の特定事件の調査の件

1. 閉議の宣告

1. 議長閉会あいさつ

1. 市長閉会あいさつ

1. 閉会の宣告

出席議員（21名）

1番	八木秀雄	2番	笹原幸信
3番	大下重一	4番	山川知一郎
5番	山口峰雄	6番	北島登
7番	関山博夫	8番	向山信博
9番	坪田正武	10番	篠崎巖
11番	石田則一	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	穴田満雄
17番	山川豊	18番	海老田州夫
19番	見澤孝保	20番	東川継央
22番	杉田剛		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	神尾秋雄
財政部長	長谷川賢治	市民福祉部長	川島清一
経済産業部長	坪田清孝	土木部長	山口志代治
教育部長	出店学	会計管理者	山口博行
市民福祉部理事	長谷川忠典	市民福祉部理事	摩垣浄心
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	土木部理事	田中房一

事務局職員出席者

事務局長	圓道信雄	事務局長補佐	中林敬雄
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（東川継央君） これより、本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の出席議員数は、21名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（東川継央君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の指定

議長（東川継央君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、9番、坪田正武君、10番、篠崎 巖君の両名を指名します。

会議時間の延長

議長（東川継央君） お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により予め延長いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は、延長することに決定しました。

議案第55号から議案第62号、請願第3号及び陳情第1号から陳情第5号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第2から日程第15までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案につきましては、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（東川継央君） まず、総務常任委員長より報告願います。

総務常任委員長、北島 登 君

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 6番、北島 登 君

6番（北島 登君） 議長のご指名がありましたので、総務常任委員会の審査のご報

告を致します。

当委員会は、去る6月13日に開会し、今回、当委員会に付託されました、議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）委員会所管分について、市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程で論議されました、主な事項についてのご報告をいたします。

まず、予算書9ページの2款の総務費、1項総務管理費、6目の財産管理費、15節工事請負費の庁舎屋上防水工事1,000万円、及び庁内照明器具取替工事590万円についてであります。平成18年度に庁舎統合に伴う改修を行い、合併特例債を充当し、施工しましたが、その時、議会からその他不都合はないか、と指摘しており、更には、その時から、雨漏りがしていたが、なぜ、2年前に施工出来なかったのか、今回は全額一般財源を充当しており、将来の費用負担を十分考慮すべきではないか、との事に対し、平成7年度に庁舎の屋上防水工事を施工しており、10年間の補償があることで、業者に対し、原因究明をさせたが解明出来なかったため、今回実施するものであり、今後は適切な時期、適切な財源を十分に考慮しながら対処したいとの答弁であります。

また、照明器具取替工事については、省エネタイプに取り替えるとの事だが、節電効果はどれくらいあるのか、との問いに対して2年前の倉庫改修工事と同様なもので、HF型を導入し、カタログデータでは、6,000時間使用した場合、20～23%の節約で、明るさは10%程度アップするとの事であります。

委員から、同じ機器でなくても、前回整備した機器は、約2年近く経過しており、各種資料を取り寄せて、安くて、良い製品が有るか検討し、十分精査した後、導入すべきとの意見が出されております。

次に、9節国際交流推進費19節負担金、補助及び交付金の日本中国友好協会活動事業補助金30万円についてであります。金津高校の教員2名分の旅費は、県補助が有ってしかるべきでは無いか、また、100%の補助では、なくてもよいのではないかと、との問いに対し、県教育委員会と協議したが、金津高校だけを特別扱い出来ないとの事で、また、自己負担での出張命令は出せないとの事でもあり、今まで、あわら市としても積極的に推進してきた経緯もあって、今後の友好交流事業は別として、今回の友好校調印式については、市で負担をするとの事とあります。

次に、2項徴税費、2目賦課徴収費、23節償還金利子及び割引料の市税過誤納還付金3,000万円ですが、委員から、広報やケーブルテレビを利用して、還付申告の周知徹底が必要ではないかと、との問いに対して、平成18年、19年にあわら市在住している方に対しては、対象者として通知をするが、19年中にあわら市から転出された方は、あわら市で返還するが、転入された方は、元の住所地で申請することになるとの事で、他団体と連携しながら、啓発していきたいとの事とあります。

次に、予算書13ページの9款消防費、1項消防費、4節災害対策費19節負担金、補助、及び交付金の防災資機材等整備事業補助金についてであります。自主防災組織の立ち上げの推進方法や指導方法については、どのように考えているのか、との問いに

対し、予算が確定してから、チラシや広報等でPRし、さらには、資機材のメニューを示しながら、区長会などに対し、消防署と連携をとりながら、啓発に努めたいとのことであります。

以上、本案につきましては、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、挙手多数で、原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案外になりますが、論議のありました主な事項について申し上げます。

まず、消防庁舎の取り扱いについてであります。嶺北消防組合からの要請として、金津消防署の老朽化に伴う改築と、それと併せて、金津消防署と芦原消防署の統合についての説明があり、その主な内容としては、金津署を改築して署に、芦原署を分所として残すという案、また、芦原署を改修して署に、金津署を分所として改築するという案、また、最先着隊の現場到着の状況を地区別に表したものの、さらには、金津署を改築する場合の候補地などの説明を受け、委員から、1署1分所1救急分所となった場合の職員配置はどうなるのか、との問いに対し現在は金津署に31人、うち救急分所に6人、芦原署に25人の計56人が配置されている、統合後は、署に35人、分所に9人、救急分署に6人で、計50人が配置される見込みであるとのことであります。そのほか、災害に対する意識を考慮すれば、何とか2署を残すべきではないか、金津署の改築場所については、あわら市全体のことを考慮すれば、今より東側を検討すべきではないか、さらには、4署体制をとるならば、嶺北全体を考慮し、十分検討すべきであるとの意見が出されております。

次に、香美市との姉妹都市継続についてであります。香美市においては、引き続き姉妹都市交流を希望しており、継続することには、委員会として異論はないということでもあります。なお、あわら市の合併5周年記念式典に併せて、姉妹都市継続の調印を行ったかどうかと考えているとのことであります。

次に、入湯税の調定未済等に伴う今後の処理方法についてであります。平成20年度滞納繰越額として、17,447,100円、特別徴収義務者数は、5事業者であり、うち2事業者は廃業しているとの事があります。今後の処理方法としては、19年度以前の未納分については、19年度調定に計上するとともに、分割納付による回収など、適正な滞納整理を行う。また、20年度以降は、毎月申告額を調定に計上するとともに、滞納額が発生しないよう指導強化を図る。さらには、特別徴収義務者に対しては、入湯客からの徴収方法等についての指導や、必要に応じて、地方税法の規定に基づき、質問、又は、帳簿書類等の検査を行うなど、適正な賦課に努めていきたいとしております。

委員会としては、入湯税の未納は平成13年度から調定に計上されておらず、監査委員並びに、議会には、継続的に改竄決算・報告がなされている事は、議会制民主主義の根幹から否定されているものであります。今後は、市民への信頼回復すべき、徹底した原因を究明し、二度と、このようなことが起きないように強く指摘したところであります。

よって、当総務常任委員会としましても、入湯税の収納事務に関する事項として、閉

会中の継続調査を申し出たところであります。

その他に、友好訪中団派遣事業について、表敬訪問的なものが中心となっており、今後は、相互理解ができるようなスケジュールで、すべきではないか。

芦原庁舎利活用について、民間貸付を検討するため、期間を定め、インターネットなどを利用し、公募をしたらどうか。

工事入札制度については、分離発注するなど、地元業者に対する配慮が必要ではないか、また、一律に最低制限価格を設けることはすべきではないかなどの意見が出されております。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、総務常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、産業建設常任委員長より報告願います。

産業建設常任委員長、坪田正武 君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君

9番（坪田正武君） 産業建設常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月16日に、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）の当委員会所管分をはじめとする議案5件、陳情第1号、有害野鳥対策に関する要請をはじめとする陳情5件について慎重に審査をいたしました。

議案については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決し、陳情については、いずれも願意妥当と認め、挙手採決の結果、賛成全員で採択すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）の所管事項について、所管課ごとに申し上げます。

農林水産課所管では、鳥獣害防止総合対策事業について、捕獲した猪は重機を借り上げて穴を掘り処理していることから、これに対し支援を行うべきと思うがどうかとの問いには、金津東部地区鳥獣害対策協議会において、地元、市、県、さらにJAが一体となって、嶺南や中国地方などの先進地視察を行い、地元にあった対応を協議しながら進めていきたいとのことであります。

また、この事業に県の補助がないのはどうしてかとの問いには、県はこの事業の対象にならなかった場合の受け皿として電気柵整備の県単事業を継続して行っていることから、この事業に対しての補助がないとのことであります。

なお、この事業は市町村負担が義務づけられているが、市町村負担分の8割が特別交付税として交付されるとのことであります。

また、電気柵から固定柵へ切り替えたのは、電気柵は通常の維持管理が非常に手間がかかり、集落の住民が高齢化していること、冬期には積雪を考えると一たん電

気柵を撤去しなければならず、撤去したときに猪の被害を受けることから、年間を通じての固定柵に切り替えたとのことであります。固定柵の補修については、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払交付金事業により対応するよう指導を行っているとのことであります。

委員からは、固定柵整備に対して、今後県が主体的に推進するよう働きかけを行うべきとの意見や丘陵地において被害が出ることをないようきちんと対応してもらいたいとの要望がありました。

これに関連して、丘陵地においてハクビシンの被害があることから、被害の少ないうちに連絡協議会を立ち上げ対応について協議し、県へも要望していくべきとの意見がありました。

また、土地改良維持管理適正化事業について、建設年度が番田・田中々排水機場は昭和41年、布目排水機場は昭和42年と変わらないのに、整備補修年度が違うのはなぜかとの問いには、県内には他にも整備補修する施設があり、県土地改良事業連合会が調整した結果、番田・田中々排水機場が平成20年度、布目排水機場が平成24年度に整備補修することになったとのことであります。

次に、観光商工課所管では、今回、商工フェスティバル事業補助金300万円、夏まつり事業補助金350万円が計上された経緯についての問いには、商工フェスタは饅頭まきなどに100万円も使ったことから事業内容について十分検討してほしいとの思い、湯かけまつりは多くの市職員が動員され、行政に非常に偏った夏まつりとなっていたことから、実行委員会が中心となる夏まつりにならないかとの思いから当初予算に計上しなかったが、商工フェスタについては、饅頭まきは止め、商工会の発展のため市内の企業のいいところを子どもたちに見せたいという思いが伝わってきたこと、また、湯かけまつりについては、観光協会と実行委員会が中心となり、詳細な実施計画もでてきたことから、それぞれの団体が本気になって事業を行うことが見えたことから今回の計上となったとのことであります。

また、観光宣伝委託料90万円について、観光協会が中心となり、羽田空港においてあわら温泉の観光宣伝を行うとのことだが、あわら温泉の宿泊客の多くは中京・阪神方面であることから効果はあるのかとの問いには、羽田空港には1日18万人の利用者があり、少なからずPRはできるものと考えているとのことであります。

委員からは、宣伝経費として120万円を予定しているが、委託料であるならば、120万円全額、市が負担すべきでないかとの意見がありました。

また、花菖蒲園管理委託料に関連して、花菖蒲まつりの時期に、旅館には菖蒲湯を、街中には庭先などに花菖蒲を飾ってもらうなど北潟湖畔花菖蒲園と結びつけることが考えられないかとの意見もありました。

また、議案外ながら、市民コミュニティ活性化事業について経過報告がありました。応募は3件で、「次世代型観光プログラムづくり」、「空き施設の活用」を事業内容とする、これまでの実績のあるアワラートの会に決定し、3ヵ年事業として

支援していくとのことであります。委員からは、人件費に対して金銭的な支援を行うことにより、打ち切ったときに混乱が生じるのではないかと問いには、団体が自立できるよう3年間で行政としてできる支援のあり方を検討していく中で予算的なものも考えていくとのことであります。

その他、花菖蒲園護岸改修工事について、護岸は葦の生えていないところが崩れていることから、対策として葦を植えるとのことであります。

次に、建設課所管では、西口駐車場用地購入費1億4,900万円について、この用地は平成14年度に日本たばこ産業株式会社から購入し、あわら市の財産であるのに購入するのはどうしてかと問いには、当時土地開発基金により購入していることから、普通財産のまま事業着手のすることはできないため買い戻し行政財産にしなければならないとのことで、合併特例債を充当し購入するとの答弁でありました。

これに関連して、合併特例債を利用することで、他の事業での合併特例債の利用に制約を受けるのではないかと意見がありました。

また、都市公園整備工事後の管理は誰がするのかとの問いには、利用しやすい公園としたいことから、地域住民の意見を聞き整備を行い、整備後は地域での管理をお願いしていきたいとのことであります。

そのほか、議案外ながら、委員から北潟と金津を結ぶ千束・赤尾線の整備の進捗を図ってほしいとの要望がありました。

次に、議案第58号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第59号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)、議案第60号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)について、一括して申し上げます。

これらの3議案については、いずれも昨年に引き続き、高金利の起債の繰上げ償還及び借り換えに伴う経費が計上されております。

委員からは、5パーセント以上の高金利の借り換えは来年度ですべて終わるのか、どこで借り入れするのかとの問いには、平成21年度で終了する見込みで、市中銀行から借り入れするとのことであります。

なお、市中銀行、JAから一般会計も含めて償還年数ごとに見積もり入札を行い、借入先を決定する予定とのことであります。

次に、議案第62号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定について、指定管理者の導入の対象となる公園は、どう考えているのかとの問いには、今回は、大きな公園で市が直轄している公園、すなわち比較的地元に管理をお願いしにくい公園、不特定多数の人が利用する公園を考えているが、将来はこれ以外の公園も指定管理者の導入を進めていきたいとのことであります。

委員からは、地域性を考慮し指定管理者の導入を進めるべきであると意見がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査結果と審査経過の概要を申し上げ、

産業建設常任委員会の報告といたします。

議長（東川継央君） 次に、教育厚生常任委員長より報告願います。

教育厚生常任委員長、関山博夫君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 7番、関山博夫君

7番（関山博夫君） ただ今、議長のご指名がありましたので、教育厚生常任委員会審査のご報告を申し上げます。

当委員会は、去る6月17日に、市長、副市長及び担当部長等の出席を求め、開催をさせていただきました。当委員会に付託されました議案4件、議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算案（第1号）また、議案第56号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）また、議案第57号、平成20年度あわら市老人保険特別会計補正予算（第2号）最後に議案61号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。また、請願1件、請願第3号、後期高齢者医療制度に関する請願について慎重に審査をいたしました。

結論として申し上げます。議案については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決し、請願については、挙手採決の結果、賛成少数で不採択することに決しました。

以下、審査の過程で議論されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について、所管課ごとに申し上げさせていただきます。

市民生活課所管に関して委員からは、自動交付機回線料23万9,000円は、アオッサに設置の自動交付機に係る経費であります。利用度が少なく経費として高額ではないかとの問いがあり、理事者からは、市民の利便性を考慮し広域で利用できるように努力したい。また、現在、アオッサを利用する自治体は、本市と永平寺町だけであり将来、他の自治体も加入すれば負担割も軽減されるため、もう少し様子を見させてほしいとの答弁でありました。

また、委員からは、交通指導員2名が任命されていないようだが、選出方法に問題がなかったかということでございます。理事者からは、選任については、区長会長等をお願いしているが承諾を得るところまで至らなかった。今後、このようなことがないように十分、検討させていただきたいとの答弁がありました。

次に教育総務課所管に関して委員からは、三国高等学校100周年記念事業補助金について、他の高校へも配慮し補助規定を定めるべきではないかとの問いがあり、理事者からは、三国高等学校への補助金は、本市の補助金交付要綱に基づき交付しているが、他の高校に関しては、議員ご指摘のとおり制定するようにさせていただきたいとの答弁がありました。

また、全国大会出場補助金に関して委員からは、大会規模、参加人数などの規定

はあるのかとの問いがあり、理事者からは、補助対象大会は、北信越大会からであり、人数については、選手登録される人数のみであるとの答弁がありました。

次にスポーツ課所管に関して委員からは、A E Dの備品購入費について、購入して誰でもがすぐに利用できるのか。また、設置後の維持管理はどうなっているのかとの問いがあり、理事者からは、A E Dは、日本語での音声対応となっはいるが、今後、関係課と連携して講習会などの開催について検討する。また、維持管理については、市が対応しなければならず、十分、注意したいとの答弁がありました。

次に議案第56号 平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)に関しては、特段、質疑もありませんでした。

次に議案第57号 平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第2号)に関して委員からは、月遅れ分の補正であるが、6月補正が最終になるのかとの問いがあり、理事者からは、国民健康保険連合の数字を基に試算し、ある程度は見込んでいるが、今後、補正する可能性もある。また、老人保健会計は、長寿医療制度施行後、2年間は存続するとの答弁がありました。

次に議案第61号 あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてに関して委員からは、本人確認が厳密になっているが、本市の対応はどうかとの問いがあり、理事者からは、本市では、公的機関が発行する写真付きの証明証、運転免許証などの提示を求めている。また、それらを持っていない方については、公的機関が発行する保険証、介護保険証、年金手帳など2つ以上のものを掲示するように求めているとの答弁がありました。

また、議案外ながら、理事者から、あわら市学校給食検討委員会設置要綱に関して説明があり、委員からは、現在、あわら市では、センター方式、自校方式の2つの方式があるが検討委員会では、民間委託も含めて十分、検討すべきとの意見がありました。

次に請願第3号 後期高齢者医療制度に関する請願について委員からは、現在、政府は、「高齢者医療制度」への批判などで見直し論が高まっているため継続審査としてはどうかとの意見もあったが、委員会では、請願どおり、「制度の実施を廃止し、全面的見直しが行われた場合、著しい混乱を招くと考えられる」との意見が多くありました。

次に、3月以来、閉会中の継続調査となっている雲雀ヶ丘寮の運営方法等について、ご報告申し上げます。

去る6月2日に若狭町にある地域福祉推進拠点施設「五湖の郷」へ視察研修に行っていました。この施設は、若狭町社会福祉協議会と指定管理者協定を締結している施設でございます。

指定管理の経緯は、平成19年7月に若狭町が公募したが、社協からの応募だけであったことや特に地元の強い要望があり社協が指定管理者となったとのことであります。

運営自体は、平成20年4月に開設されたばかりであり、これから、職員と入所

者の共通理解を図りながら基礎作りがなされようとしているところであります。

また、去る6月17日は、大野市にある社会福祉法人「大野和光園」へ視察研修に行きました。多くの議員の皆様方のご参加もいただいたこともここで感謝申し上げます。この施設は、昭和27年から社会福祉法人として運営している施設で歴史も古く、経営も安定しているという施設です。また、施設職員の処遇は、優遇されており、現場で働く意欲も高いようです。

和光園、理事長の話では、入所者のためにも職員の処遇は、大切である、経営のためにも、さらに、入居者のためにも、市民のためにも、満床のためにもということでございます。

以上のことから、当委員会では、民営化については、特段、異論はないが、指定先については、白紙として、今後も閉会中に継続調査していくこととなりました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査結果と審査経過の概要を申し上げ、教育厚生常任委員会の報告とさせていただきます。ご清聴、誠にありがとうございました。

議長（東川継央君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 今、上程したのは議案第62号まででしたよね。

議長（東川継央君） 日程第15、陳情5号までです。

4番（山川知一郎君） 失礼しました。

議長（東川継央君） よろしいですか。

4番（山川知一郎君） はい。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、日程第2から日程第15までの、討論、採決に入ります。

議長（東川継央君） 議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

議長（東川継央君） 討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 議案第55号でしたか、一般会計補正予算に反対の討論をさせていただきます。

この補正予算には、新幹線関連でJR芦原温泉駅西口駐車場整備や公園整備費として2億5,287万7千円が計上されております。この内1億4,900万円は、会計間の移動ということでございます。そして、一般財源からの持ち出しは、853万3千円ということでございますが、金額の問題よりも私は、当初予算の時にも申し上げましたが、新幹線建設は、未だ、未定であります。まして、芦原温泉駅に停車するというのも現状ではまったく分からない状況でございます。こういう時に駅周辺整備だけを先行して進めるということについては市民の理解は得られないというふうに考えます。特に今日、社会福祉関係、大変、負担が増えてきているそういう時には、こういう事業は、先送りをして社会保障関係に回すと、こういうことが必要ではないかと、合併特例債を使える平成25年までにできるだけ有利に事業をやりたいということは分かりますがこの新幹線関連は今は、凍結をして先送りをすべきではないかと考え、以上反対の理由といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、これより、議案第55号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立多数です。

したがって、議案第55号、平成20年度あわら市一般会計補正予算（第1号）については、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第56号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、議案第56号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第56号、平成20年度あわら市国民健康保険特別会計補正予

算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第57号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第2号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第57号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第57号、平成20年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第2号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第58号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第58号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第58号、平成20年度あわら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（東川継央君） 議案第59号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算（第3号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これより、議案第59号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第59号、平成20年度あわら市公共下水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第60号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)について討論ありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) これより、議案第60号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第60号、平成20年度あわら市水道事業会計補正予算(第1号)については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第61号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。
(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第61号を採決します。

本案に対する教育厚生常任委員長の報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第61号、あわら市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 議案第62号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定

について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 討論なしと認めます。

議長(東川継央君) これより、議案第62号を採決します。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(東川継央君) 起立全員です。

したがって、議案第62号、あわら市公園条例の一部を改正する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(東川継央君) 請願第3号、後期高齢者医療制度に関する請願について討論ありませんか。

議長(東川継央君) まず、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 13番、牧田孝男君

13番(牧田孝男君) 請願第3号についての賛成討論をさせていただきます。請願書の中に書かれている「日本国憲法第二十五条」は1、すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。2、国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。というふうに謳っております。

さて、数年前に、小泉内閣の時に強行採決されたこの制度は、試案の段階で「後期」の前に「中期」という文字を含んでいたそうではありますが、これは脳溢血をイメージさせるものとしてその文言は廃止されたというふうに聞いております。

そういうことはさておいて、いずれにしろ世間の評判がすこぶる悪いというのが実態であるというふうに思います。

全国を俯瞰すると2006年12月議会から2008年の3月議会の間に215の市とそして、255の町が廃止あるいは、見直しの意見を採択しているという

ことであります。

この不評の最大の原因は、この制度が対象者を年齢で区分したところである。そういうふうに思います。つまり、健康保険というのは年齢に関係なく、健康な人が病気の人を助ける相互扶助の精神で成り立っているのが原則であったはずであります。ところが今回の制度は、75歳以上を別建てにしております。その理由が病気のリスクが高い年齢層の負担割合を明確にして、その医療費を抑制する考えであることは明らかであり、ということは、永年にわたって保険料を支払い続けてきた高齢者の方々にとってはとてもつらいものがあるわけでありまして。

さらに、ついでに言うならば、世界中で年齢を分けた保険制度を持つ国というのは他にはないそうでありまして。

「文芸春秋6月号」に元自民党総務会長、堀内光雄氏の手記が載っております。これを昨日の日曜日にちょっと読んでみたんですが、その手記の見出しというのは、「後期高齢者は死ねということか」ということかということでありまして。そのごく一部を紹介すると、団塊の世代も高齢になり医療費がまかないきれなくなるからそっちでまかなってください、と困いの外に出す。あきらかに病気や障害で苦しんでいる人たちが肩身のせまい思いをする。一方で若い世代からは老人をなぜ自分たちで支えなければならないかと、邪魔者扱いされかねない。今までは国民全員が入り、自分も病気になればお世話になる保険だからと思って、保険料を支払うのは国民の当たり前義務だと捕らえてきた。ところが、4兆5000億円もの自分たちの拠出金を後期高齢者医療制度という別の制度に「支援金」と名前を変えて出すことになると、あんな年寄りがたくさんいるから自分たちの支払う保険料がどんどん高くなっていくのだと、不満を持ち始める。半世紀にわたって国のために働き続けた年配者を、尊敬させるのではなくて厄介者のように思わせていけないかというふうに危惧されてならない。というふうに書いてあります。ということでいずれも高齢者の方につらい思いをさせる制度ではないかというふうに思うわけですが、最後にちょっと私的なこと、プライベートなことを申し上げますと、在宅介護を受けているうちの親父が、数週間前に、ベッドから落ちてけがをしたことがあります。それ以来お医者さんや看護師さんに来てもらうような生活が続いているわけ

であります。その状況をときに見守る家族全体のことを思うと家族というのは高齢者あります。若者もおります。多岐にわたっている皆で診るということが保険の根本、年齢を超えた相互扶助でなければならないのではないか、というふうに実感した次第であります。

単に銭金だけの問題だけではなくて、別建てにすることによって世代間の気持ちの乖離が始まってしまうのではないかというふうに思っております。乾いた社会が増々乾いてしまうのではないか、そういう疑念を感じるということを申し添えて、請願第3号採択に対する賛成討論を終わりたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

議長（東川継央君） 次に、原案に反対討論はありますか。

議長（東川継央君） 他に討論はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 4番、山川知一郎君

4番（山川知一郎君） 後期高齢者医療制度廃止の請願を採択するよう賛成の立場で討論を行ないたいと思います。ご承知のように後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を他の階層から切り離して75歳以上の高齢者は病気にかかるとなかなか直らない、しかもいくつも病気を持っている、2つ目には認知症、ボケている人が多い、3つ目にはそのうち死ぬであろう、こういう厚労省の見方の基に医療費を何が何でも削減するということで高齢者に負担増とそして、医療サービス面での制限を押し付けるというものでございます。しかもその保険料は、僅かな年金から天引きをする、払えなければ保険証を取り上げる、いう制度でございます。このことについては、今、牧田議員からもありましたが、例えば元総理大臣の中曽根康弘氏も愛情の抜けたやり方に老人が全部反発している、至急、元に戻して考え直す姿勢をはっきり示す必要があるというふうに述べております。また、他の投書では、後期高齢者医療制度で何故、国民は怒っているのか、それは、税金全体の徴収方法と愚かな使い方に対してである、保険料を天引きされたら窓口で治療費を払えないようなお年寄りからも保険料を筆り取る、お年よりを蔑ろにするこの制度は、廃止すべきである。問われているのは、75歳以上、独立の医療保険制度に入れたことの是

非である、そもそも病気になるリスクの高い高齢者だけを対象にした制度は、保険原理になじまない等と新聞でも指摘をされております。しかも、新聞の報道によれば74歳までの我々が負担するこの制度に対する支援金制度、08年、今年度は、一人当たり年額3.1万円だそうです、7年後の2015年には、4万6千円、7年間で47%増えるというふうに言われております。それ以後も高齢者が増えればどんどんこの支援金の負担も増える、支援金が増えれば、我々が加入している国民健康保険その他のいろんな健康保険制度の保険料もどんどん上がっていくというふうになると思います。そういう点でこの後期高齢者医療制度は、直ちに廃止をして元に戻すということが必要だというふうに考えます。是非、議員各位の賛同をいただきたくお願いを申し上げまして討論といたします。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、請願第3号を採決します。

本請願に対する教育厚生常任委員長の報告は不採択であります。

請願第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立少数です。

したがって、請願第3号、後期高齢者医療制度に関する請願は、不採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 陳情第1号、有害野鳥対策に関する要請について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、陳情第1号を採決します。

本陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

陳情第1号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、陳情第1号、有害野鳥対策に関する要請に関する陳情は、採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 陳情第2号、猪害対策に関する要請について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、陳情第2号を採決します。

本陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

陳情第2号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、陳情第2号、有害野鳥対策に関する要請に関する陳情は、採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 陳情第3号、稲カメムシ防除等害虫絶滅に関する要請について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、陳情第3号を採決します。

本陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

陳情第3号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、陳情第3号、稲カメムシ防除等害虫絶滅に関する要請に関する陳情は、採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 陳情第4号、農業用ビニール等の廃棄物処理に関する要請について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、陳情第4号を採決します。

本陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

陳情第4号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、陳情第4号、農業用ビニール等の廃棄物処理に関する要請に関する陳情は、採択とすることに決定しました。

議長（東川継央君） 陳情第5号、園芸・畜産の活性化と振興に関する要請について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、陳情第5号を採決します。

本陳情に対する産業建設常任委員長の報告は採択であります。

陳情第5号を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、陳情第5号、園芸・畜産の活性化と振興に関する要請に関する陳情は、採択とすることに決定しました。

議案第64号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第16、議案第64号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第64号「工事請負契約の締結について」の提案理由の説明を申し上げます。

あわら市が古屋石塚地係で進めております産業団地整備事業において、去る6月20日に、あわら市産業団地整備事業造成工事の条件付き一般競争入札を執行いたしております

その結果、2億8,140万円、うち消費税にかかる金額1,340万円で、「株式会社桑原福井支店、角谷木材建設株式会社、あわら市産業団地整備事業造成工事特定建設工事共同企業体」が落札、同共同企業体の代表者である株式会社桑原福井支店と仮契約を締結いたしましたところであります。

このため、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております、議案第64号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第64号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案第65号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第17、議案第65号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議長（東川継央君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 市長、橋本達也君

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第65号「あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

議案第65号につきましては、金津雲雀ヶ丘寮の管理に関する業務を地方自治法に基づく指定管理者に行わせるため、この案を提出するものであります。

なお、施行日については、別途、規則で定めることとしております。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（東川継央君） 上程議案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております、議案第65号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） まず、原案に反対者の発言を許しますけども、反対討論はあり

ませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) それでは、原案に賛成者の発言を許します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 4番、山川知一郎君

4番(山川知一郎君) ただ今の金津雲雀ヶ丘寮の指定管理者導入について、賛成の立場で討論を行いたいと思います。ご承知のように、雲雀ヶ丘寮の現状は、多くの介護受けたいと、入所を希望する方がおられるにもかかわらず、この春、増設が竣工した新しい施設にも職員が不足のためにまだ受け入れが十分できていない、という状況でございます。

また、この間7年間に渡って正職員の採用を一切してこなかったために正職員21名に対して、嘱託職員が67名と3倍以上にもなっております。大変、いびつな状態にあると考えます。このこととは、職員の待遇上も大きな問題であります、利用者のサービスにも悪影響を与えているというふうに考えます。

そもそも、私が議会に出ました時から雲雀ヶ丘は民営化するという話がございました。私は、十分議論をされたうえで民営化が決められたのかな、というふうに思っておりましたが、この間、きちんとした議論は一切されてこずに民営化ありきできたのではないかとこのように思います。今日の事態を招いた大きな原因の一つはここにあると思います。また、「近いうちに民営化するから」ということで、正職員を一切、採用してこなかった。これがズルズルと伸びたにも関わらずこの職員採用について見直しをせずずっと嘱託職員で賄ってきたと、このことについても大きな原因があると考えます。職員の問題について責任が理事者側にあることは明白であります。

そもそも、この民営化は、行政改革の一貫として出されてきたということですが、行政改革は、無駄を削りサービスを向上する、というところになければなりません。行改によって必要なものまで削ってしまうことは許されません。

私は、一般論として多くのこういう指定管理者制度を見ますと職員の人件費が大幅に削減をされて職員にばかり犠牲がいくという事例がたくさん見受けられます。そういう点では、民営化に必ずしも賛成はできません。しかし、雲雀ヶ丘の現状を解決するためには、この嘱託職員67名を一気に正職員にするというわけにも、現状では、難しいというふうに考えますし、介護福祉施設のこれからの経営を考えますと非常に介護報酬が低くて経営がこれからますます厳しくなるということが予想されます。この点については、国に対して介護報酬を増やすように要求すべきだと思いますが、とりあえず、この現状を打開をしてきちんとした職員待遇をするためには指定管理者制度を導入するのも止むを得ないのではないかと、また、これから指定管理先をどこにするかという議論がありますがとりあえずは、この制度を導

入するという事は止むを得ないというふうに考えます。そういう点では、諸手を上げて賛成ということではありませんがとにかく、職員の待遇改善と利用者へのサービス向上を図るためには止むを得ないことであるというふうに考えます。そういう点で賛成としたいと思います。

議長（東川継央君） 他に討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） これで討論を終わります。

議長（東川継央君） これより、議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、議案第65号、あわら市金津雲雀ヶ丘寮条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

発議第3号の提案理由の説明・質疑・討論・採決

議長（東川継央君） 日程第18、発議第3号、食料・農業・農村政策に関する意見書を議題とします。

議長（東川継央君） 本案について、提案者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 9番、坪田正武君

9番（坪田正武君） 発議第3号食料・農業・農村政策に関する意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

いま、地球の温暖化、穀物需給の逼迫、輸入食品への不安など、食と農をめぐる環境が世界的規模で大きく変化する中、国内生産を基本とした食料安全保障の確立は、我が国にとって重要課題となっています。

また、19年度からの農政改革は、米は過剰生産による大幅な米価下落など多くの政策課題が発生したことで、国は緊急対策や政策見直しを行ったものの、現行政策への懸念は払拭できていません。

このようなことから、国において、地域の農業に憂いを残すことなく、将来ともに農業者が自信と誇りをもって農業に勤しみ、次世代に手渡していける政策が構築されるよう求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をお願い

いたします。

なお、意見書案については、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願ひします。

議長（東川継央君） 本案に対する質疑を許します。

議長（東川継央君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 質疑なしと認めます。

議長（東川継央君） ただ今、議題となっております、発議第3号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決いたしたいと存知ますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 異議なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（東川継央君） 討論なしと認めます。

議長（東川継央君） これより、発議第3号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

議長（東川継央君） 起立全員です。

したがって、発議第3号、食料・農業・農村政策に関する意見書は提案のとおり可決されました。

各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（東川継央君） 日程第19、常任委員会の閉会中の特定事件調査の件を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布しました特定事件の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（東川継央君） お諮りします。

各常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議の宣言

議長(東川継央君) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、会議を閉じます。

議長閉会挨拶

議長(東川継央君) 閉会にあたり一言ご挨拶をいたします。6月6日に開会をし、本日、最終日ということで長時間に亘り、長期間に亘り議員各位にこの会期中を通じて真剣なご議論いただいたということで私からも厚く御礼を申し上げたいと存じます。今程、委員長報告の中でいろいろと報告がされたわけですが一つには雲雀の今、指定管理者移行への条例等案が今、全会一致で可決をされました。いろいろと討論を含めていろいろなご議論があったのも事実でございます。しかしながら、委員長報告にもありましたようにその受け皿については全面的に白紙といったなかで今後、十分受け入れ先含めて、議会も前向きに議論が進んでいくものと期待をするところでございます。なお、この方向性が出たわけですから、1日も早く多くの待機者を1日も早く受け入れるそういった体制づくりに今以上の努力を求めるものでございます。もう一つには、この会期中通じて入湯税の未済問題ということが表面化、公表されました。これは、私共、議会といたしても本当に晴天の霹靂と申しますか、この二元代表制、地方自治における議会制民主主義、理事者との議会の関係、そういった中で長年にわたり、議会に対し真実が語られてこなかった、ということに対しては、議会そのものの存在意義にも関わる大変、大きな事案であるところといったふうに理解をいたしております。そうした中で今回、市もこういったことで調査をしていくということでございます。また、総務委員長の報告にもあり

ましたようにそういった徹底した原因究明といったことまた、この収納に携わる法を遵守するその公務員として役所として公正公平な賦課徴収、また、納税者の信頼回復ということに1日も早く努めるためにも徹底したその原因というものは、調査をすべきものと認識をいたしております。また、議会としましても委員長の申し出のように閉会中の継続調査ということでこの収納事務に関する調査案件も総務常任委員会の方で継続審査で調査をしていくというような今、議決がありました。そういったことを踏まえて議会としてもその議会の信頼回復ということにも努めるとともに議会が真剣にその原因調査をすることによって市民の信頼感また、納税者の今後の信頼感といったものを得られるのではないかとこのように思っているところでございます。本当にこのあわら市にとって大変、好ましくない不名誉な事態ではございますけれども、理事者、議会とも今一度、十分に反省をしながらこのことが結果として今後のあわら市にとって住民にとって良かったと言えるような結果にしていかなければならないとこのように感じているところでございます。一言、言わしていただきましたけれども本当にまだまだ多くの課題があわら市にはございます。そういった意味で本日6月定例会の最終日ではございますけれども9月議会までそれぞれ継続調査ということでいろんな案件について議会の委員会活動もできるわけですから十分に議会活動に取り組みましてあわら市が今後ますます発展するよう努力をいたしたいとこのように思っているところでございます。結びになりますけれども本日、提案をされました議案それぞれに妥当なご決議をいただいたことを重ねて御礼を申し上げます、一言、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

市長閉会挨拶

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(東川継央君) 市長、橋本達也君

市長(橋本達也君) 閉会に当たりまして一言、御礼のご挨拶を申し上げます。6月の6日以来、大変長期間に亘りましてご出務いただきまして誠にありがとうございました。また、理事者が提案をいたしました議案につきましては全て可決の決定を

いただきまして心から厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、先程、採択をされました陳情等につきましては、その趣旨に従って行政としても対応するように鋭意努めて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

なお、この場をお借りいたしまして、2点、を申し上げさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目でございますが、今回、発覚をいたしました入湯税の不適切な会計処理に関しましては、議会そして、市民の皆様の信頼を損ねたことは、誠に申し訳なく、遺憾に思っているところでございます。

これにつきましては、まったく申し開きのできないことでありまして心よりお詫びを申し上げる次第でございます。この件につきましては、既に、関係職員からの事情聴取を終え、現在は、申告書や調定簿等の関係書類を鋭意調査しているところでございます。なお、人事考査委員会の設置を命じまして6月の18日に設置され同日、第1回の委員会を開催しております。今後は、これらの経緯等を明らかにするとともに、関与した職員については、適切な処分を行い、今後二度とこのようなことが生じないように、市役所一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。

2点目は、入札に関することでございます。昨年度より導入をいたしました、一般競争入札が今回の入札で4本目を迎えました。この4本の一般競争入札の結果につきましては、先ず昨年度行なわれました金津雲雀ヶ丘寮の増築工事に関しましては、その落札率が72.23%でございます

また、今回、執行いたしました産業団地整備事業造成工事につきましては、70.21%となっております。また、馬場第2団地、第1棟、耐震改修及び関連工事につきましては、86.40%となっております。

また中川污水管渠布設工事、配水管布設工事外の合併工事につきましては、87.50%となっております。それぞれ設計価格の多寡の違いはございますが、これを無視しました単純な平均値だけで申し上げますとこれら4本の落札率は、79.08%となっております。この結果を見る限りでは新たに導入をいたしました一般競

争入札の成果は着実に上がっているというふうに考えております。この議会を通じましても議会からご指摘をいただきました地元業者の育成ということも勿論、念頭にはおきながら今後とも公正公平は入札の執行に心がけて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。さて、梅雨にも入りまして大変過ごしにくい日がこれから続こうかと思いますが今程、議長のご挨拶にもございましたが、あわら市には、まだまだ多くの課題がございますので引き続き議員の皆様にはいろいろとご協議を申し上げて参りたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。十分ご健康には留意されましてご活躍をされますようお祈り申し上げまして閉会にあたっての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

閉会の宣告

議長（東川継央君） これをもって、第31回、あわら市議会定例会を閉会します。

(午後5時59分)

地方自治法第123条の規定による署名する

平成20年 月 日

議 長

署名議員

署名議員